

平成 28 年度厚生労働行政推進調査事業費  
政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）  
（H28－政策－指定－006）

## 「我が国の貧困の状況に関する調査分析研究」

平成 28 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 泉田信行

平成 29 年 3 月



平成 28 年度厚生労働行政推進調査事業費政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

「我が国の貧困の状況に関する調査分析研究」

平成 28 年度 総括・分担研究報告書

目次

総括研究報告

泉田 信行（国立社会保障・人口問題研究所）

分担研究報告「日本における貧困率の推移－先行研究レビューから－」

渡辺 久里子（国立社会保障・人口問題研究所）

分担研究報告「剥奪アプローチによる貧困測定方法のサーベイ－日本における剥奪指標の構築に向けて－」

大津 唯（国立社会保障・人口問題研究所）

分担研究報告「施設居住者の居住環境の現状と課題」

阪東 美智子（国立保健医療科学院 生活環境研究部）

分担研究報告「社会的排除、相対的剥奪への支援施策展開に関する理論的考察」

藤間 公太（国立社会保障・人口問題研究所）

分担研究報告「低所得水準が居住水準の悪化に与える影響：住宅・土地統計調査の市区町村統計を用いた分析」

安藤 道人（国立社会保障・人口問題研究所）

分担研究報告「マイクロシミュレーションモデルを用いた貧困研究の方向性の検討」

佐藤 格（国立社会保障・人口問題研究所）

資料「スウェーデンの居住保障政策」

佐藤 吉宗（ストックホルム商科大学欧州日本研究所）

研究成果の刊行に関する一覧

平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）

「我が国の貧困の状況に関する調査分析研究」

(H28 - 政策-指定-006)

総括研究報告書

研究代表者 泉田信行（国立社会保障・人口問題研究所）

#### 研究班の構成

##### 分担研究者

泉田 信行 国立社会保障・人口問題研究所

阪東美智子 国立保健医療科学院

佐藤格 国立社会保障・人口問題研究所

渡辺久里子 国立社会保障・人口問題研究所

安藤道人 国立社会保障・人口問題研究所

藤間公太 国立社会保障・人口問題研究所

大津唯 国立社会保障・人口問題研究所

##### 研究協力者

島村玲雄 慶應義塾大学

#### 要旨

**目的：**本研究の目的は、日本における貧困および貧困研究の現状を把握し、また貧困の背景要因等に関する実証分析を行うことにより、これまでの貧困研究の体系化と総括的な評価に取り組むことである。

**方法：**文献検討による方法と、総務省統計局『住宅・土地統計調査』の公表データを用いて基礎的な集計、LIAM2 と呼ばれる分析プログラムを用いた分析手法の基礎的な部分の開発を行った。

**結果：**1) 日本における相対的貧困率の推移が全人口、部分集団ごとに明らかにされた。2) 日本と各国の剥奪指標の開発状況の差異が明らかにされた。3) 住宅の質について、ハード面のみならずソフト面についても検討する必要があることが明らかになった。4) 概念の分類を確認した上で、将来的な社会的損失の観点から社会的排除に対応する必要性、そのための施策が正当化されるための条件を示した。5) 低所得水準は腐朽・破損住宅や最低居住面積未滿住宅や旧耐震基準住宅など、質の低い住宅での居住に繋がること等が明らかになった。6) 今後の貧困の動向についての測定手法について、仮想的なデータを用いたシミュレーションによりモデルの性能を検証できた。

**考察・結論：**所得貧困、居住を含む相対的剥奪、社会的排除の各指標にかかる整理を行った上で、個別の分担研究報告について指標のあり方・活用の観点から考察した。その結



果、1)貧困指標については、国民生活基礎調査（1989年～2013年）のデータを用いて、貧困指標相互間関係を踏まえつつ、誤差率を明確化した形で複数の貧困指標の推移を実証的に検証すること、また、貧困動態の実証的検証の必要性の検討を行うこと、2) 相対的剥奪指標については、国立社会保障・人口問題研究所による『生活と支え合いに関する調査』の個票データについて誤差率を含めた分析を進めること、3)剥奪について検討する際には住宅・住居に対してどのようなソフト面での質を期待すべきかを検討すること、4)居住の剥奪については、さらに各国の住宅政策と居住福祉、居住保障政策との接合を探るために、引き続き、社会手当制度の体系との関係性をふまえるなどの工夫を行った上で実地調査を行うこと、5)住居の剥奪状況について「住宅・土地統計調査」の個票データによる検証が必要であること、6)社会的排除の指標の情報を用いた分析結果から排除されている状況へ帰結するプロセスの解明の必要性について検討すること、7)国民生活基礎調査のデータからパラメータの作成作業を行い、micro-simulation による貧困の動向分析に活用すること、が研究班の所期の目的を達成するために必要であると考えられた。

## A.研究の目的

本研究の目的は、日本における貧困および貧困研究の現状を把握し、また貧困の背景要因等に関する実証分析を行うことにより、これまでの貧困研究の体系化と総括的な評価に取り組むことである。

## B.研究の方法

分担課題のうち、「住宅の質に関する研究」、「貧困率の測定に関する研究」、「排除指標に関する研究」、「剥奪に関する研究」については文献調査を本年度は行った。研究課題「低所得者等の住宅・居住の実態及び課題の把握」については、総務省統計局『住宅・土地統計調査』の公表データを用いて基礎的な集計を行った。研究課題「今後の貧困の動向についての測定手法開発に関する研究」については LIAM2 と呼ばれる分析プログラムを用いて、分析手法の基礎的な部分の開発を行った。

## C.結果

### C-a) 「住宅の質に関する研究」

以下の4点が明らかとなった。

1:統計調査によって相対的貧困率の水準は異なるものの、時系列での推移やリスクグループについては共通した結果が得られていた。すなわち、全人口平均の貧困率は上昇傾向にあること、高齢者の貧困率は下落傾向にあるものの他の年齢階層と比べると、最も貧困率が高いグループであった。

2:子ども期に貧困である場合将来においても貧困となるかどうかについては、先行研究において一致した結果は得られていなかった。しかしながら、子ども期に貧困であると大卒の学歴を有する確率が統計的に有意に下がることは、複数の先行研究の結果から支持されていた。

3:現役世代の貧困は他の年齢階層と比較して低い水準にあるものの上昇傾向にあり、特に若年者においてワーキングプア率が上昇していること、親と同居している未婚者の増加は、将来において深刻な問題になることが予測されている。

4:高齢者の貧困は低下傾向にあった一方で、未婚の子と同居している場合は高齢者本人が貧困に陥る確率が高まると指摘されている。また女性の場合、婚姻状況(=未婚・離別・死別)や配偶者の職業によって貧困状況が異なり、特に未婚や離別の場合は将来における貧困率が大きく上昇することが指摘されている。

### C-2) 「剥奪に関する研究」

剥奪指標の方法論の開発が進むなかで、EU加盟28か国においては共通の調査様式に基づく剥奪の測定が毎年行われているのははじめ、剥奪指標は国際的に広く活用されている一方、わが国においては単発的に調査研究が行われているのみであり、しかもそのほとんどは特定の集団を対象を限定したものであることが明らかにされた。

### C-3) 「住宅の質に関する研究」

社会福祉施設・婦人保護施設・児童相談所一時保護所の現状について、居住水準の観点から検討を行った。社会福祉施設が期待される機能は

- ・経済的困窮者への住まいの提供(ハード機能)
  - ・生活の自立の援助(ソフト機能)
  - ・望ましくない社会関係性からの遮断(ソフト機能)
- から構成されると考えられた。

### C-4) 「排除指標に関する研究」

貧困、相対的剥奪、社会的排除についての概念の分類を確認した上で、ニーズを抱えた層が誤解にもとづき「リスク化」されることによる不平等の拡大と、将来的な社会的

損失の観点から相対的剥奪、社会的排除に対応する必要性があることを指摘し、そのための施策が正当化されるための条件(相対的剥奪や社会排除の実態に関する公的調査の実施が必要であることを含む)を示した。

### C-5) 「低所得者等の住宅・居住の実態及び課題の把握」

低所得水準は腐朽・破損住宅や最低居住面積未滿住宅や旧耐震基準住宅など、質の低い住宅での居住に繋がることが明らかになった。特に腐朽・破損住宅での居住への影響は大きく、また最低居住面積未滿住宅での居住への影響は3人以上の世帯において頑健に観察された。一方、医療機関や駅へのアクセスへの影響は頑健には観察されなかった。

### C-6) 「今後の貧困の動向についての測定手法開発に関する研究」

将来国民生活基礎調査等を利用してパラメータをより現実に近いものに置き換えて分析することを目指しつつ、まずは仮想的なデータを用いたシミュレーションにより、各個人の学歴や就労状態、所得分布を明らかにし、正規・非正規の労働者数の将来の値が、正規・非正規の比率の変化にどの程度反応するかという観点からモデルの性能を検証した。

### D. 考察及び結論

生活の困難を評価する指標である、所得貧困、居住を含む相対的剥奪、社会的排除の各指標にかかる整理を行った上で、個別の分担研究報告について考察していく。

## D-1.生活の困難を評価する指標の概念整理

本研究班の、渡辺報告、大津報告、藤間報告により所得貧困、物質的剥奪、社会的排除の指標や概念がそれぞれ整理された。これらの相互関係はどのように考えるべきであろうか。(所得・物質的) 貧困の概念と(英国的な考え方による) 社会的排除の概念の関係は、たとえばルース・リスターが説明するように、一方が原因で他方を結果とみることもできるし、「貧困と社会的排除の重なり」や「入れ子の状態としての貧困と社会的排除」といった説明的な実証的連鎖として示されるかも知れない。

様々な整理の仕方が考えられ得るが、ここでは本研究班の問題意識である、生活の困難を把握する指標としてそれぞれの指標がどのような性質の情報を持っているのか、という観点から整理する。人々の生活の困難を把握、評価するという行為は、(全ての側面について行えているわけでは無いにせよ) 社会の状態を把握し、評価することである。そこで、社会の状態を評価する方法を検討する、経済学の一分野である社会的選択論における議論を援用して整理してみたい(図1)。

基本となる概念は「(非)厚生主義」と「(非)帰結主義」である。厚生主義とは社会を評価する際に使用する情報が効用(ここでは個々人の満足度)であることを意味する。所得貧困を測定する尺度は厚生主義的な尺度と考えて良い。個々人の満足度を発生させる消費の源泉である所得の水準だけを問題にしているからである。これをAtkinson(1987)の議論を下に説明する。現実の所得分布からもたらされる平均所得 $Y$

からもたらされる社会的な良さは、不平等が社会的に忌避される限り、(等価) 所得を均等に分配することにより、より低い平均所得で達成することが可能であろう。その均等分配された等価所得を $Y-I$ とすれば、その水準自体を社会の良さを判断する基準である社会厚生関数

$$W = Y - I$$

として考えることができる。 $I$ は現実の所得分布が不平等であることによる社会的な費用である。これは所得不平等の文脈の議論であるが、同様に貧困による費用を $P$ とすれば、

$$W = Y - I - P$$

という形で貧困の費用が社会厚生関数とリンクできることも示している。貧困の費用を貧困尺度で測れるのであれば、貧困尺度の改善が社会厚生改善につながることになる。なお、ここでは例示として用いているが、アトキンソン自体の上記の尺度についても議論がある。

では、相対的剥奪や指標としての社会的排除はどこに分類されるであろうか。センの潜在能力論と同様に非厚生主義(的帰結主義)のカテゴリーに入ると考えられる。Townsend(1979)が提唱した相対的剥奪は大津報告にて説明されているとおり、個人の満足度やその背景にある所得水準(のみ)ではなく、社会における標準的な生活のありようと個々人の現状の生活のありようとの間にある乖離を測定し、その乖離の集計によって社会の良さを判定する考え方である。このような個々人の満足度(の背景にある) 所得情報以外の、外的に与えられる、社会の価値基準に沿って評価する考え方は非厚生主義に分類して良いであろう。

藤間報告では、社会的排除の要因として「社会的な参加、つながりの欠如」があげられている。これを踏まえると社会の良さを判断する社会的排除指標も非厚生主義的帰結主義の考え方の範疇にあると分類して良いであろう。

このように整理すると、所得貧困、物質的剥奪、社会的排除の指標や概念は厚生主義か否かという点で違いはあるが社会状態の結果で評価する帰結主義であるという意味では同じ性質を持つと言える。

なお、本研究班の視野には入っていないが、貧困の基準としての最低生計費を決める方法に **Minimum Income Standard (MIS)** という方法がある。岩田・岩永(2012)によれば、「その特徴は、ラウントリーのマーケットバスケットによる理論生活費の改良と、市民参加による合意アプローチを合体したところにある。」とされている。社会状態の判断については理論生計費によるが、その決定について市民の参加を求めている点を重く見るならば、手続きへの参加を重視する非帰結主義的な考え方に沿ったものであると言えよう。

#### **D-2-1) 貧困指標を用いた研究について**

貧困指標を用いた日本についての実証研究については渡辺報告がまとめているが、そこでは相対的貧困率を用いた分析が主である。他方で、貧困を測定する用いる指標は相対的貧困率に限るわけではない。様々な貧困指標が提案されているが、橘木・浦川(2006)は①貧困層の所得分配の変化に対して感応的であること、②特性別の部分社会集団の貧困指標から社会集団全体の貧困指標を構成できること、といった特性から

整理するなど丁寧な説明を行っている。その上で彼らは1992年から2001年までの各指標の推移について比較表を作成している。

しかしながら、リーマンショックなどのあった2000年代後半以降についての分析は他でも行われていないのが現状である。それゆえ、研究班として提供を受けている国民生活基礎調査(1989年～2013年)のデータを用いて、貧困指標相互間関係を踏まえつつ、複数の貧困指標の推移を多面的に検討し、政策の効果について検証するための準備を行うことが2年目の課題となる。その際に、特に重要であることは、推定の手続きを明らかにして再現性を担保することのみならず、推定された貧困指標の値がどの程度の誤差を持っているのかという誤差率を明示することである。貧困指標の変化に統計的に意味のある差があったのか否かが明らかで無ければ政策の事後的な評価や政策発動の事前的な判断の根拠が明確で無くなるためである。

貧困の分析はいずれにしても横断面調査の結果が多い。横断面調査の弱点のひとつは、貧困であることが持続的なのか一時的なのか、貧困への突入なのか脱出なのかといった貧困の動態を明らかにすることができない点にある。貧困動態を精密に把握できることは政策の有効性を考える際に重要な情報を与えるものと考えられる。

日本においても幾つかの試みがある。簡潔なサーベイが濱本(2009)によって与えられているが、その表2は非常に興味深い情報を与えてくれる。そこでは貧困の動態

- ・常時貧困層(貧困固定層、持続貧困層、固定的貧困層)
- ・慢性(的)貧困層(変動層)

・一時(的)貧困層  
それぞれの対象者の割合について先行研究が把握した数値がまとめられている(サーベイされている論文によって名称は異なっているものを集約して示している)。これを調査の時点数で並べ直したものが表1である。

慢性貧困については研究間の定義の違いが大きくなるが、常時貧困、一時貧困とまとめた部分はほぼ同一の定義であり、常時貧困は観察全時点で貧困の状態にあった者の割合、一時貧困はある一時点で貧困であった者の割合を示している。調査の種類や貧困基準(石井・山田と阿部は等価世帯収入の中央値の50%、濱本、濱本・岩田は生活保護基準の1.2倍)が異なることも要因として考えられなくもないが、常時貧困は観察期間数が長くなるほど割合が小さくなり、一時貧困は観察時点が長くなるほど割合が大きくなる可能性を示唆しているのではなかろうか。このことはライフコース上で生活の困難が発生しても、克服できるケースが存在することもあり得ることを踏まえれば自然であろう。

他方で、一時的貧困から慢性的貧困への移行は当然想定すべきものであり、それを把握できる指標が必要である。岩田(1997)や岩田(1999)では検討されていたが、その後指標としては把握されなくなっている「貧困流入」、「貧困脱出」という形の、時間軸の流れの情報を持った貧困動態を把握する指標が利用できることが望ましいであろう。

観察期間を延ばしていけば、観察期間中に常に貧困であるという「常時貧困」は恐らく可視的な範囲の数値ではなくなる。しかし、

現存する問題が解決するわけではない。常時貧困を測定するための、おそらくは調査時点数に基づくべきではない、より適切な指標を検討する必要があると考えられる。

貧困の動態を考える場合にも横断面での貧困を考える場合と同様に、まずもって基準となる貧困指標の値がどの程度の誤差を持っているのかという誤差率を明示する必要がある。この情報がなければ所得水準の貧困基準値の大小関係が統計的に意味のある形で示せないからである。これらの点を踏まえた厚生労働省による縦断調査を用いた検証が必要であるか検討し、必要な場合はデータの使用申請を行って分析を行うこととする。

### D-2-3) 相対的剥奪指標の測定についての課題

大津報告で相対的剥奪指標の歴史から日本における測定の現状までが丁寧に整理されている。本研究班の目的のひとつが剥奪・排除指標のあり方についての検討を行うことであり、剥奪指標のあり方にかかる先行研究の整理は大津報告で行われたと言える。居住(保障)にかかる論点は後に吟味するものとし、そもそもの剥奪指標の状況について簡単に課題を検討する。

日本の剥奪指標測定については、社会集団全体を対象とするものとしては、阿部(2006)および阿部(2014)があげられる。阿部(2006)におけるその手続きについては大津報告にあるとおり、「福祉に関する国民意識調査」において28項目について「現在の日本の社会において、ある家庭がふつうに生活するために全体に必要であるか」を尋ね、有効回答者の50%が「必要である」

と答えた 16 項目を「社会的必需項目」としている。その結果を踏まえて必需項目を享受できているかの調査が行われることになるが、阿部（2006）では 1,520 人中の被調査者のうち剥奪項目がゼロであった者が 990 名（65.1%）であった。逆に言えば、1 項目以上剥奪されている者は 34.9%となる。「社会的必需項目」として必要と考える者の割合に応じて調査結果として得られる剥奪率は影響を受けると考えて良いであろう。すなわち、50%が「必要である」と回答した項目とするか、75%が「必要である」と回答した項目とするかによって、最終的に当該社会における剥奪率の調査結果は変化するのである。その意味では人為的に「必要である」と回答する者の割合を引き上げていけば、名目上最終的な調査結果として得られる剥奪率に影響を与えることも可能であるかも知れない。

そのような問題を回避する方法として、一旦決めた「社会的必需項目」による一時点における剥奪水準では無く、その水準の変化の方向性を観測することもあり得るであろう。研究班ではその第一歩として、国立社会保障・人口問題研究所による『生活と支え合いに関する調査』の調査結果を詳細に活用することとしている（3年目の課題）。

他方で、同一項目の調査を複数年実施することに限界点がないわけではない。スピッカー（2008）には興味深い表が掲載されている。英国における Breadline Britain による 3 回の調査（1983 年、1990 年、1999 年）において被調査者が必需品と回答した割合が項目別に比較されている。『暖房』のように 97%-97%-94%と高い水準を保つ項目もあるが、『年一回の贈り物』のように

63%-69%-56%とそもそもそれほど高くない項目もある。さらには、成人の 1 日 2 回の食事のように 64%-90%-91%と割合を高めているものもある。

この事例を踏まえると、剥奪率を調査するために同一項目を継続的に調査する際に、新規に導入する項目や廃止する項目をどのように決定すべきか、導入や廃止が行われる際に異時点間の接続可能性をどのように担保しておくのかを事前に設定しておく必要がある。また、そもそも調査時点間における回答割合が異時点間に統計的に有意な変動を持っていると言えるのか、について回答できるように各時点での調査結果の表示に誤差率を含める必要がある。

さらに、言えば剥奪の状態にある者が所得貧困にあるのかという「重なり」の問題についても検証する必要がある。これは「貧困」と「剥奪」にかかる調査が適切に行われているのか、概念やそれを反映した指標が適切に行われているのか、といった点を確認するためにも重要である。国立社会保障・人口問題研究所による『生活と支え合いに関する調査』はこれらの観点を踏まえた設計となっており、研究班で剥奪率の分析を行う際にはこの点を踏まえて実証的な分析を行っていく必要がある。

#### D-2-4) 居住の剥奪についての課題

阪東報告が「施設居住者の居住環境」について、安藤報告が「低所得水準が居住水準の悪化に与える影響」について、それぞれ既存統計を用いつつ検討を行っている。

先進国における住宅政策は、1)国その他の公的主体による直接または間接的な住宅の建設・供給施策、2)中・低所得階層に対す

る住居費負担の援助施策、3)民間賃貸住宅の借家人の居住権保護施策、の3つが主要な構成要素であるとされている（原田1989）。これらは具体的には、1)公営住宅建設、住宅建設の融資助成、持家政策（融資助成、住宅減税政策）、2)家賃補助・住宅手当及び家賃統制、3)借家権の設定である。

住宅政策は一般にはより広い概念であると考えられ、住宅の衛生的な側面や広さや設備の有様を規定する住居基準の設定も含まれる（早川1987、阪東2015）。また、住宅政策の概念を包摂する試みである居住福祉の概念においては、これらに加えて、住宅におけるケアの供給（ケア付き住宅）も含まれる（野口・外山・武川2011、葛西2017）。

阪東報告による、施設居住者の居住環境の検討を通じて、あるべき社会福祉施設の機能を考えると、その反射として施設ではない住まいとしての住宅・住居のあるべき機能が明らかにされると考えられる。阪東報告の内容から、社会福祉施設が期待される機能は

- ・経済的困窮者への住まいの提供（ハード機能）

- ・生活の自立の援助（ソフト機能）

- ・望ましくない社会関係性からの遮断（ソフト機能）

から構成されると考えられる。これらの機能のどこまでを社会福祉施設に期待するかは、逆に、社会福祉施設に期待する機能の残余の部分を、事実上、住宅・住居に期待することとなる。この点を踏まえた上で、相対的剥奪、社会的排除の文脈から居住について検討することが必要である。

『生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理』のp.29において、「「住まい」は、

単にハードとしての「住宅・住居」の役割にとどまらず、家庭を育み、地域社会とのつながりを持ちながら生活していく「拠点」としての重要な役割があり、その確保が自立の基盤となる。」とされている。生活を考える場合には、就労という観点も含めて検討することが必要であろう。その際には、職業、労働条件、所得などの要因によって居住地が制約される居住立地限定階層の状況などにも目を配りつつ、居住確保と就労や社会関係性維持の両立状況について統計データ等を用いて検証する必要があるかも知れない。

このような検討は住宅政策と居住福祉、居住保障政策との接合を探る試みと言ってもよいであろう。その際に有益であるのは、各国との制度・政策の比較である。今年度はスウェーデン、デンマークの現地調査、およびフランスの社会法典にかかる資料収集を実施した。次年度はイギリス、フランス、ドイツなどの現地調査を行うことを予定している。

各国比較を行う際には、歴史的な観点を踏まえることは重要であろう。例えば、スウェーデンは戦災を受けておらず、第二次世界大戦終結とともに戦費の削減分が社会保障にまわされ、住宅手当が1948年に開始されている（小野寺1987）。フランスは第二次世界大戦後の住宅危機時に、借家人保護や住宅手当の給付を行いつつも、公的主体による直接的な建設供給方式をとらなかった（原田・大家1999）。

当然、居住保障施策が社会保障施策と住宅施策のどちらの観点からより強く推進されているかという点も考慮すべきである。その際には社会手当制度の体系との関係も検討する必要がある。

各国比較の実施とともに、日本国内の現状把握も行う必要がある。本年度は安藤報告が公表されているデータである、「住宅・土地統計調査」の市区町村別の統計を用いて、低所得水準が居住水準の悪さに与える影響を分析している。個人単位のデータでは無く、市区町村単位の集計された地域データを用いた分析であるため、本研究の分析結果やその含意を個人レベルに直接当てはめることができない可能性はある。このため、本研究で得られた結果は、現時点では注意深く解釈する必要があることに留意すべきである。

他方で、低所得水準は腐朽・破損住宅や最低居住面積未達住宅や旧耐震基準住宅など、質の低い住宅での居住に繋がる、という本研究の主たる結果は直感的には納得のいくものである。

低所得→低居住水準という因果の存在が示唆されたことは非常に重要であるが、政策提言につなげるにはさらなる学術的な検証が必要であると考えられる。たとえば、実際には、低所得と低居住水準に直接の因果関係が無いが、低所得者が多い→当該自治体の低財政水準→公営住宅の整備水準低→低居住水準という因果のルートが存在することは否定されていない。

いずれにせよ、今後、個票データやそれを直接活用した地域集計データを用いたさらなる検証が必要であるが、その出発点となる研究として位置付けられる。

#### D-2-5) 分析結果の活用に向けた論点

これまで述べてきた、所得貧困、相対的剥奪、剥奪の項目としての居住、についても、分析の進展とともに分析結果の活用につい

てさらに検討する必要は当然あるが、ここでは社会的排除および今後の貧困の動向についての測定手法開発について簡単に検討する。

排除指標に関して文献サーベイを行った藤間報告においては、フランスにおける社会的排除の議論を整理している。フランスの議論においては、例えば、英国をはじめとする他国との議論とは異なり、指標化に対して否定的な態度も存在する。ロベール・カステル(2015)はその第12章において「排除」という言葉を注意深く使用すべきであることを指摘している。「排除」の状況を構成する本質的特徴は、こうした状況の中には存在しないこと、「排除について語ることで、あるプロセスに置かれなければ意味をなさない極端な諸状況が、自律したものとみなされてしまう」ことをその理由としてあげている。彼は結論部分において、「社会的な不具合があれば何であれ、「排除」と名付けて危険を誇張するのではなくして、排除のプロセスを、今日における社会問題を包括的に構成している諸要素全体から注意深く切り離さなければならない。」と指摘している。

社会的排除に至るプロセスを明らかにする作業は日本では社会的排除リスク調査チーム(2012)が既に行っている。カステル自身は「排除」の原因である亀裂が生じるのは、賃労働のただ中においてである。「排除に対して闘う」ためにまず介入すべき対象は、労働にかんする規制や、労働と結びついた保障システムである。」と述べている。社会的排除についての指標化された情報の一部は『生活と支え合いに関する調査』から得られると考えているが、その情報を用いた



分析結果から社会的排除に対する施策へとつなげるためには排除されている状況へ帰結するプロセスの解明を行う必要がある。次年度においては、この点について検討することも視野に入れる必要がある。

佐藤報告は、今後の貧困の動向についての測定手法開発として、貧困の動向を **micro-simulation** の手法によって分析する方法の検討を行っている。手法を活用した分析を行うためには、今年度構築した分析モデルにおいて活用するパラメータの入手が必要となる。予定よりも遅くなったが国民生活基礎調査のデータの入手が完了しており、研究計画通りにパラメータの作成作業を次年度は行うこととしたい。

#### 文献

Atkinson A. B. (1987) "On the Measurement of Poverty," *Econometrica*, Vol.55(4), pp.749-764.

阿部彩 (2006) 「相対的剥奪の実態と分析：日本のマイクロデータを用いた実証研究」社会政策学会編『社会政策学会誌』(16): 251-275。

阿部彩 (2014) 「日本における剥奪指標の構築に向けて—相対的貧困率を補完する指標の検討—」『季刊社会保障研究』49(4): 360-371。

アマルティア・セン (1992) 『不平等の再検討』池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳, 岩波書店。

石井加代子 (2010) 「2000年代後半の貧困動態とその要因」瀬古美喜, 照山博司, 山本勲, 樋口美雄, 慶應・京大連携グローバルCOE 編『日本の家計行動のダイナミズム 6』慶應義塾大学出版会, pp.49-69。

石井加代子・山田篤裕 (2007) 「貧困の動態分析」樋口美雄・瀬古美喜・慶應義塾大学経済連携 21 世紀 COE 編『日本の家計行動のダイナミズム III』所収、慶應義塾大学出版会 pp.101-129。

石井加代子・山田篤裕 (2009) 「年齢階級・世帯類型別に見た日本の貧困動態の特徴—慶應義塾家計パネル調査 (KHPS) に基づく貧困動態分析—」『社会政策研究』Vol.9, pp.38-63。

岩田正美 (1997) 「第 1 章 自立・世帯形成期と貧困の動態的側面」家計経済研究所編『現代女性の暮らしと働き方 消費生活に関するパネル調査 (第 4 年度) 平成 9 年版』所収, 大蔵省印刷局, pp.55-76。

岩田正美 (1999) 「第 6 章 ; 女性と生活水準変動—貧困のダイナミクス研究—」樋口美雄, 岩田正美編著『パネルデータからみた現代女性 結婚・出産・就業・消費・貯蓄』所収, 東洋経済新報社, pp.171-191。

岩田正美・岩永理恵 (2012) 「小特集 2 に寄せて」『社会政策』第 4 巻第 1 号, pp.58-60。

岩間大和子 (1987) 「第 7 章 住宅給付」社会保障研究所編『イギリスの社会保障』東京大学出版会, pp.189-212。

小野寺百合子 (1987) 「第 10 章 住宅手当」社会保障研究所編『スウェーデンの社会保障』東京大学出版会, pp.215-226。

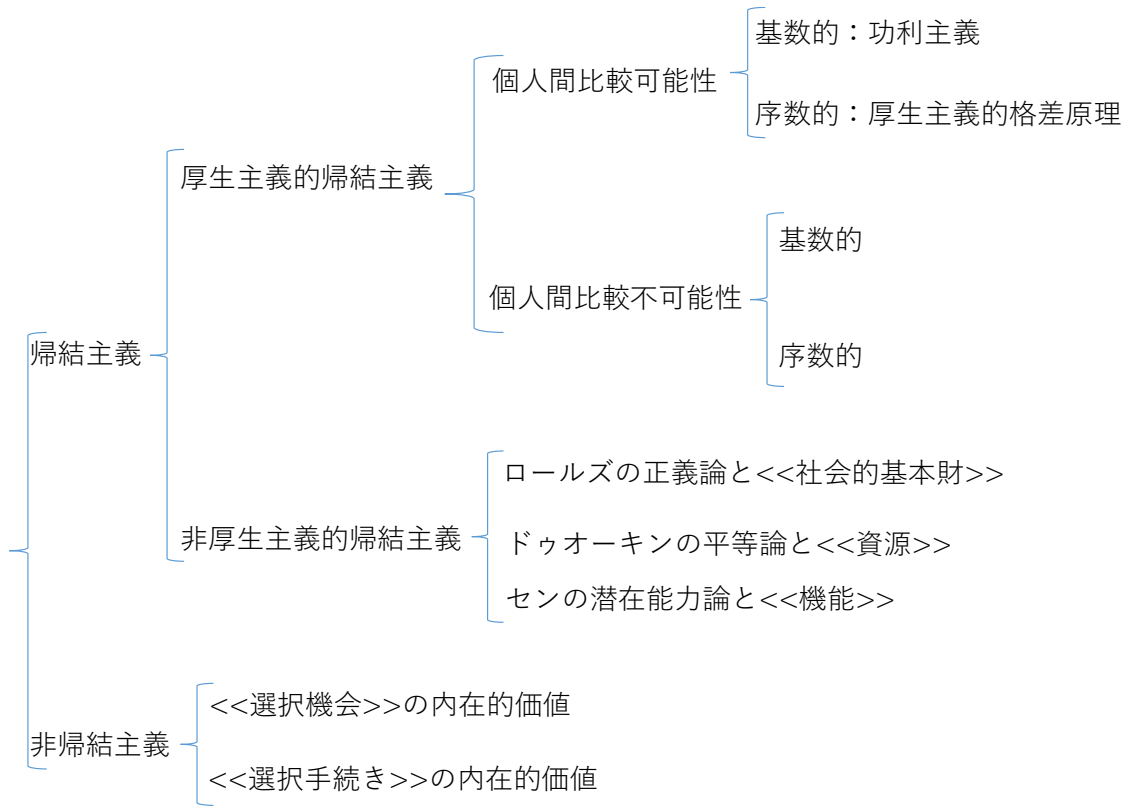
ロベール・カステル (2015) 『社会喪失の時代 プレカリアテの社会学』北垣徹訳, 明石書店。

葛西リサ (2017) 『母子世帯の居住貧困』日本経済評論社。

社会的排除リスク調査チーム (2012) 『社会的排除にいたるプロセス～若年ケーススタディから見る排除の過程～』内閣官房社会

- 的包摂推進室/内閣府政策統括官（経済社会システム担当）。
- ポール・スピッカー（2008）『貧困の概念－理解と応答のために－』坏洋一監訳,生活書院.
- 鈴木浩（1999）「第14章 住宅保障」国立社会保障・人口問題研究所編『先進諸国の社会保障 イギリス』東京大学出版会,pp.315-334.
- 鈴木興太郎「第1章 厚生経済学の情動的基礎」岡田章他編『現代経済学の潮流 2000』東洋経済新報社,pp.3-42。
- Townsend P., (1979) *Poverty in the United Kingdom*, University of California Press.
- 橘木俊詔・浦川邦夫（2006）『日本の貧困研究』東京大学出版会.
- 野口定久・外山義・武川正吾（2011）『居住福祉学』有斐閣.
- 原田純孝（1989）「第14章 住宅政策と住宅保障」社会保障研究所編『フランスの社会保障』東京大学出版会,pp.351-377.
- 原田純孝・大家亮子（1999）「第15章 住宅政策と住宅保障」国立社会保障・人口問題研究所編『先進諸国の社会保障 フランス』東京大学出版会,pp.305-345.
- 原田謙・杉澤秀博・小林江里香・Jersey LIANG（2002）「高齢者の所得変動に関連する要因－縦断調査による貧困のダイナミクス研究－」『社会学評論』Vol.52,No.3,pp.382-397.
- 濱本知寿香（2005）「収入からみた貧困の分析とダイナミクス」岩田正美・西澤晃彦『貧困と社会的排除 福祉社会を蝕むもの』ミネルヴァ書房 pp.71-94.
- 濱本知寿香（2009）「国内貧困研究情報 興味深い統計と数字の動きを見る パネル研究から見た日本の貧困動態」『貧困研究』Vol.3,pp.130-137.
- 阪東美智子（2015）「住宅環境の社会疫学的影響」『貧困研究』Vo.14,pp.64-72.
- 樋口美雄・法専充男・鈴木盛雄・飯島隆介・川出真清・坂本和靖（2003）「パネル・データに見る所得階層の固定性と意識変化」樋口美雄+財務省財務総合政策研究所編著『日本の所得格差と社会階層』日本評論社.
- ルース・リスター（2011）『貧困とはなにか』松本伊智朗監訳・立木勝訳,明石書店.

図 1：社会状態の評価の背景にある考え方の概念整理



出所：鈴木（2000）から著者作成。

表 1：パネル・データの調査時点数と貧困の動態の把握状況

	常時貧困	慢性貧困	一時貧困	観察時点数	調査データ
石井・山田 (2009)	5.3%	4.4-5.3	7.9%	3	KHPS
石井・山田 (2007)	4.7%	—	16.4% ※		
濱本 (2005)	2.1%	4.2%	11.4%	4 (1994年- 1997)	家計研パネ ル
	5.4%	7.5%	12.9%	4 (1999年- 2002年)	
阿部 (2008)	1.9%	2.6-4.8%	11.6%	4	21世紀出生 児縦断
岩田・濱本 (2004)	1.0%	6.3%	27.2%	9	家計研パネ ル
濱本 (2005)	1.5%	6.8%	24.0%		

出所：濱本（2009）より著者作成

※石井・山田（2007）による一時貧困は観察期間中1・2回該当とされている。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「我が国の貧困の状況に関する調査分析研究」

分担研究報告書

日本における貧困率の推移－先行研究レビューから－

研究分担者 渡辺久里子（国立社会保障・人口問題研究所 研究員）

#### 研究要旨

##### 【目的】

長引く不況や非正規労働者の増加を背景に日本の貧困問題が顕在化し、特に 2000 年代に入って、橘木・浦川(2006)や小塩(2010)など多くの実証研究が蓄積されている。本研究では先行研究レビューから、日本の貧困率がどのように推移し、何が要因となっていたか、どのような影響があったか整理する。

##### 【方法】

本研究では、先行研究のレビューから全人口平均および年齢階層別の貧困率について、その要因と影響について整理を行った。

##### 【結果】

先行研究の整理から、日本の貧困率の推移とその要因・影響については、以下に挙げる 4 点が明らかとなっている。

第 1 に、統計調査によって相対的貧困率の水準は異なるものの、時系列での推移やリスクグループについては共通した結果が得られている。すなわち、全人口平均の貧困率は上昇傾向にあること、高齢者の貧困率は下落傾向にあるものの他の年齢階層と比べると、最も貧困率が高いグループであることが分かっている。

第 2 に、子ども期に貧困である場合将来においても貧困となるかどうかについては、先行研究において一致した結果は得られていなかった。しかしながら、子ども期に貧困であると大卒の学歴を有する確率が統計的に有意に下がることは、複数の先行研究の結果から支持されていた。

第 3 に、現役世代の貧困は他の年齢階層と比較して低い水準にあるものの上昇傾向にあり、特に若年者においてワーキングプア率が上昇していること、親と同居している未婚者の増加は、将来において深刻な問題になることが予測されている。

第 4 に、高齢者の貧困は低下傾向にあった一方で、未婚の子と同居している場合は高齢者本人が貧困に陥る確率が高まると指摘されている。また女性の場合、婚姻状況(=未婚・離別・死別)や配偶者の職業によって貧困状況が異なり、特に未婚や離別の場合は将来における貧困率が大きく上昇することが指摘されている。

#### A. 研究目的

長引く不況や非正規労働者の増加を背景に日本の貧困問題が顕在化し、特に 2000 年代に入って、橘木・浦川(2006)や

小塩(2010)など多くの実証研究が蓄積されている。表 1 では、先行研究や府省で推計された相対的貧困率の推移を一

覧にしている<sup>1</sup>。これをみると相対的貧困率の水準は統計調査や論文によって違いはあるものの<sup>2</sup>、増加傾向にあるということがみてとれ、2000年代後半は9～17%程度である。ただし、相対的貧困率の推移は年齢階層によって異なる。

表2～4は、子ども、現役、高齢ごとに相対的貧困率を示している<sup>3</sup>。子どもの相対的貧困率は一貫して上昇しており<sup>4</sup>、厚生労働省(2014)によれば1985年に10.9%であったのが2012年には16.3%となっている。現役世代の相対的貧困率も、1980年代から上昇傾向にあり、2000年代後半は8%～15%程度であったが、ほかの2つの年齢階層と比べると最も低いグループとなっている。高齢の相対的貧困率は下落傾向を示していたものの、いずれの測定結果においても全人口平均、子ども、現役世代の相対的貧困率より高い水準にあり、年齢階層別にみれば最も貧困リスクの高いグループである状況が続いている。

このように、先行研究や府省で推計された結果を比較すると、相対的貧困率の水準そのものは異なっているが、時系列推移の傾向やリスクグループは共通していることが分かる。では、相対的貧困率の水準や変動には何が影響していたであろうか。また現時点で貧困である場合、どのような影響が出てくるであろうか。本稿では、先行研究の結果から全人口平均および年齢階層別の貧困率につ

いて、その要因と影響について整理したい。

## B. 研究方法

本稿では、先行研究レビューより、日本における貧困率の推移およびその要因と影響について整理した。

(倫理面への配慮)

該当なし

## C. 研究結果 D. 考察

### (1)全人口平均

日本における貧困率は長期的に増加傾向にあったが、その背景には日本の所得分布において低所得層が増え、全体として貧困化していることが指摘される。再分配前後で貧困率をみると、高齢者層においては30%近く改善しているものの、若年者層・中年者層ではほとんど改善がなく、さらには1997年から2003年にかけて貧困にある若年者層・中年者層の所得の落ち込みが大きいことが分かっている(小塩・浦川[2008])。

また橋木・浦川(2006)では、1995年から2001年の貧困率の変化に最も大きな影響を与えたのは、単身世帯(高齢者を除く)の貧困率であったとしている。同期間において、貧困世帯に占める高齢者世帯の割合も増えており、90年代半ば

<sup>1</sup> 表1では相対的貧困線(=中位等価可処分所得の50%)を用いて推計された貧困率のみをまとめている。

<sup>2</sup> 舟岡(2011)、大沢(2014)、佐野他(2015)、四方(2015)などが指摘するように、日本の所得分布が統計調査によって異なることが原因である。これはサンプリングの違いや回答者の偏りがあることによる。

<sup>3</sup> 注1に同じ。

<sup>4</sup> ただし、総務省が2014年の『全国消費実態調査』を用いて測定した結果は7.9%であり、2009年から2%ポイント低下していた。これについて田中(2017)は、アベノミクスのもとで子育て世帯の家計の平均的な状況は改善していたとは言えず、児童手当の給付改善や、調査票の記入例変更が影響していた可能性を指摘している。

以降、「仕事を引退した世代の貧困」に加えて、「働き盛り世代の貧困」が表面化してきたと考察している。

加えて、貧困の動態分析からは、一度貧困に陥るとそこから抜け出す確率が有意に低下していていること、ただし常に貧困層に留まっているわけではなく出入りをしていること、一時的貧困を含め貧困を経験している世帯が、全体の4分の1～3分の1程度いることが指摘されている(岩田[1999]、岩田・濱本[2004]、濱本[2005])<sup>5</sup>。岩田・濱本(2004)では、世帯の資産や耐久消費財の保有状況からも分析を行っており、貧困を経験しているグループは貯蓄残高および住宅ローン残高が低いこと、借家層のうちおよそ半数が貧困を経験していることを明らかにしている。

石井・山田(2009)では世帯主の就業状況別に貧困動態を分析しており、世帯主が非正規労働(請負・内職を含む)の場合、正規労働と比べて20%以上一時的貧困に陥る確率が高いことを示している。

以上のことから、日本全体の所得水準が低下する中で、その影響を最も受けたのは現役世代であり、非正規労働者の貧困率が高いこと、貧困から脱出しにくくなっている状況が明らかとなっている。

## (2)子どもの貧困

前節で述べたように、子どもの貧困率は上昇傾向をみせている。上昇要因について四方(2016)では、子どものいる世帯のうちひとり親世帯が占める割合が上昇したことを指摘している。

子どもの貧困は、将来にわたって貧困が継続しその子ども世代も貧困となる、

世代間連鎖の影響が懸念される。しかしながら、日本においては子ども期から数十年を追跡した長期のパネル・データはまだ構築されておらず、貧困の世代間連鎖を直接的に捉えることは難しい。そのため阿部(2007)、大石(2007)、Oshio *et. al.* (2009)、Abe(2010)、阿部(2011)は、15歳時点の状況を尋ねる回顧調査データから、子ども期の貧困が将来どのような影響を与えるか分析を試みている。

阿部(2007)と大石(2007)は2006年の国立社会保障・人口問題研究所「社会生活に関する実態調査」、Abe(2010)は同調査の2008年の後続調査を用いて、15歳時点の主観的な生活の苦しさや現在の経済的状況に統計的に有意な相関は見られないとしている。一方で、Oshio *et. al.* (2009)では「日本版総合的社会調査(JGSS 調査)」2000年～2003年および2005年～2006年の6年分のプールデータを用いて、回顧的評価の内生性をコントロールしない場合は、15歳時点の主観的な貧困と現在の貧困には統計的に有意な相関が見られないが、制御した場合は統計的に有意な相関が見られたと結論付けている。しかしながら、Oshio *et. al.* (2009)と同じ手法を用いて、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障実態調査」(2007年)から分析した阿部(2011)では、15歳時点の主観的な生活の苦しさや現在の貧困には統計的に有意な相関は観察されていない。また、藤井(2013)では2011年に実施された「くらしと仕事に関する調査」から、Oshio *et. al.* (2009)と同じく学歴のみを制御した場合は、15歳時点の貧困と現在の貧困は統計的に有意に相関しているが、子

<sup>5</sup> いずれの分析においても家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」が用いられる。

ている。同調査は、1993年時点で24歳～34歳であった女性とその世帯を対象としている。

も期に形成された社交性(=非認知能力)に関する変数も含めて制御すると、相関は有意でなくなっている。このことは、15歳時点の貧困と現在の貧困の相関は、学歴と社交性で説明できることを意味している。

唯一、山田他(2014)は回顧調査ではなく東京都健康長寿医療センター研究所「全国高齢者パネル調査」を用いて、親世代と子世代の所得情報から貧困の世代間連鎖を推計している。その結果、子世代全体では統計的に有意な相関は見られず、子どもの学歴を考慮しなければ、親と息子間にのみ統計的に有意な相関が見られたが、子どもの学歴を考慮すると統計的に有意でなくなっている。これは、親と息子間における貧困の世代間連鎖は、息子の学歴で説明できることを意味している。

このように日本のデータを用いた実証研究からは、子どもの貧困が将来においても継続しているかどうか、貧困の世代間連鎖が起きているかどうかについて、確定的な結果が得られているとはいえない。

しかしながら、子ども期の貧困と本人の学歴に関しては、ネガティブな相関が確認されており、子ども期の暮らし向きが苦しかったあるいは世帯年収が低かった場合、大学卒業以上の学歴となる確率が有意に下がっている(大石[2007]、阿部[2007]、Oshio *et. al.* [2009]、藤井[2013]、山田他[2014])。総務省「就業構造基本調査」をみると、学歴が高卒以下の場合は大卒以上よりも収入が低いいため、相対的に低収入の状況が続く可能性はある。

ただし、繰り返しとなるが、既存研究の結果からは子ども期の貧困と現在の貧困について統計的に有意な相関があるとは言えず、また因果関係も解明されていない。

### (3)現役世代の貧困

現役世代の相対的貧困率も上昇傾向にある。この背景にはバブル崩壊以降、若年失業率が悪化したこと、雇用の非正規化が進んだこと、また家族構成の変化があったことが指摘されている(村上・岩井[2010]、村上[2016]、四方[2016])。村上・岩井(2010)・村上(2016)は1992年、1997年、2002年の総務省「就業構造基本調査」を用いて、ワーキングプアの分析を行っており<sup>6</sup>、特に若年層(=15~24歳)のワーキングプア率が上昇していることを明らかにしている。また時期を同じくして現役世代の家族構成にも変化がみられ、貧困リスクの大きい単身と親同居未婚者が占める割合が高くなっている。現役世代全体の貧困率は、若年(=20~34歳)は親同居未婚者の貧困が悪化したこと、壮年者(=35~49歳)は単身と親同居未婚者の貧困が悪化したことが要因であると指摘されている(四方[2016])。

若年の親同居未婚者の貧困については、稲垣(2009)や四方他(2011)でもその問題が報告されている。稲垣(2009)では将来の貧困率を予測しており、35歳時点においてパート等または非就業であった親同居未婚者は、老後の貧困率が極めて高く2060年では66.3%になると予測している。四方他(2011)では、親と同居している若年未婚者はパラサイト・シ

<sup>6</sup> 通常(3か月以上)有業であるかあるいは通常(3か月以上)無業であるが仕事を探している

るにもかかわらず、世帯所得が生活保護基準未満である場合にワーキングプアと定義している。なお、学生は除かれている。



シングルを謳歌しているのではなく、本人収入が低いことが背景にあり、仮に親と別居した場合およそ 40%の若年未婚者が貧困に陥ると分析している。

このように現役世代のなかでも若年者についてはいくつかの研究が蓄積されているが、相対的に貧困リスクが小さい壮年者を対象とした分析は、管見の限り四方・駒村(2011)のみである<sup>7</sup>。四方・駒村(2011)では、2002年の総務省「就業構造基本調査」を用いて、失業した場合の貧困率について分析しており、中年年齢層(=40~59歳)男性は失業時の貧困率が同年齢層女性や若年層よりも際立って高く、失業状態が長期化するほど貧困率が上昇するとしている。この背景には、中年年齢層男性は扶養義務者であり、女性のように失業時に被扶養となる選択肢がないこと、世帯内に他の就労者がいない場合が半数程度であることが指摘されている。

以上のことから、現役世代の貧困は「家族福祉」の機能とも密接に関係していることが分かる。四方他(2011)で指摘されるように、若年層の貧困の悪化は親との同居という「家族福祉」に覆い隠されている状況にある。しかしながら、同居している若年者の本人収入は低いままに止まる可能性も高く、また親の退職や死亡によって、将来の世帯所得は低下

することが予想され、「家族福祉」の持続可能性は低い。また中高年層の男性については、扶養家族を一人で支えている場合が多く「家族福祉」に期待できないため、失業すると貧困に陥る確率が高くなっている(四方・駒村[2011])。

#### (4)高齢者の貧困

高齢者の貧困率は、1990年ごろから下落傾向を示している。山田・四方(2016)ではその要因について、高齢単身と夫婦のみ世帯において貧困率が大幅に低下した効果が、貧困率の低い「有配偶の子と同居」世帯が減少した効果と、貧困率の高い「配偶者なしの子と同居」世帯が増加した効果によって相殺されていたことを指摘している<sup>8</sup>。

なお、この傾向は将来においても続くことが予測されている。すなわち、いずれの世帯においても貧困率の低下は見られるものの、貧困率の高い単独世帯の割合が上昇することによって高齢者全体の貧困率は押し上げられること、貧困率の低い「有配偶の子と同居」世帯が減少し、貧困率の高い「配偶者なしの子と同居」する世帯が増えると推計されている(稲垣[2009])。

高齢者の貧困の規定要因を分析した研究としては、原田他(2001)、清家・山田(2004)、山田(2010)、山田他(2011)が

<sup>7</sup> ただし、石井(2010)では現役世代全体を対象とした分析を行っており、世帯主が非正規で働いている場合、正規で働いているより統計的に有意に貧困に陥る確率が高いことが指摘されている。また世帯内の就業人数の減少は有意に貧困からの脱出及び突入に影響を与える一方で、就業人数の増加は貧困からの脱出及び突入に有意な影響を与えないことを明らかにしている。

<sup>8</sup> なお、1990年より前の分析としては原田他(2001)がある。原田他(2001)では東京都老人

総合研究所「全国高齢者の生活と健康に関する長期縦断調査」を用いて、1987年から1990年における高齢者貧困の動態分析を行っている。その結果、各調査時点の貧困率はほぼ同水準で、観測期間中に継続的に貧困であったのが22.9%であり、貧困転落層(8.8%)と貧困脱出層(11.8%)が入れ替わることにより、平均貧困率が横ばいであったことを明らかにしている。このことから、クロスセクションデータに基づく貧困層より多くの高齢者が貧困リスクを抱えていることを指摘している。

ある。これらの結果をまとめると、高学歴である場合は貧困に陥る確率が下がること、女性の場合は配偶者との死別によって貧困に陥る確率が上がることが挙げられる。特に高齢単身女性については、貧困に陥る最大の要因は夫との死別に伴う就労収入の喪失であること、また喪失を埋め合わせるだけの公的年金給付水準が十分でない可能性があることが指摘されている(清家・山田[2004]、山田他[2011])。

これらの研究が配偶者と死別した高齢女性に焦点をあてていた一方で、稲垣(2015)および稲垣(2016)は未婚・離別の高齢女性を対象に分析を行っている。稲垣(2015)では、シミュレーションの手法を使った分析から、有配偶や死別の場合は夫の年金や遺族年金があるため、貧困線以下になることは少ない一方で、未婚や離別の女性の場合は貧困線以下になることが多くと指摘している。この背景には女性の場合は給与水準が低いこと、厚生年金への加入率も低いことから本人の年金額が低くなることから、結果として高齢男性よりも貧困率の上昇が大きくなる。

将来において未婚や離別の高齢女性が急増することが見込まれる中、未婚・離別の高齢女性の貧困は深刻な問題に発展する可能性がある<sup>9</sup>。稲垣(2016)では第3号被保険者制度を廃止し、専業主婦も保険料を納付することによって、将来の貧困率がどのように推移するか分析している。その結果、改革を行うことによって基礎年金水準が上昇し、未婚・離婚の高齢女性の貧困率が改善することを明らかにしている。

## E. 結論

本稿では貧困率の推移とその要因・影響について、先行研究の整理を行った。バブル崩壊以降の長引く不況と雇用の非正規化を背景に、日本における貧困問題が顕在化し、それに伴って貧困に関する実証研究の蓄積も増えてきた。年齢階層別に分析された先行研究をまとめると、次の4点に要約される。

第1に、統計調査によって相対的貧困率の水準は異なるものの、時系列での推移やリスクグループについては共通した結果が得られている。すなわち、全人口平均の貧困率は上昇傾向にあること、高齢者の貧困率は下落傾向にあるものの他の年齢階層と比べると、最も貧困率が高いグループであることが分かっている。

第2に、子ども期に貧困である場合将来においても貧困となるかどうかについては、先行研究において一致した結果は得られていなかった。しかしながら、子ども期に貧困であると大卒の学歴を有する確率が統計的に有意に下がることは、複数の先行研究の結果から支持されていた。

第3に、現役世代の貧困は他の年齢階層と比較して低い水準にあるものの上昇傾向にあり、特に若年者においてワーキングプア率が上昇していること、親と同居している未婚者の増加は、将来において深刻な問題になることが予測されている。

第4に、高齢者の貧困は低下傾向にあった一方で、未婚の子と同居している場合は高齢者本人が貧困に陥る確率が高まると指摘されている。また女性の場合、

<sup>9</sup> 稲垣(2013)。

婚姻状況(=未婚・離別・死別)や配偶者の職業によって貧困状況が異なり、特に未婚や離別の場合は将来における貧困率が大きく上昇することが指摘されている。

F. 健康被害情報  
該当なし

G. 研究発表  
1. 論文発表  
なし  
2. 学会発表  
なし

H. 知的所有権の出額・登録状況(予定もふくむ)  
1. 特許取得  
2. 実用新案登録  
3. その他  
該当なし

#### 参考文献

阿部彩(2006)「貧困の現状とその要因－1980-2000年代の貧困率上昇の要因分析」小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編『日本の所得分配－格差拡大と政策の役割』東京大学出版会。  
———(2007)「日本における社会的排除の実態とその要因」『季刊社会保障研究』Vol. 43, No. 1, pp. 27-40.  
———(2011)「子ども期の貧困が成人後の生活困難(デプリベーション)に与える影響の分析」『季刊社会保障研究』Vol. 46, No. 4, pp. 354-367.

石井加代子(2010)「2000年代後半の貧困動態の確認とその要因に関する分析」『Panel Data Research Center at Keio University DISCUSSION PAPER SERIES』2009-006.

———・山田篤裕(2009)「年齢階級・世帯類型別にみた日本の貧困動態の特徴－慶應義塾家計パネル調査(KHPS)に基づく貧困動態分析」『社会政策研究』第9号, pp. 38-63.

岩田正美(1999)「女性と生活水準変動－貧困のダイナミクス研究」樋口美雄・岩田正美編『パネルデータからみた現代女性』東洋経済新報社。

———・濱本知寿香(2004)「デフレ不況下の「貧困の経験」樋口美雄・太田清編『女性たちの平成不況』日本経済出版社。

稲垣誠一(2009)「拡大する所得格差と貧困率の将来見通し」『社会政策研究』第9号, pp. 199-219.

———(2013)「高齢者の同居家族の変容と貧困率の将来見通し－結婚・離婚行動変化の影響評価」『季刊社会保障研究』Vol. 48, No. 4, pp. 396-409.

———(2015)「年金改正・物価上昇が将来の高齢世帯の貧困にもたらす影響」『貧困研究』Vol. 15, pp. 34-44.

———(2016)「第3号被保険者制度廃止の財政的影響と貧困率の将来見通し」『日本年金学会誌』第35号, pp. 30-35.

大石亜希子(2007)「子どもの貧困の動向とその帰結」『季刊社会保障研究』Vol. 43, No. 1, pp. 54-64.

大沢真理(2014)『生活保障のガバナンス－ジェンダーとお金の流れで読み解

- く』有斐閣.
- 小塩隆士(2010)『再分配の厚生分析－公平と効率を問う』日本評論社.
- 小塩隆士・浦川邦夫(2008)「2000年代前半の貧困か傾向と再分配政策」『季刊社会保障研究』Vol. 44, No. 33, pp. 278-290.
- 厚生労働省(2014)『平成25年国民生活基礎調査の概況』  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/sai-kin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/index.html> (最終閲覧日: 2017年3月25日)
- 駒村康平・渡辺久里子・田中聡一郎・四方理人(2017)「日本の所得格差と貧困－『全国消費実態調査』(1994-2009)を用いた検証」『Keio-IES Discussion Paper Series』近刊.
- 佐野晋平・多田隼人・山本学(2015)「世帯調査の方法と調査世帯の性質－世帯構成、年収、学歴に関する比較」『フィナンシャル・レビュー』第122号, pp. 4-24.
- 四方理人(2015)「所得格差の研究動向－所得格差と人口高齢化を中心として」『貧困研究』Vol. 14, pp. 47-63.
- (2016)「家族の変動と貧困率の変化」『個人金融』第11巻第2号, pp. 18-27.
- 四方理人・駒村康平(2011)「中年層男性の貧困リスク－失業者の貧困率の推計」『日本労働研究雑誌』No. 616, pp. 46-58.
- 四方理人・渡辺久里子・駒村康平(2011)「親と同居する若年者の貧困について－親世帯との分離のマイクロ・シミュレーション」樋口美雄・宮内環・C. R. McKenzie 編著『教育・健康と貧困のダイナミズム－所得格差に与える税社会保障制度の効果』慶應義塾大学出版会.
- 清家篤・山田篤裕(2004)『高齢者就業の経済学』日本経済新聞社.
- 橘木俊詔・浦川邦夫(2006)『日本の貧困研究』東京大学出版会.
- 田中聡一郎(2017)「子どもの貧困率2%減を考える－平成26年全国消費実態調査の検討から」『週刊社会保障』No. 2913, pp. 54-59.
- 西崎文平・山田泰・安藤栄祐(1998)「日本の所得格差－国際比較の視点から－」『経済分析－経済研究の視点シリーズ』11.
- 濱本知寿香(2005)「収入からみた貧困の分布とダイナミックスーパーパネル調査にみる貧困変動」岩田正美・西澤晃彦編『貧困と社会的排除－福祉社会を蝕むもの』ミネルヴァ書房.
- 原田謙・杉澤秀博・小林江里香・Liang Jersey(2001)「高齢者の所得変動に関連する要因－縦断調査による貧困のダイナミクス研究」『社会学評論』Vol. 52, pp. 382-297.
- 藤井麻由(2013)「日本における貧困の世代間連鎖に関する予備的考察」『年金と経済』Vol. 32, No. 2, pp. 38-45.
- 舟岡忠雄(2011)「日本の所得格差についての検討」『経済研究』Vol. 52, No. 2, pp. 117-131.
- 村上雅俊(2016)「若年層の失業・不安定就業・貧困とその支援策の課題についての考察」『社会保障研究』Vol. 1, No. 2, pp. 418-430.
- ・岩井浩(2010)「ワーキングプアの規定と推計」『統計学』第98巻, pp. 13-24.
- 山田篤裕(2010)「高齢期の新たな相対的貧困リスク」『季刊社会保障研究』Vol. 46, No. 2, pp. 111-126.
- 山田篤裕・小林江里香・Jersey

- Liang(2011)「なぜ日本の単身高齢女性は貧困に陥りやすいのか」『貧困研究』Vol. 7, pp. 110-122.
- ・————・————(2014)「所得の世代間連鎖とその男女差－全国高齢者パネル調査(JAHEAD)子ども調査に基づく新たな証拠」『貧困研究』Vol. 13, pp. 39-51.
- ・四方理人(2016)「高齢者の貧困の構造変化と老齢加算廃止による消費への影響」『社会保障研究』Vol. 1, No. 2, pp. 399-416.
- Abe, Aya (2010) “The myth of egalitarian society: poverty and social exclusion in Japan,” P. Saunders and R. Sainsbury (eds.) *Social Security, Poverty and Social Exclusion Rich and Poor Countries*, Morsel Intersentia Publishing.
- Oshio, Takashi, Shinpei Sano and Miki Kobayashi (2010) “Child poverty as a determinant of life outcome: Evidence from nationwide survey in Japan,” *Social Indicators Research*, Vol. 99, No. 1, pp. 81-99.

表1 全人口平均の相対的貧困率の推移(%)

	国民生活基礎調査		所得再分配調査		全国消費実態調査		
	厚生労働省 (2014)	小塩 (2010)	阿部 (2006)	橘木・浦川 (2006)	西崎他 (1998)	駒村他 (2017)	総務省 (各年)
1983			10.1				
1984					7.3		
1985	12.0						
1986			10.7				
1987							
1988	13.2						
1989			13.2		7.5		
1990							
1991	13.5						
1992			13.1	15.2			
1993							
1994	13.7				8.1	7.9	
1995			13.5	15.2			
1996							
1997	14.6	17.0					
1998			14.9	16.2			
1999						8.5	9.1
2000	15.3	16.8					
2001			14.8	17.0			
2002							
2003	14.9	17.0					
2004						8.7	9.5
2005							
2006	15.7	17.2					
2007							
2008							
2009	16.0					8.9	10.1
2010							
2011							
2012	16.1						
2013							
2014							9.9

注：総務省の結果は、各年版「全国消費実態調査」に掲載されているものである。

表 2 子どもの相対的貧困率の推移(%)

	国民生活 基礎調査	所得再 分配調査	全国消費実態調査	
	厚生労働省 (2014)	阿部 (2006)	駒村他 (2017)	総務省 (各年)
1983		10.1		
1984				
1985	10.9			
1986		10.2		
1987				
1988	12.9			
1989		12.8		
1990				
1991	12.8			
1992		13.2		
1993				
1994	12.1		7.3	
1995		13.5		
1996				
1997	13.4			
1998		15.1		
1999			8.3	9.2
2000	14.5			
2001		15.0		
2002				
2003	13.7			
2004			8.9	9.7
2005				
2006	14.2			
2007				
2008				
2009	15.7		8.5	9.9
2010				
2011				
2012	16.3			
2013				
2014				7.9

注：子どもの年齢は、厚生労働省(2014)、駒村他(2017)および総務省(各年版)は 18 歳未満、阿部(2006)は 20 歳未満である。

表 3 現役世代の相対的貧困率の推移(%)

	国民生活基礎調査		所得再分配調査	全国消費実態調査
	OECD	小塩(2010)	阿部(2006)	駒村他(2017)
1983			10.3	
1984				
1985	10.6			
1986			9.1	
1987				
1988				
1989			11.0	
1990				
1991				
1992			10.3	
1993				
1994	11.9			6.7
1995			11.0	
1996				
1997		10.2		
1998			12.1	
1999				7.2
2000	13.6	11.0		
2001			11.9	
2002				
2003	12.3	10.8		
2004				7.7
2005				
2006	13.4	11.3		
2007				
2008				
2009	14.4			8.2
2010				
2011				
2012	14.5			
2013				
2014				

注 1：現役世代の年齢は、OECD および駒村他(2017)は 18 歳～64 歳、小塩(2010)は世帯主の年齢が 40～59 歳、阿部(2006)は 20～59 歳である。

注 2：OECD には厚生労働省「国民生活基礎調査」に基づく推計結果が、OECD Income Distribution Database に登録されている。



表 4 高齢者の相対的貧困率の推移(%)

	国民生活基礎調査		所得再分配調査		全国消費 実態調査
	OECD	小塩 (2010)	阿部 (2006)	橋木・浦川 (2006)	駒村他 (2017)
1983			9.1		
1984					
1985					
1986			16.7		
1987					
1988					
1989			20.2		
1990					
1991					
1992			20.4		
1993					
1994					14.8
1995			19.6	33.0	
1996					
1997		23.5			
1998			20.7	30.9	
1999					11.9
2000		22.0			
2001			20.1		
2002					
2003		21.7			
2004					11.7
2005					
2006	21.7	21.7			
2007					
2008					
2009	19.4				10.9
2010					
2011					
2012	19.0				
2013					
2014					

注 1：高齢者の年齢は、OECD および駒村他(2017)は 65 歳以上、小塩(2010)は世帯主の年齢が 60 歳以上である。橋木・浦川(2006)では男 65 歳以上、女 60 歳以上の者のみで構成するか、または、これに 18 歳未満の者が加わった世帯と定義されている。

注 2：OECD には厚生労働省「国民生活基礎調査」に基づく推計結果が、OECD Income Distribution Database に登録されている。

平成28年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）  
「我が国の貧困の状況に関する調査分析研究（指定）」（H28-政策-指定-006）  
分担研究報告書

剥奪アプローチによる貧困測定方法のサーベイ—日本における剥奪指標の構築に向けて—

研究分担者 大津 唯 国立社会保障・人口問題研究所

#### 要旨

##### 目的：

先進諸国における貧困の指標として最も代表的なのは所得の相対的貧困率であるが、こうした金銭的指標を補完する非金銭的指標として、剥奪指標が開発され、国際的に広く活用されてきた。先進国における貧困を測定するものとして、するためには、所得などの金銭的指標のみならず、剥奪などの非金銭的な指標などを用いて多面的、相互補完的に評価する必要がある。我が国における剥奪指標の構築に向けた基礎資料として、まず剥奪指標の方法論を整理し、次に EU を始めとする諸外国における活用事例を紹介したうえで、日本におけるこれまでの剥奪指標に関する調査研究を整理したものである。

##### 方法：

第1に、剥奪指標の歴史についての概要を整理した。第2に、諸外国における剥奪指標の活用事例について、EU のケースを中心に整理した。第3に、国内の相対的剥奪指標に関する調査研究について整理した。

##### 結果：

剥奪指標の方法論の開発が進むなかで、EU 加盟 28 か国においては共通の調査様式に基づく剥奪の測定が毎年行われているのをはじめ、剥奪指標は国際的に広く活用されている。一方、わが国においては単発的に調査研究が行われているのみであり、しかもそのほとんどは特定の集団を対象を限定したものである。

##### 考察・結論：

今後日本においても、全国規模の継続的な調査による剥奪指標の整備が行われることが望ましいであろう。

#### A 研究の目的

先進諸国における貧困の指標として最も代表的なのは、社会全体の等価可処分所得<sup>10</sup>の中央値の 50%未満<sup>11</sup>の所得データを用

いた相対的貧困率である（OECD 2016）。

しかし、所得データを用いた貧困の測定は、簡便かつ信頼性が高い点で実用性の高い指標である一方で、人々の生活の実質的な水

<sup>10</sup> 世帯の可処分所得を世帯人員数の平方根で割ることで求められる個人単位の所得デ

ータ。

<sup>11</sup> EU の公式統計では 60%未満。

準を把握するには不完全な方法である（阿部 2015）。

そのため、これを補完するものとして非金銭的な指標の開発が進められてきたが、その代表的な指標の 1 つに「剥奪」（Deprivation）指標がある<sup>12</sup>。剥奪は、社会における標準的な生活様式を享受するための資源が欠如している状態を指し、Townsend (1979)を嚆矢としてその測定が試みられてきた。現在は、欧州連合（EU）が毎年実施している EU-SILC（EU Statistics on Income and Living Condition）において加盟 28 か国における剥奪の状況が調査され、それが EU の中期成長戦略である「欧州 2020 戦略」（EU2020）の指標に採用されるなど、国際的にもその活用が進んでいる。

翻って我が国においては、格差・貧困問題への関心が高まるなかで、2009 年に厚生労働省が公的調査を用いた相対的貧困率の発表を始めるなど、金銭的指標については近年その活用が進んできたところであるが、これに対し、剥奪を始めとする非金銭的指標については、一部の試行的な調査研究に限られている。

本研究は、このような状況を踏まえ、我が国における剥奪指標の構築に向けた基礎資料として、まず剥奪指標の方法論を整理し、次に EU を始めとする諸外国における活用事例を紹介したうえで、日本におけるこれまでの剥奪指標に関する調査研究を整理したものである。

<sup>12</sup> 主要な非金銭的指標には、剥奪の概念を発展させたより概念の広い「社会的排除」の指標もある。

<sup>13</sup> 小沼（1980）、柴田（1997）、平岡

## B 研究の方法

本研究は以下の 3 点を整理した。第 1 に、剥奪指標の歴史についての概要を整理した。第 2 に、諸外国における剥奪指標の活用事例について、EU のケースを中心に整理した。第 3 に、国内の相対的剥奪指標に関する調査研究について整理した。

## C 結果

### 1. 剥奪指標の歴史

剥奪指標の歴史については、既に日本でも多くの文献で紹介されているが<sup>13</sup>、改めてその概要を整理すると次のようになる。

冒頭で述べた通り、剥奪指標による貧困の測定を始めて行ったのはイギリスの P. Townsend である。Townsend は、それまでの貧困研究において主流であった絶対的基準に基づく貧困測定に代わる方法として、『所属する社会で慣習になっている、あるいは少なくとも広く奨励または是認されている種類の食事をとったり、社会的諸活動に参加したり、あるいは生活の必要諸条件や快適さを得るために必要な生活資源を欠いている』（Townsend 1979: 31）<sup>14</sup>状態を「相対的剥奪」（Relative deprivation）と定義した。そして、1968～69 年にイギリスにおいて、12 分野 60 項目から成る調査を実施した。そして、各分野から 1 項目ずつ、計 12 項目（表 1）を選定し、12 項目のうちあてはまる項目数を「相対的剥奪スコア」として示した。さらに、所得が一定水準を下回

（2001）、阿部（2002）、橘木・浦川（2006）の第 2 章および第 8 章、阿部（2015）など。

<sup>14</sup> 和訳は斉藤他（2014: 309）。

るとスコアが急増する「閾値」が存在することを示した。

しかし、Townsend によって最初に開発されたこの剥奪指標は、次の 2 点で批判を受けた。第 1 に、項目の選定が Townsend 自身によって設定されたものであり、恣意的であると指摘された。第 2 に、標準的な生活様式を満たしていないことが、欠乏の結果なのか、それとも個人の選択の結果なのか、識別されていないことが指摘された。

こうした欠点を改善するために登場したのが、「合意に基づく方法」(Consensual method) のアプローチである<sup>15</sup>。このアプローチの嚆矢となる Mack and Lansley (1985)は、剥奪を『社会的に合意された必需品の強制的な欠如である』と定義したうえで、一般市民の 50%が「必要である」と認識している項目を「社会的必需項目」

(Socially Perceived Necessities)として選定することで、剥奪指標の項目選択における恣意性を排除した<sup>16</sup>。さらに、このアプローチでは、「社会的必需項目」の欠如が、金銭的余裕がない、すなわち「強制的な欠如」

(enforced lack) のためなのか、それとも選好に基づいた選択の結果のためなのかを明確に区別し、「強制的な欠如」の場合のみを剥奪に含めることとされた。

これ以降、Consensual method は剥奪アプローチによる貧困測定の手法とし

<sup>15</sup> Townsend 自身も剥奪指標の改良を試みている (Townsend 1993) など。

<sup>16</sup> とはいえ、50%以上の人が必要と回答したものを「社会的必需項目」であると定義すること自体にも恣意性は残る。これに対し、Halleröd (1997)は、50%を境界とせず、強制的に欠如された全ての項目の必要度を足し上げていく手法 (Proportional deprivation index) を提案している。

て、発展してきた (Gordon and Pantazis 1997、Pantazis et al. 2006、Lansley and Mack 2015)。

## 2. 諸外国における剥奪指標の活用

### (1) EU における剥奪指標の活用

EU では、その中期成長戦略である「欧州 2020 戦略」において、9 つの主要指標を定め、2020 年までに達成すべき数値目標を掲げている。その中の 1 つに「貧困と社会的排除指標」(People at risk of poverty or social exclusion) という指標があるが、この「貧困と社会的排除指標」は 3 つの指標を合成したもので、剥奪指標はその 1 つとして用いられている<sup>17</sup>。

剥奪指標の構築に用いられているのは、全加盟国共通の調査様式を用いて毎年実施されている EU-SILC であり、これを用いて次の①～③の剥奪指標が作成され、欧州連合統計局 (Eurostat) ウェブサイトで公開されている。「欧州 2020 戦略」の「貧困と社会的排除指標」で用いられているのは、このうち③の指標である。

#### ① 物質的剥奪率

「経済的負担と耐久消費財」(economic strain and durables) の分野 (dimension) における 9 つの項目のうち、3 つ以上が強制的な欠如 (enforced lack) <sup>18</sup>の状態にある

<sup>17</sup> 「貧困と社会的排除指標」を構成する 3 つの指標は、剥奪指標 (「深刻な物質的剥奪指標」) の他、相対的貧困 (等価可処分所得の 60%未満)、就労密度の低い世帯 (稼働能力のある 18～59 歳のうち、20%未満しか実際に就労していない世帯) である。

<sup>18</sup> 金銭的余裕がないためにそれを所有していない、または達成できない状態にあるこ

人口の割合。9つの項目は表2の通りである。

### ② 物質的剥奪の深さ (Depth of material deprivation)

物質的剥奪率の算出に用いられている9つの項目うち、3つ以上が強制的な欠如の状態にある人々における、欠如した項目数の単純平均。

### ③ 深刻な物質的剥奪率 (Severe material deprivation)

物質的剥奪率の算出に用いられている9つの項目うち、4つ以上が強制的な欠如の状態にある人口の割合。

このように、EU加盟28か国においては、共通の調査様式に基づく剥奪の測定が毎年行われている。なお、ここで用いられている9つの項目については、見直しの議論もなされているところである(高橋2013)。

### (2) その他の活用例

EUにおける取組の他、各国においても剥奪指標の活用が進んでいる。先進諸国における公的な剥奪指標については、イギリス、

とを指す。

<sup>19</sup> なお、貧困研究における相対的剥奪指標の研究とは別に、Yitzhaki(1979)による「相対的剥奪指数」の考案以後、準拠集団(個人の比較対象となる集団のことで、通常は社会経済的属性が似ている集団であるとみなされる)における個人間の所得の乖離に基づく「相対的剥奪」の定式化が試みられている。日本国内においては、生活満足度などの主観的指標の決定要因として相対的剥奪指数を用いた研究(Oshio et al. 2010、石田2015、野崎2015、黒川2016)が複数

ニュージーランド、アイランドの事例が阿部(2013)において取りまとめられているので、参照されたい。

その他、オーストラリアにおいても、剥奪に関する項目を含む家計パネル調査が2001年から毎年実施されている(HILDA: Household, Income and Labour Dynamics in Australia)。

### 3. 国内の剥奪指標に関する調査研究<sup>19</sup>

#### (1) 国内の剥奪指標に関する本格的な研究

日本国内で初めて相対的剥奪の本格的な分析を行ったのは、阿部(2006)とあって良い。阿部(2006)は、全国の20歳以上の男女2,000人を対象とした「福祉に関する国民意識調査」(2003年)と「社会生活調査」(同年)の結果を用いて「相対的剥奪率」を計測した。後に紹介するように、対象を特定の集団に限定した研究としては先駆けとなる研究があるが、全国規模ですべての人を対象として行ったのはこの研究が初となる。

その方法論は次の通りである。まず「福祉に関する国民意識調査」<sup>20</sup>において、調査チームが選択した28項目について「現在の日本の社会において、ある家庭がふつうに生

行われているほか、死亡リスクや主観的健康感、自殺率等の健康指標との関連を分析した研究(Kondo et al. 2008、Kondo et al. 2009、近藤2012、与謝野2012、Kondo et al. 2015など)も行われている。ただし、この「相対的剥奪指数」は金銭的指標であり、貧困研究における相対的剥奪とは全く異なる概念であるので、混同しないように注意されたい。

<sup>20</sup> 「福祉に関する国民意識調査の詳細については、後藤他(2014)、阿部(2004)で詳しく報告されている。

活するために全体に必要であるか」を尋ね、有効回答者の 50%が「必要である」と答えた 16 項目<sup>21</sup>を「社会的必需項目」とした(表 3)。次に、「社会生活調査」において「社会的必需項目」のそれぞれの項目が欠如しているか否かを尋ね、その結果をもとに次の式で定義された「相対的剥奪率」を算出した。

$$D_i = \frac{\sum_{j=1}^j W_j d_{ij}}{\sum_{j=1}^j W_j}$$

$D_i$  = 個人  $i$  の剥奪指標 (Deprivation scale of person  $i$ )

$W_j$  = 項目  $j$  の普及率<sup>22</sup>

$d_{ij}$  = 項目  $j$  を個人  $i$  が所有している場合は 1, していない場合は 0

この計算式は Whelan et al. (2002)、Apospori and Millar (2003)に従い、単純に剥奪されている項目を足し合わせるのではなく、普及率によってウェイト付けをしたうえでその和を求め、さらに 0 から 1 の値を取るように標準化されている。

こうして算出された「相対的剥奪率」は 34.9%であった。これを属性別にみると、「低所得世帯」<sup>23</sup>が 50.3%、世帯主年齢別では 20 歳代が高く 52.6%、世帯類型別では単身世帯が 56.8%、傷病世帯が 61.2%、母子世帯が 73.7%という結果であった。

なお、阿部 (2006) は、相対的剥奪状況であるか否かのダミー変数 (相対的剥奪率が 0 である場合が 0、0 を超える場合が 1)

を被説明変数としたロジスティック回帰分析も行っている。しかし、「福祉に関する国民意識調査」の調査項目は、『調査項目数を最小限に抑えるため、すでに普及率 (達成率) が 100%に近いと考えられる項目は削除され』(後藤他 2004: 393)、『ほぼ 100%の人々が「絶対に必要」と答えるであろうと想定される項目についても削除された』(同)、最低限の生活よりも『やや高い生活水準を保証する項目』(橘木、浦川 2006: 293)である。したがって、そのような性質の 16 項目のうちいずれか 1 つの項目でも剥奪されていればその個人を相対的剥奪状況にあるとの定義は、かなり緩いものであることに注意する必要がある。

## (2) 所得貧困と剥奪の指標の重なり

既述の通り剥奪指標は非金銭的指標であるが、これと金銭的指標である所得の相対的貧困率との重なりを分析した研究も行われている。Saunders and Abe (2010)は、日本とオーストラリアの 2 か国を比較しながら、相対的貧困率、剥奪指標、両指標の重なりを、世帯類型別に示している。その結果、いずれの指標を用いても、単身世帯や一人親世帯の貧困リスクが高いことを確認している。

## (3) 特定の集団を対象を限定した研究

特定の集団を対象を限定した調査研究に広げると、多くの研究が行われていること

<sup>21</sup> 阿部 (2004) では有効回答者の 50%が「必要である」と答えたのは 28 項目中 17 項目となっているが、「友人・家族・親戚に会うための交通費」は「社会生活調査」の調査票設計段階で削除されたということである (阿部 2006 の脚注 8)。

<sup>22</sup> 普及率の計算から、その人の選択の結果として所有していない場合は省かれる。

<sup>23</sup> ここで低所得世帯は、世帯等価所得が中央値の 50%以下の世帯と定義されている。

が分かる。平岡（2001）と斉藤他（2014）は65歳以上の高齢者を、阿部（2008）は子どものいる世帯を、岩田・濱本（2004）は若年女性を、山田（2013）はホームレス経験者を、それぞれ対象としている。それぞれの研究の概要は、阿部（2006）も含めて刊行年順に一覧表にまとめた（表4）<sup>24</sup>。

#### (4) 剥奪指標を用いた応用分析

以上は剥奪指標による貧困測定自体を目的とした研究であるが、剥奪指標と他の指標との関係を調べた応用分析も行われている。橘木・浦川（2006）は生活満足度との関係を、Kondo et al. (2014)は高齢者の主観的健康観との関係を、それぞれ分析している。

#### D 考察 E 結論

本研究では、我が国における剥奪指標の構築に向けた基礎資料として、まず剥奪指標の方法論を整理し、次にEUを始めとする諸外国における活用事例を紹介したうえで、日本におけるこれまでの剥奪指標に関する調査研究を整理した。

剥奪指標の方法論の開発が進むなかで、EU加盟28か国においては共通の調査様式に基づく剥奪の測定が毎年行われているのははじめ、剥奪指標は国際的に広く活用されている。

一方、わが国においては単発的に調査研

究が行われているのみであり、しかもそのほとんどは特定の集団を対象を限定したものである。今後日本においても、全国規模の継続的な調査による剥奪指標の整備が行われることが望ましいであろう<sup>25</sup>。

#### 参考文献

- Apospori, Eleni, and Jane Millar (eds.) (2003) *The dynamics of social exclusion in Europe : comparing Austria, Germany, Greece, Portugal and the UK*, Edward Elgar.
- European Commission (2011) *The social dimension of the Europe 2020 strategy: A report of the social protection committee*. Directorate-General for Employment, Social Affairs and Inclusion.
- Gordon, David, and Christina Pantazis (eds.) (1997) *Breadline Britain in the 1990s*, Ashgate.
- Kondo, Naoki, Ichiro Kawachi, S.V. Subramanian, Yasuhisa Takeda, and Zentaro Yamagata (2008) “Do social comparisons explain the association between income inequality and health? : Relative deprivation and perceived health among male and female Japanese individuals,” *Social Science & Medicine*, 67(6): 982-987.

<sup>24</sup> この他、社会生活に関する調査検討会（2003）が生活保護世帯と「一般低所得世帯」（世帯人員別にみた収入階級第1五分位の世帯）を対象とした調査を行っているが、必ずしも相対的剥奪の概念と測定方法に基づいたものではないため、本稿では割愛している。同調査については、中川

（2004）も参照されたい。  
<sup>25</sup> 阿部（2014）も、国立社会保障・人口問題研究所で実施されている「生活と支え合い調査」の剥奪指標構築における利用可能性を検討したうえで、同様の主張を行っている。

- Kondo, N, I Kawachi, H Hirai K Kondo, S V Subramanian, T Hanibuchi, Z Yamagata (2009) "Relative deprivation and incident functional disability among older Japanese women and men: prospective cohort study", *Journal of Epidemiology and Community Health*, 63(6): 461-467.
- Saito, Masashige, Katsunori Kondo, Naoki Kondo, Aya Abe, Toshiyuki Ojima, Kayo Suzuki and the JAGES group (2014) "Relative Deprivation, Poverty, and Subjective Health: JAGES Cross-Sectional Study", *Plos One*, 10(9): 1-9.
- Kondo, Naoki, Masashige Saito, Hiroyuki Hikichi, Jun Aida, Toshiyuki Ojima, and Katsunori Kondo, Ichiro Kawachi (2015) "Relative deprivation in income and mortality by leading causes among older Japanese men and women: AGES cohort study," *Journal of Epidemiology and Community Health*, 69(7): 680-685.
- Halleröd, B., Bradshaw, J. and Holmes, H. (1997) "Adapting the consensual definition of poverty" in Gordon, D. and Pantazis, C., *Breadline Britain in the 1990s*, Aldershot: Ashgate.
- Lansley, S. and Mack, J. (2015) *Breadline Britain - the rise of mass poverty*. Oneworld Publications.
- Mack, J. and S. Lansley (1985), *Poor Britain*, London: Allen and Unwin.
- OECD (2016) *Society at a Glance 2016*, Paris: OECD publishing.
- Oshio, Takashi, Kayo Nozaki, Miki Kobayashi (2011) "Relative Income and Happiness in Asia: Evidence from Nationwide Surveys in China, Japan, and Korea," *Social Indicators Research*, 104(3): 351-367.
- Pantazis, C., Gordon, D. and Levitas, R., *Poverty and Social Exclusion in Britain*, Bristol: The Policy Press.
- Saunders, Peter, Aya Abe (2010) "Poverty and Deprivation in Young and Old: A Comparative Study of Australia and Japan", *Poverty & Public Policy*, 2(1):67-97.
- Townsend, P. (1979) *Poverty in the United Kingdom*, Allen Lane and Penguin Books.
- Townsend, P. (1993) *The International Analysis of Poverty*, Harvester Wheatsheaf.
- Whelan, Christopher T, Richard Layte, Bertrand Maitre, and Brian Nolan (2002) "Income and Deprivation Approaches to the Measurement of Poverty in the European Union" in Ruud J.A. Muffels, Panos Tsakloglou, and David G. Mayes (eds.), *Social exclusion in European welfare states*, Edward Elgar, pp.183-201.
- Yitzhaki, Shlomo (1979) "Relative Deprivation and the Gini Coefficient," *Quarterly Journal of Economics*, 93(2): 321-324.
- 阿部彩 (2002) 「貧困から社会的排除へ:指標の開発と現状」『海外社会保障研究』(141): 67-80。
- 阿部彩 (2004) 「補論「最低限の生活水準」に関する社会的評価」『季刊社会保障研究』



- 39(4): 403-414。
- 阿部彩 (2006) 「相対的剥奪の実態と分析：日本のマイクロデータを用いた実証研究」社会政策学会編『社会政策学会誌』(16): 251-275。
- 阿部彩 (2008) 「日本における子育て世帯の貧困・相対的剥奪と社会政策」『社会政策学会誌』(19): 21-40。
- 阿部彩 (2013) 『貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究 平成 24 年度報告書 別冊 1 先進諸国における貧困指標の状況』。
- 阿部彩 (2014) 「日本における剥奪指標の構築に向けて—相対的貧困率を補完する指標の検討—」『季刊社会保障研究』49(4): 360-371。
- 阿部彩 (2015) 「貧困と社会的排除の測定」『社会と調査』(14): 12-19。
- 石田淳一 (2015) 『相対的剥奪の社会学—不平等と意識のパラドックス』東京大学出版会。
- 岩田正美・濱本知寿香 (2004) 「デフレ不況下の「貧困の経験」」樋口美雄・太田清・家計経済研究所編『女性たちの平成不況』日本経済新聞社、第 8 章、pp.203-233。
- 黒川すみれ (2016) 「社会不公平感の形成における収入比較メカニズム—相対的剥奪指数を用いた分析から—」『年報社会学論集』(29): 68-79。
- 後藤玲子・阿部彩・橘木俊詔・八田達夫・埋橋孝文・菊池馨実・勝又幸子 (2004) 「現代日本社会において何が〈必要〉か?—『福祉に関する意識調査』の分析と考察—」『季刊社会保障研究』39(4): 389-402。
- 小沼正 (1981) 「貧困測定における新しい手法—P. Townsend の'68 年貧困調査」『季刊社会保障研究』16(3): 42-52。
- 近藤尚己・近藤克則・横道洋司・山縣然太郎 (2012) 「高齢者における所得の相対的剥奪と死亡リスク—AGES 追跡研究—」『医療と社会』22(1): 91-101。
- 斉藤雅茂・近藤克則・近藤尚己・尾島俊之・鈴木佳代・阿部彩 (2014) 「高齢者における相対的剥奪の割合と諸特性：JAGES プロジェクト横断調査より」『季刊社会保障研究』50(3): 309-323。
- 柴田謙治 (1997) 「イギリスにおける貧困問題の動向—「貧困概念の拡大」と貧困の「基準」をめぐって—」『海外社会保障研究』(118): 4-17。
- 社会生活に関する調査検討会 (2003) 『社会生活に関する調査・社会保障生計調査報告書』。
- 橘木俊詔・浦川邦夫 (2006) 『日本の貧困研究』東京大学出版会。
- 中川清 (2004) 「貧困の性格変化と社会生活の困難さ—「社会生活に関する調査」の意義—」『季刊社会保障研究』39(4): 354-370。
- 野崎華世 (2015) 「貧困と幸福—相対的剥奪の実証分析—」『統計』66(5): 14-19。
- 平岡公一編 (2001) 『高齢期と社会的な不平等』東京大学出版会。
- 山田壮志郎 (2013) 「ホームレス状態の解消と持続する排除：社会的包摂志向のホームレス対策に向けて」『日本福祉大学社会福祉論集』(128): 51-65。
- 与謝野有紀 (2012) 「社会的福利に対する相対的剥奪度のマクロ的影響」『関西学院大学社会学部紀要』(114): 11-21。

表 1 Townsend(1979)の相対的剥奪指標の項目

1. 過去 12 ヶ月間に 1 週間の休暇を家の外で過ごしていない。
2. (大人のみ) 過去 4 週間に親類または友人を家に招き、食事もしくは軽食をとったことがない。
3. (大人のみ) 過去 4 週間に親類または友人の家を訪ね、食事もしくは軽食をとったことがない。
4. (15 歳未満の子供のみ) 過去 4 週間の間に友人を家に呼んで遊んだりお茶を飲んだりしたことがない。
5. (15 歳未満の子供のみ) 前回の誕生日にパーティーを開かなかった。
6. 過去 2 週間の間に娯楽のために午後または晩に外出したことがない。
7. 1 週間に 4 日以上新鮮な肉 (外食をふくむ。ソーセージ・ベーコン・ハムなどを除く) を食べるということがない。
8. 過去 2 週間に、料理された食事を食べない日が 1 日以上あった。
9. 「1 週間のうちほとんどの日に、料理された朝食 (ベーコンエッグなどを含む) をとっている」ということがない。
10. 家には冷蔵庫がない。
11. 「通常 (4 回のうち 3 回以上) 日曜日に、大きな肉片を食べる」ということがない。
12. 家の中に次の 4 種の室内設備のいずれかがない (教養設備を除く) ……水洗トイレ / 流しまたは洗面台、および水の出る蛇口 / 固定された風呂またはシャワー / ガスまたは電子レンジ

(注) 和訳は平岡 (2001: 154-155) をもとに一部修正して作成した。

(出所) Townsend (1979: 250)、平岡 (2001: 154-155) より筆者作成。

表 2 EU における物質的剥奪指標の項目

- 1) 家賃やローン、公共料金などを滞納している (Arrears on mortgage or rent payments, utility bills, hire purchase instalments or other loan payments)
- 2) 年に 1 度、1 週間の休暇旅行に行くお金の余裕がない (Capacity to afford paying for one week's annual holiday away from home)
- 3) 2 日ごとに肉や魚 (ベジタリアンの場合は同等のもの) を食べるお金の余裕がない (Capacity to afford a meal with meat, chicken, fish (or vegetarian equivalent) every second day)
- 4) 不意の支出への備えがない (Capacity to face unexpected financial expenses)
- 5) 電話 (携帯電話を含む) を買うお金の余裕がない (Household cannot afford a telephone (including mobile phone))
- 6) カラーテレビを買うお金の余裕がない (Household cannot afford a colour TV)
- 7) 洗濯機を買うお金の余裕がない (Household cannot afford a washing machine)
- 8) 自家用車を買うお金の余裕がない (Household cannot afford a car)
- 9) 家を適温に保つための出費をすることができない (Ability of the household to pay for keeping its home adequately warm)

(注) 和訳は筆者による意識を行っている。

(出所) Eurostat のウェブサイト<sup>26</sup>より筆者作成。

<sup>26</sup> [http://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/EU\\_statistics\\_on\\_income\\_and\\_living\\_conditions\\_\(EU-SILC\)\\_methodology\\_%E2%80%93\\_concepts\\_and\\_contents#Material\\_deprivation\\_.28MD.29](http://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/EU_statistics_on_income_and_living_conditions_(EU-SILC)_methodology_%E2%80%93_concepts_and_contents#Material_deprivation_.28MD.29)

表 3 阿部（2006）で相対的剥奪指標の構築に用いられた社会的必需項目

設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子レンジ</li> <li>・ 冷暖房機器（エアコン、ストーブ、こたつ等）</li> <li>・ 湯沸器（電気温水器等含む）</li> </ul>
社会生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親戚の冠婚葬祭への出席（祝儀・交通費を含む）</li> <li>・ 電話機（ファックス兼用含む）</li> <li>・ 礼服</li> <li>・ 1年に1回以上新しい下着を買う</li> </ul>
保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医者にかかる</li> <li>・ 歯医者にかかる</li> <li>・ 死亡・障害・病気などに備えるための保険（生命保険、障害保険など）への加入</li> <li>・ 老後に備えるための年金保険料</li> <li>・ 毎日少しずつでも貯金ができること</li> </ul>
住環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族専用のトイレ</li> <li>・ 家族専用の炊事場（台所）</li> <li>・ 家族専用の浴室</li> <li>・ 寝室と食卓が別の部屋</li> </ul>

表4 日本国内における相対的剥奪指標の調査研究一覧

	平岡 (2001)	岩田・濱本 (2004)	阿部 (2006)
<b>【剥奪指標に関する研究概要】</b>			
分析対象	高齢者	若年女性	全国の20歳以上の男女
指標の構築方法	20項目のリストの中で、欠如している項目数	保有率の高い耐久消費財の所有、貯蓄や民間保険制度、クレジットカードや消費者信用、年金・健康保険などの社会制度の利用、趣味や娯楽にあてる時間、心を打ち明けられる友人についての12項目	普及率によるウェイト付けをした剥奪状態にある項目の和を普及率の和で除した値を「相対的剥奪率」として算出。
主な結果	サンプルの80%がいずれかの項目を欠いている	10前後が3項目以上で「なし」。	相対的剥奪率は34.9%。世帯所得が500万円を下回ると急激に悪化。
<b>【使用した調査について】</b>			
調査名	中高年の生活実態と老後意識に関するアンケート	消費生活に関するパネル調査	①福祉に関する国民意識調査 (予備調査) ②社会生活調査 (本調査)
調査年	1996年	A. 1993～2002年度 B. 1997～2002年度	①2002年度 ②2003年度
実施主体	-	家計経済研究所	国立社会保障・人口問題研究所
調査対象	無作為に抽出された東京都23区の高齢者 (65歳以上) の男女1000人	A. 2002年時点で35歳から44歳の女性 B. 2002年時点で29歳から34歳の女性	①層化2段無作為抽出法によって抽出された全国の20歳以上の男女2,000人 ②無作為抽出された全国の20歳以上の男女2,000人
回答者数 (回答率)	654人 (65.4%) (代理回答含む) 585人 (58.5%) (本人回答のみ)	-	①1,350人 (67.5%) ②1,520人 (76%)
調査方法	訪問による面接調査。なお、一部の回答に対して家族による代理回答を認めた。	-	①調査チームが選択した28項目について「現在の日本の社会において、ある家庭がふつうに生活するために絶対に必要であるか」を質問。有効回答者の50%が「必要である」と答えた16項目を「社会的必需項目」と定義。 ②「社会的必需項目」のそれぞれの項目について、回答者が経済的理由で満たせない状態にあるかどうかを質問。

表4 日本国内における相対的剥奪指標の調査研究一覧 (つづき)

	阿部 (2008)	山田 (2013)	斉藤他 (2014)
<b>【剥奪指標に関する研究概要】</b>			
分析対象	12歳以下の子どもがいる世帯	ホームレス経験のある生活保護受給者	要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者
指標の構築方法	子どもの生活水準に関わる15項目のそれぞれについて、欠如している場合に1、それ以外の場合に0をとるダミー変数の和を「子どもの剥奪指標」として算出。	阿部 (2006) に同じ。	既存の指標を参考に14項目を設定
主な結果	子どもの剥奪指標は400万円～500万円を閾値として急激に悪化。	分析対象者の剥奪スコアは阿部 (2006) に比べて大きかった。	高齢者の27.6%がいずれかの項目に、13.0%が複数の項目に該当していた。また、高齢者がいる世帯では等価所得が200万円未満ないし150万円未満という状態になると相対的剥奪状態へのリスクが急激に高まっていた。 貨幣的な貧困よりも相対的剥奪の方が健康度の低さと密接に関連している。
<b>【使用した調査について】</b>			
調査名	①福祉に関する国民意識調査 (予備調査) ②社会生活調査 (本調査)	アパートなどで生活している人への支援に関するアンケート	日本老年学的評価研究 (JAGES) プロジェクト調査
調査年	①2003年 ②2003年	2009年	2010～2012年
実施主体	国立社会保障・人口問題研究所	筆者の独自調査	-
調査対象	①層化2段無作為抽出法によって抽出された全国の20歳以上の男女2,000人 ②無作為抽出された全国の20歳以上の男女2,000人	名古屋市内でホームレス支援活動を行っている「笹島診療所」に支援記録のある人のうち、アパート生活に移行し、笹島診療所がアパート生活者向けに発行しているニュースレターを送付している327名	全国12都道府県31市町村における要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者169,215名
回答者数 (回答率)	①1,350人 (67.5%) ②1,520人 (76%)	116人 (36.4%)	112,123人 (66.3%)
調査方法	①調査チームが選択した子どもの生活水準に関わる項目15項目について「現在の日本の社会において、ある家庭が普通に生活するために絶対必要であるか」を質問。 ②50%以上が「必要である」と回答したのは3項目しかなかったため、予備調査の全項目について、回答者が経済的理由で満たせない状態にあるかどうかを質問。	○1次調査：あらかじめ用意した会場に回答者に集合してもらっての面接調査 ○2次調査：1次調査に集合できなかった対象者の自宅を調査員が訪問しての面接調査	郵送調査

## 施設居住者の居住環境の現状と課題

研究分担者 阪東 美智子（国立保健医療科学院 生活環境研究部）

### 研究要旨

**目的：**社会福祉施設は、身体的理由や経済的理由、家庭環境の事情などにより、在宅での生活が困難な人々を受け入れる施設であり、貧困や社会的はく奪を受けている者が多数利用していると推測される。しかし、既存調査は主として一般世帯を対象としており、これら既存調査の整理からは施設居住者の居住実態や課題は見えてこない。そこで、社会福祉施設の居住者のおかれている状況について基本的情報を把握・整理することにした

**方法：**社会福祉施設に関する国の既往調査や文献のレビューを行った。

**結果：**社会福祉施設の入所者数は180万人を超えており、過去20年で3.5倍に増加している。また、間借りや住宅以外にする一般世帯が約135万世帯いる。

居室面積の基準は、いずれの施設も住生活基本法に示される住宅の最低居住水準（単身世帯で25.0㎡）と比べ著しく低位である。とくに、措置施設である生活保護施設や婦人保護施設、児童養護施設の居住水準が、契約に基づき利用する施設と比べて低い。

婦人保護施設では、入所者の6割が「生活困窮」を理由に入所している。施設の居住水準が利用者のニーズに合わないため、定員2以上の居室を個室として利用するなど運営上の工夫を行っているが、結果として定員に対する利用率が低くなっている。児童相談所一時保護所では、過密居住が常態化している施設が存在する。

**考察：**社会福祉施設の多くは措置から契約による利用にかわってきており、生活の場としての居住性や支援・ケアの場としての機能性が問われている。設置・運営主体が公的主体から民間主体に広がりを見せている中、施設整備基準について経営効率からだけでなく「健康で文化的な生活」という観点から検証しなおすことが必要である。

### A. 研究目的

社会福祉施設は、身体的理由や経済的理由、家庭環境の事情などにより、在宅での生活が困

難な人々を受け入れる施設であり、貧困や社会的はく奪を受けている者が多数利用していると推測される。

一方、国勢調査や住宅・土地統計調査などの既存調査は主として一般世帯を対象としており、これら既存調査の整理からは施設居住者の居住実態や課題は見えてこない。

そこで、貧困や社会的に不利な者の居住環境に対する施策を検討するための前提として、社会福祉施設の居住者のおかれている状況について基本的情報を把握・整理することにした。

## B. 研究方法

社会福祉施設に関する国の既往調査や文献のレビューを行った。

(倫理面への配慮)

公開されている既往調査や資料・文献のレビューであり、新規に人を対象にした調査を行ったり個人情報を取ったりはしないため、倫理面の問題は無い。

## C. 研究結果

### 1. 施設の居住者数

2015年国勢調査では、施設等の世帯数及び人員は全国で2,798,414人であり、このうち社会福祉施設の入所者は1,829,855人である。社会福祉施設の入所者数は増加の一途をたどっており、1995年から2015年の20年間でその数は3.5倍に増加している。2000年以降はとくに増加率が高くなっている(表1)。

主な入所型施設をみると、社会福祉施設の中でも介護保険施設が多数を占めている(表2)。高齢者を対象とする施設は、介護保険施設以外にも、老人福祉法に基づく軽費老人ホームや有料老人ホームなど多様に存在する。

一方、その他の社会福祉施設等に分類される「宿所提供施設」は、社会福祉法に基づく施設で、「生活困難者のために無料または低額な料金を貸し付ける簡易住宅、又は宿泊所その他の施設」である。平成21年の統計と比較すると、

この5年間で、施設数は182から296に、定員数は6,910から9,434に、在所者数は6,163から7,197に増加している。

施設居住以外にも、「非住宅」居住世帯が90万世帯弱、間借り世帯が50万弱存在している(表1)。

### 2. 施設の居住水準

主な施設の居室面積の基準をみると、いずれの施設も住生活基本法に示される住宅の最低居住水準(単身世帯で25.0㎡)と比較すると著しく低位である(表3)。

2011年に児童福祉施設の最低基準等がみなおされ、母子生活支援施設については、それまで1人あたり3.3㎡以上であったのが1室あたり30.0㎡以上に引き上げられたが、その他の施設、例えば児童養護施設や児童自立支援施設、婦人保護施設は、1人あたり3.3㎡以上が4.95㎡以上に引き上げられたものの、依然として低い基準である。いわゆる介護保険3施設については、居室面積の拡大や個室化が進められているが、その他多くの施設では、1人あたりの居室面積はわずかに畳2畳から4畳分しかなく、1居室を複数人が利用する基準になっている。とくに、措置施設に留め置かれている生活保護施設や婦人保護施設、児童養護施設の居住水準が、契約に基づき利用する施設と比べて低いことが明らかである(表4)。

### 3. 婦人保護施設・児童相談所一時保護所の居住環境

#### (1) 婦人保護施設

表2をみると、婦人保護施設の定員1,270人に対し在所者は409人と少ない。しかし、内閣府男女共同参画局によると2014年度のDV被害者の相談件数は102,963件あり、婦人相談所における一時保護件数も2013年度で11,623件



ある。

婦人保護施設を対象とした調査<sup>2)</sup>では、調査時点の在所有者数は定員の約3割で、公営の施設で定員の1割強、民営の施設で定員の4割であった。また、婦人相談所や一時保護所を併設している婦人保護施設は定員の2割弱、独立して立地している婦人保護施設では4割強であった。

婦人保護施設の利用率が低い理由として、同調査では、居室の面積や居室の定員といった施設整備基準が低いことをあげている。調査では居室全体の57.1%が個室として使用されていたが、居室の定員数ごとにみた内訳では、定員1の居室は26.7%であり、居室の定員が2以上の部屋も個室として利用されていた。居室総数に対する在所有者の割合は62.4%であり、個室として利用している居室数に対する在所有者の割合は109.3%で、個室の数からみれば在所有者数は適正であるといえる。

なお、同調査から在所有者の属性をみると、30～60代を中心に未成年から90代まで年齢層は幅広い。入所類型は、「生活困難等による要保護者」が約6割、「配偶者からの暴力被害女性」が約4割で、生活困窮者の利用が多いことがわかる。また、約3分の1は過去にも婦人保護や一時保護の入所歴がある。

#### (2) 児童相談所一時保護所

児童相談所一時保護所を対象とした調査<sup>2)</sup>では、児童相談所のある自治体65のうち回答を得た53自治体での2012年度の総相談件数は301,554件で、そのうち一時保護所102ヶ所で年間17,265名が平均して約25日間一時保護されていた。

建築・改築年が新しいものほど定員数は増え、居室数・個室数がともに増加しており、とくに2000年以降に大きく増えていたが、一人あたりの居室面積では児童養護施設の設備基準を

満たしていない施設が4割あり、定員数が多い施設ほど一人あたりの居室面積は狭くなっていた。また、入所者数が定員数を上回っている施設が1割程度あり、そのうちの半数は入所超過が常態化している可能性があった。

#### D. 考察

社会福祉施設の入所者は、国勢調査ベース2015年に180万人を超えている。また、間借りや住宅以外にする一般世帯が約135万世帯いる。

社会福祉施設の対象者は、高齢者、生活保護被保護者、母子世帯、児童虐待にある児童、ドメスティックバイオレンスの被害者、子育て世帯など幅広いが、共通しているのはいずれも援護を必要としている人々だということである。この中には、経済的困窮、いわゆる貧困を理由とする人も少なくないと推測される。実際、婦人保護施設に対する調査からは、在所有者の6割が生活困難等による要保護者である。

社会福祉施設等の入所者数は1995年から2015年の20年間で3.5倍に増加しており、とくに2000年以降の増加率が大きくなっている。これは、介護保険制度の創設により高齢者施設数が増加していることによるものが大きい。バブル崩壊以降の経済の低迷や2008年のリーマンショックなどにより、ホームレス者や生活保護受給者などが増えてきたことも影響していると考えられる。厚生労働省の「社会福祉施設等調査」でその他の社会福祉施設等に分類されている宿所提供施設は、いわゆる第2種社会福祉事業の無料低額宿泊所が多数を占めると思われるが、この施設数や定員が増加していることはその顕れである。無料低額宿泊所には無届施設も多く、実際には表2に含まれる数字よりも多数の施設が存在すると考えられる。厚生労働省が2015年に実施した「無料低額宿泊事

業を行う施設に関する調査」によると、全国の無料低額宿泊所の数は 537、定員は 18,201 人であり、これは「社会福祉施設等調査」の数字のおよそ 2 倍にあたる。入所者は 16,500 人のうち生活保護受給者は 14,143 人に上っている。

無料低額宿泊所や高齢者施設数は増加しているが、これらはもっぱら民間企業やNPO法人などにより施設建設や運営が行われているものである。他方、自治体や公的団体が建設・運営するその他の社会福祉施設の施設数や在在者数は横ばいか減少傾向にある。この背景には、社会保障や医療制度の改革により、施設供給や施設利用が抑制されていることが影響していると思われる。たとえば、2007 年度時点で約 11 万床あった介護療養型医療施設は、医療制度改革により今年度末までに廃止されることが決まっている。実態は、そのほとんどが介護老人保健施設や有料老人ホームあるいは新たに創設される予定の「介護医療院（仮称）」などに転換されるのであるが、一部は閉鎖や高齢者向け賃貸住宅に転換する可能性があり施設の減少は不可避である。特に低所得層の高齢者を受け入れる施設の著しい不足が指摘されている。措置時代の社会福祉であれば、経済的あるいは社会的理由を勘案し施設の利用を行政がコントロールすることができたが、契約時代の現代においては、消費力のある中高所得層の高齢者をターゲットとした施設サービス供給が主流となり、低所得層が利用できる施設は公的主体が運営するごく一部の施設に限定されるからである。介護保険制度によって、経済的困窮度よりも要介護度の重さが入所の優先順位を決める尺度となっていることもまた、低所得層の施設利用をより困難にしている。

障害者施設もまた、障害者自立支援法の施行などにより、サービスの利用に対しては応益負担が課せられることになり、利用者は経済的負

担との天秤でサービスを利用することとなり、ニーズがあっても利用を控えざるを得ない人が増えている。

施設利用の需要が高いにもかかわらず、公共による施設の新規建設はほとんど行われなくなっている。既存施設は建物の老朽化が進み、その居住環境は建設当初のままの低い状態に留置されている。また、施設の設置目的や対象が、現在の社会ニーズに合わなくなっている状況もみられる。たとえば婦人保護施設は、売春防止法に基づく施設であり、その対象者は性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子とされてきた。近年はドメスティックバイオレンスの問題などをうけて、配偶者からの暴力の被害者も保護の対象となった。配偶者からの暴力の被害者に対しては、加害者からの安全確保が重要となるが、このことは、従来婦人保護施設が対象としてきた利用者像である生活困窮や安定した居住先がない者に対する対応と異なる。すなわち、従来の利用者に対しては地域での自立生活への移行のために、地域での支援者や地域資源の活用が必要であるが、これが被害防止のための安全性の確保と対立する。このため、現場では混乱や戸惑いが生じている。

施設の居住水準の低さもまた、施設の大きな課題である。居住性が重視されユニット化が進む高齢者施設でさえ、居室面積は住宅の最低基準の半分以下である。社会福祉施設の中でも生活保護施設や婦人保護施設などの措置施設に至っては、1 人あたりの居室面積はいまだ畳 2 枚程度であり個室化も最低基準には含まれていない。婦人保護施設では、運営上の工夫で定員 2 名以上の部屋も個室として利用しているところが多く、結果としてこれが施設の利用率を下げてしまっている。児童相談所一時保護所でも過密居住が常態化している施設がある。いずれも有効な施設活用が行われていない状況

を生んでいる。

#### E. 結論

社会福祉施設の多くは措置から契約による利用にかわってきており、生活の場としての居住性や支援・ケアの場としての機能性が問われるようになってきている。一方、高齢者施設や第2種社会福祉事業では、設置・運営主体が公的主体から民間主体に広がりを見せているが、民間主体では営利や経営の安定性が問われるため、経済的効率性を優先した運営が行われる可能性がある。対象者、とくに低所得者の利用できる施設が需要に見合う形で供給されるかどうか、またその施設基準が、対象者にとって「健康で文化的な生活」を行うために十分に適切なものであるかどうか、といった視点から検証を行うことが必要である。

#### <参考文献>

1) 阪東美智子, 主任研究者. DV・暴力被害のケアと予防に向けた環境整備のあり方に関する研究—婦人保護施設に求められる機能と施設環境基準の検討—. In: ユニバーサル財団調査研究報告書「豊かな高齢社会の探求」Vo122 ;

2014. CD収録.

2) 阪東美智子, 大崎元. 一時保護所の建築・設備についての実態と課題. 和田一郎編著. 児童相談所一時保護所の子どもと支援—子どもへのケアから行政評価まで. 東京: 明石書店; 2016. 191-234.

#### F. 研究発表

##### 1. 論文発表

- (1) 阪東美智子. 困窮する人々と居住支援. 中島明子編著. HOUSERS—住宅問題と向き合う人々—. 東京: 萌文社; 2017. p. 99-108.
- (2) 阪東美智子. 介護・医療制度改革と居住. 日本住宅会議編. 住宅白書 2014-2016 居住貧困と震災復興: いま居住の危機を問う. 東京: ドメス出版; 2016. p. 66-71.

##### 2. 学会発表

- (1) 大崎元, 阪東美智子. 児童自立支援施設の施設環境の現状と課題—入所系措置施設の施設整備基準の検討—その3. 2016年度日本建築学会大会; 2016. 8. 24-26; 九州. 建築計画. p. 47-8. (DVD収録)

表1 施設等の入所者数および間借り・住宅以外に住む一般世帯数

	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
施設等の世帯人員(人)	1,741,756	1,793,829	1,972,622	2,312,446	2,511,749	2,798,414
うち社会施設の入所者(人)	433,924	524,527	701,499	1,070,393	1,449,905	1,829,855
間借り(世帯)	324,653	374,336	549,081	535,512	577,331	473,400
住宅以外に住む一般世帯(世帯)	1,351,829	1,285,501	1,089,103	894,221	787,407	874,400

資料：各年の国勢調査（総務省）より作成

表2 社会福祉施設（入所型）の施設数、定員、在所者数

	施設数 <sup>9)</sup>	定員(人) <sup>9)</sup>	在所者数(人) <sup>9)</sup>
保護施設 <sup>1)</sup>	213	18,647	17,666
老人福祉施設 <sup>2)</sup>	3,202	157,922	138,635
障害者支援施設等 <sup>3)</sup>	2,612	142,868	124,531
婦人保護施設	47	1,270	409
児童福祉施設 <sup>4)</sup>	1,314	73,596	50,365
母子生活支援施設 <sup>5)</sup>	243	4,930	9,223
その他の社会福祉施設等 <sup>6)</sup>	12,619	484,718	344,640
介護保険施設 <sup>7)</sup>	12,865	927,427	811,459
計 <sup>8)</sup>	32,872	1,806,448	1,487,705

注：1) 保護施設は、救護施設、更生施設、宿所提供施設の合計。

2) 老人福祉施設は、養護老人ホーム、軽費老人ホームの合計。

3) 障害者支援施設の在所者数のうち入所者数を記載。

4) 児童福祉施設は、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設（福祉型）、障害児入所施設（医療型）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の合計。

5) 母子生活支援施設の定員は世帯数、在所者数は世帯人員を示すため、児童福祉施設の定員と在所者数の中に含めず、別途記載した。

6) その他の社会福祉施設等は、宿所提供施設、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅であるもの）の合計。

7) 介護保険施設は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の合計。

8) 定員と在所者数の合計には、いずれも母子生活支援施設の定員と在所者数を含まない。

9) 施設数、定員は各調査の基本票の数字を、在所者数は各調査の詳細票の数字を使用している。

資料：厚生労働省「平成26年社会福祉施設等調査」、厚生労働省「平成26年介護サービス施設・事業所調査」より作成

表3 主な社会福祉施設の居室面積

施設種類	1人あたり居室面積	1居室あたり定員
保護施設		
救護施設・更生施設	3.3㎡以上	4人以下
宿所提供施設	3.3㎡以上	1世帯
老人福祉施設		
養護老人ホーム	10.65㎡以上	1人(2人可)
軽費老人ホーム	21.6㎡以上(1人用) <sup>1)</sup> (有効面積14.85㎡以上)	1人(2人可)
都市型軽費老人ホーム	7.43㎡以上	1人(2人可)
障害者支援施設	9.9㎡以上	4人以下
婦人保護施設	4.95㎡以上	4人以下
児童福祉施設		
乳児院	2.47㎡以上	
母子生活支援施設	30㎡以上	1世帯以下
児童養護施設・福祉型障害児入所施設・児童自立支援施設	4.95㎡以上	4人以下
児童養護施設(乳幼児のみの場合)	3.3㎡以上	6人以下
情緒障害児短期治療施設	4.95㎡以上	4人以下
介護保険施設		
特別養護老人ホーム(従来型)	10.65㎡以上	1人(2人可)
老人保健施設(従来型)	8.0㎡以上	4人以下
介護療養型医療施設(従来型)	6.4㎡以上	4人以下
特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設(ユニット型)	10.65㎡以上	1人(2人可)
その他の社会福祉施設		
宿所提供施設(第2種社会福祉事業の無料低額宿泊所)	3.3㎡～5㎡以上 <sup>2)</sup>	1人、1世帯 4人以下など <sup>2)</sup>
有料老人ホーム	13.0㎡以上	1人
(参考)住宅の最低居住水準(単身世帯)	25.0㎡	

注：1) ただし、共用設備が居室に近接して設けられている場合は 15.63㎡以上（洗面所・

便所・収納設備・調理設備を除く有効面積 13.2㎡以上)

2) 自治体によって基準が異なる

資料：各施設の設備及び運営に関する最低基準などより筆者作成

表4 社会福祉施設の制度別概要

	利 用 契 約 制 度				措置制度
	介護保険	給付費	行政との契約	事業費補助	
生活保護法					救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設
老人福祉法	特別養護老人ホーム 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設			軽費老人ホームA型 ケアハウス	養護老人ホーム
障害者 総合支援法		障害者支援施設 障害福祉サービス事業所		地域活動支援センター	
身体障害者 福祉法		肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設 身体障害者福祉工場		身体障害者福祉ホーム 点字図書館 聴覚障害者情報提供施設	
知的障害 者福祉法		知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 知的障害者通所寮 知的障害者福祉工場		知的障害者福祉ホーム	
精神保健 福祉法		精神障害者生活訓練施設 精神障害者福祉ホーム(B型) 精神障害者授産施設 精神障害者福祉工場 精神障害者地域生活支援センター			
児童福祉法		知的障害児施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設 重症心身障害児施設	助産施設 母子生活支援施設 保育所		乳児院 児童養護施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設
売春防止法					婦人保護施設

資料：厚生労働省 HP 資料を改変

平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）

「我が国の貧困の状況に関する調査分析研究」

分担研究報告書

## 社会的排除、相対的剥奪への支援施策展開に関する理論的考察

研究分担者 藤間公太（国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部）

### 要旨

**目的：**本研究の目的は、社会的排除や相対的剥奪という社会問題に対し、公的支援施策を整備、展開する上での理論的視角を提供することである。

**方法：**社会哲学や社会学、社会福祉学の領域を中心とした文献レビューを行い、それらにおける議論を踏まえた理論的考察を行う。

**結果：**社会的排除と相対的剥奪は重なり合う部分もあるが、厳密には前者が動態的概念、後者が静態的概念という違いがある。いずれにせよ、先行研究においてこれらが問題化されるのは、第1に、特定の層が社会から「リスク化」されること、第2に、これらの問題を放置することが将来的には社会の損失につながるということ、2つの理由による。

**考察：**日本における社会的排除や剥奪の背後には、「作られた不平等」、つまり、社会制度の不備によってもたらされた問題がある。現状の社会的排除や相対的剥奪という問題に対して十分対応できていないことには、家族から生活保障機能が提供されることが自明視できなくなったことが関係している。こうしたなかで、社会的排除、相対的剥奪に対する支援施策を行うことについての社会的合意を形成していくには、社会的に排除されていたり、相対的に剥奪されている人々の状況、およびそこにいたるプロセスを客観的に調査するとともに、結果を市民に対して説得的にアピールすることが必須であろう。

**結論：**家族主義や自己責任論が根強い今日の日本社会においては、公的調査による現状の把握、結果の国際比較による日本の文脈の独自性の解明、社会的排除、相対的剥奪状態に至る過程の検討、支援施策の整備、展開による将来社会への影響の推計を行い、対策の重要性を説得的に社会に示すことが重要である。ただし、主観の問題をクリアできたわけではない。階層別に相対的剥奪状態の定義を区分した上で、公的支援の妥当性を考えることも今後は必要になるかもしれない。

ることである。

### A 研究の目的

本研究の目的は、社会的排除や相対的剥奪という社会問題に対し、公的支援施策を整備、展開する上での理論的視角を提供す

近年、社会的排除や相対的剥奪という言葉が徐々に認識されつつある。そのように新たな社会問題が認識されるということは、これまで用いられてきた社会管理の方法が、

もはや時代に適しなくなっていることを示している(ロザンバロン 2006: 2)。実際、日本においても2014年1月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、2015年4月には「生活困窮者自立支援法」が施行されるなど、時代の要請にあわせた新たな制度が整備されつつある。

他方で、生活保護制度の黎明期以来、日本においては貧困状態にあたり、社会的に排除されていたり、相対的に剥奪状態にあたりする個人の自己責任を問題化し、家族扶養による状態の改善を主張する風潮は根強い(相澤ほか編 2016)。この背景には、一億総中流(国民総中流)時代に確立された「日本社会は平等である」という幻想や、社会保障費抑制を主張する近年の議論の影響があると考えられる。すなわち、「平等な日本社会においてうまくいかなかったのは本人やそれを支える家族の責任であり、そのような人びとを助けるのに公的支出を使う必要はない」との考えが多くの人に浸透していると予想される。

こうした状況下で政策を整備し、公的に社会的排除や相対的剥奪にアプローチし、効果的な支援策を講じていく上では、そもそもなぜそうしたアプローチが求められるのか、そのアプローチを実現するにはどういった視点が必要なのかについて整理しておく必要がある。以下ではまず、先行研究を整理し、貧困、社会的排除、相対的剥奪という3つの概念を整理した上で、それらがいかなる論理で問題化されているのかを概観する(C)。その上で、社会的排除、剥奪状態にある人々への公的支援を展開する上での論点を提示する(D)。

## B 研究の方法

先述の通り本稿は理論的検討を目的としているため、国内の先行研究のレビューを行った。検索は、CiNii Articles を用い、「排除」、「剥奪」、「格差」、「貧困」といったキーワードを用いて行った。書籍については、Amazon.co.jp 上で、同様のキーワードを用いるとともに、先行研究で引用されている回数が多いものを中心に渉猟した。なかでも、特にこのテーマについて思考実験を蓄積してきた、社会哲学や社会学、社会福祉学の議論を中心に渉猟した。

## C 結果

### (1) 概念整理

まず、簡単な概念整理を行っておこう。第1に、貧困と社会的排除はどのように異なるのか。貧困とは、生活水準を保つための資源、特に経済的資源の欠如(≒所得が低いこと)を表す概念であるが、社会的排除とは、社会における人と人との関係、人と社会との関係に関する概念であり、「社会から追い出されること」を指す概念である(阿部2011: 4-5)。

とはいえ、経済的資源以外に目を向けるという点は相対的剥奪も同様である。それでは第2に、相対的剥奪と社会的排除とはどのように異なる概念なのか。図表1は、バーンズ(2005)を参考にした福原(2007)による概念整理からは、相対的剥奪、社会的排除という概念間の関係について、以下の2点が示唆される。1つ目は、相対的剥奪はその一時点での状態を測る静的概念であるのに対して、社会的排除は多次元的な要因によって引き起こされる「状態」とともに、そこに至る「過程」に着目した概念で



あることだ。2つ目は、社会的排除は分配の側面に加えて関係の側面を重視しており、その対象は個人や世帯のみならず、コミュニティや社会全体にまで広がるものであるということだ（福原 2007: 14-5）。

以上をまとめると、経済的資源以外のさ

まざまな面での欠如を考慮に入れる点で、社会的排除と相対的剥奪は貧困から区別され、さらに、一時点での静態的な状態ではなく、その状態が多次元的な要因によって引き起こされる過程に着目する点で、社会的排除は相対的剥奪から区別される。

図表 1 貧困、剥奪、社会的排除、それぞれの概念特性の比較

	貧困	剥奪	社会的排除
要因とその特徴	・生存のための基礎的なニーズの欠如	・生存のための基礎的なニーズの欠如 ・標準的な生活のための物質的資源の剥奪（物質的剥奪と社会的剥奪）	・生存のための基礎的なニーズの欠如 ・標準的な生活のための物質的資源の剥奪（物質的剥奪と社会的剥奪） ・社会的な参加、つながりの欠如
	・一次元の要因	・多次元の要因	・多次元の要因
	・分配の側面	・分配の側面	・分配の側面 ・関係の側面
観 分 析 点 の	・静態的	・静態的	・動態的
対 象	・個人、世帯	・個人、世帯	・個人、世帯 ・コミュニティ、社会

出典) 福原 (2007: 15)

福原によると、社会的排除にいたる多次元的な諸要因の作用は、『「排除された人びと』においては、社会的孤立、自尊心や動機づけの低下など否定的アイデンティティを形成させることになる」。社会的排除、およびそれに対する学術的アプローチの特徴は、(1) 前出図表 1 の概念上の差異、(2) そうした諸要因の組み合わせに焦点を当てること、(3) 種々の社会的排除を引き起こす、失業や仕事の不安定さといった労働市場への統合の質を核としていること、(4) 雇用、住

宅、医療や教育といった基本的権利へのアクセス権の有無のみならず、それらにおいて提供されるサービスの質にも着目すること、(5) 社会的排除過程の長期性を認識することが要請されること、(6) 個人がおかれた社会の状況に左右される相対的な概念を対象とすること、(7) きわめて政策志向的であることに認められる（福原 2007: 15-7）。社会的排除とは、本来あるべきとされる社会的活動への「参加」の欠如が、複合的な不利の中に生じるものであり（岩田 2008）、それゆえ EU をはじめ、社会統合を目指す政策

が推進される際に、そのプロセスが問題となるのである。

ただし、このことは社会的排除が相対的剥奪より分析概念として優れていることを必ずしも意味しない。社会的排除は包括的な概念ゆえに、何をもって個人が社会的に排除されているとするのかを客観的には定義しづらい。たとえば、客観的には何ら問題なく暮らしている人が「自分は社会的に排除されている」と感じているケースに対し、公的に支援を提供することは妥当なのか。これは、政策科学にとってはかなりの難題である。とりわけ、社会保障費の抑制が叫ばれている今日の日本社会においてはなおさらであろう。関連して、「社会的に排除されている状態がさらなる社会的排除に結びつくプロセスになる」ととらえた場合、「結果の平等に結びつくまで支援せよ」という主張になるのかどうかという論点もある。この点、相対的剥奪という概念は、一時点での当該社会の状況に照らして個人の状態を測定するため、その時点においていかなる状況にある個人に公的支援を投入するかという、政策を行うための指標としてはより使いやすいとはいえるかもしれない<sup>27</sup>。

## (2) 何が問題なのか？

では、社会的排除や相対的剥奪は、いかなる論理で問題化されるのだろうか。政治哲学の領域では、社会的承認の形成、人々の「自由への権利」の担保、国境を越えた正義といった観点から、社会的排除や相対的剥

奪は解決されるべきとされてきた(セン・後藤 2008; ポッグ 2010; ポーガム 2016; 藤野 2016)。社会福祉学や社会政策学では「社会的に容認できないもの」とかなり強い定義が与えられている場合もある(岩田 2008; 阿部 2008)。とはいえ、仮に排除や剥奪を「社会的に容認できないもの」とするにしても、その根拠が問われることは避けられないはずである。新自由主義的な思想のもと、学歴や職歴の達成が自己責任であるという認識が強い日本社会においてはなおさらであろう。

第1に、社会的排除や剥奪状態にある人たちが、誤認にもとづき「リスク化」されるためである。たとえば、非行、犯罪行為に手を染めた少年に、ひとり親家庭出身者が多いという調査結果があるが(内閣府「第4回非行原因に関する総合的研究調査」平成22年3月実施)、このデータはしばしば「ひとり親家庭で育つ子どもは危ない」という解釈を呼びがちである。しかしながら、実際には非行行動に経済的事情が強く関係していること(ウィリス 1996; ホワイト 2000; ヤング 2007)、そもそも離婚に社会経済的要因が絡んでいること(余田 2014)に鑑みれば、階層間格差やその際生産のメカニズムなど、さまざまな要因が絡み合った結果として解釈の方が妥当である。こうした事実が社会的に認識されておらず、特定の層が「リスク」とみなされることは、それらの人々の社会的排除や剥奪状態をより深刻なものにし

<sup>27</sup> とはいえ、1999年にイギリスの Office of National Statistics が実施した Poverty and Social Exclusion Survey や、阿部(2007)など、社会的排除を客観的に測定しようとする試みもある。逆に、客観的にみて相対的剥奪状態にあることが、個人の主観にどのように影響するかという研究も

存在している(石田 2015; 黒川 2016)。この点に鑑みると、社会的排除と相対的剥奪を分かつのは、主観的か客観的かという軸よりも、動的か静的かという軸であると捉えるべきかもしれない。

かねない。

第2に、現時点での社会的排除、剥奪を放置することが、将来的に社会の損失となりうるためである。これは特に、子どもの貧困対策に関する文脈で語られることが多い（阿部 2008, 2014; 日本財団子どもの貧困対策チーム 2016）。実際に、アメリカでは、幼少期の貧困対策が将来の社会的支出を抑えるのみならず、むしろ税収を増やしさえする可能性がすでに明らかにされている。日本においても、子どもの貧困を放置することで、①大卒者が半減し、中卒者が4倍増になること、②非正社員や無業者が1割増加すること、③1人あたりの生涯所得が1400万円減少すること、④1人あたりの財政収入が600万円減少すること、⑤所得が40兆円超、財政収入が16兆円失われること、という損失があるという推計がなされている（日本財団子どもの貧困対策チーム 2016）。

## D 考察

以上のように、ニーズを抱えた層が誤解にもとづき「リスク化」されることによる不平等の拡大と、将来的な社会損失という観点から、先述の通り、日本社会においては平等幻想のもとで自己責任を問う論調が強くなり、ある特定のニーズに対して公的給付を行うことへの合意が形成されづらい。たとえば、日本の生活保護受給率は世界的に見ても低いにもかかわらず、受給者に対するバッシングが強いことにも、そのことは表れているだろう。

しかしながら、ボワイエが明らかにしたように、日本における社会的排除や剥奪の背後には、「作られた不平等」、つまり、社会

制度の不備によってもたらされた問題がある。少なくとも個人の自己責任が問えるのは、「競争の構造的条件となる制度的枠組みが（少なくとも）最低限には公平」である場合のみである（ポッゲ 2010: 38）。

現状に制度が追いつかなくなった背景としては、時代とともに人々の生活、特に家族のありようが大きく変わったことが指摘できよう。日本の福祉制度は、家族主義、すなわち家族によって人々のニーズが充足されることを前提に設計されている。そこで想定されるのは、異性のカップルが初婚を継続するなかで子どもを設ける家族であり、正規雇用されている成員が職場から得る給与や企業福祉で経済的ニーズが充足されること、子育てや老親介護といったケア機能が家族のなかで提供されることである。しかしながら、生涯未婚率が約25%であること、婚姻数に対する離婚数が3割強であること、結婚しても子どもを持たないDINKSも約3割いることに鑑みると、制度が前提としているような家族生活を送る人はもはや社会の半数以下であると推定される。このように人々の家族生活が多様化した結果、現行の制度がそれにそぐわなくなってきたということであろう。

こうしたなかで、社会的排除、相対的剥奪に対する支援施策を行うことについての社会的合意を形成していくには、社会的に排除されていたり、相対的に剥奪されている人々の状況、およびそこにいたるプロセスを客観的に調査するとともに、結果を市民に対して説得的にアピールすることが必須であろう。それとともに、公的給付を行うこと、特に子どもに対するそれが将来の社会にとってメリットになることを示すことも

有効であると考えられる（阿部 2008, 2014; 日本財団子どもの貧困対策チーム 2016）。先述の通り、アメリカでは、幼少期の貧困対策が将来の社会的支出を抑えるのみならず、むしろ増やしさえすることがすでに明らかにされている。これに対し、日本において、相対的剥奪や社会的排除の実態に関する公的調査は端緒についたばかりであり、日本社会の文脈に即した指標の設計や、継続的な調査の実施が必要とされるだろう。政策科学、社会科学に求められるのは、(1) まず、相対的剥奪概念を用いて、ある時代の特定の社会における個人の状況を客観的に評価し、(2) 次に、その状況に至るプロセスを明らかにし、(3) 最後に、そうした人々に公的給付を行うことが、将来の社会にどのような影響を及ぼすのかについての説得的な推計を行うことであると考えられる。

## E 結論

家族、親族による生活保障が絶対視でなくなったにもかかわらず、特定のニーズに対して公的給付を行うことに対する人々の抵抗感は根強い。本稿の結論としては、公的調査による現状の把握、結果の国際比較による日本の文脈の独自性の解明、社会的排除、相対的剥奪状態に至る過程の検討、支援施策の整備、展開による将来社会への影響の推計を行い、対策の重要性を説得的に社会に示すことが重要である、ということになる。

ただし、主観の問題をクリアできたわけではない。準拠集団や社会の状況によって、自分のおかれた環境に対する個人の評価は異なる。たとえば、高い階層に属する人が、その階層のなかでは自分が恵まれていない

と感じていることは、社会全体としてみれば剥奪にあたらない。それゆえ、彼らに対し公的支援を与えることには社会的合意は得られないだろう。しかしながら、主観的に「剥奪されている」と感じる強いストレスを個人に与え、そのことが健康への悪影響という経路をたどって、結果的に社会的にみても剥奪されていると認められる状況にその人が陥る可能性もある。階層別に相対的剥奪状態の定義を区分した上で、公的支援の妥当性を考えることも今後は必要になるかもしれない。

## 参考文献

- 阿部彩、2007、「日本における社会的排除の実態とその要因」『季刊社会保障研究』43(1): 27-40。
- 、2008、『子どもの貧困——日本の不公平を考える』岩波書店。
- 、2014、『子どもの貧困 II——解決策を考える』岩波書店。
- 相澤真一・土屋敦・小山裕・開田奈穂美・元森絵里子、2016、『子どもと貧困の戦後史』青弓社。
- ボワイエ, R (山田鋭夫監修、横田宏樹訳)、2016、『作られた不平等——日本、中国、アメリカ、そしてヨーロッパ』藤原書店。
- バーン, D (深井英喜・梶村泰久訳)、2010、『社会的排除とは何か』こぶし書房。
- 藤野寛、2016、『「承認」の哲学——他者に認められるとはどういうことか』青土社。
- 福原宏幸、2007、「社会的排除／包摂論の現在と展望」福原宏幸編著『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社、11-39。
- 石田淳、2015、『相対的剥奪の社会学——不平等と意識のパラドックス』東京大学

- 出版会。
- 岩田正美、2008、『社会的排除——参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣。
- 黒川すみれ、2016、「社会不公平感の形成における収入比較メカニズム——相対的剥奪指数を用いた分析から」『年報社会学論集』29: 68-79。
- 日本財団子どもの貧困対策チーム、2016、『子どもの貧困が日本を滅ぼす——社会的損失 40 億円の損失』文藝春秋。
- ポグゲ, T (立岩真也監訳)、2010、『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか——世界的貧困と人権』生活書院。
- ポーガム, S (川野英二・中條健志訳)、2016、『貧困の基本形態——社会的紐帯の社会学』ウィリス, ポール・E (熊沢誠・山田潤訳)、1996、『ハマータウンの野郎ども』筑摩書房。
- ヤング, J (青木秀男ほか訳)、2007、『社会的排除——後期近代における犯罪・雇用・差異』洛北出版。
- 会学』新泉社。
- ロザンバロン, P (北垣徹訳)、2006、『連帯のあたなる哲学——福祉国家再考』勁草書房。
- セン, A・後藤玲子、2008、『福祉と正義』東京大学出版会。
- 志賀信夫、2016、『貧困理論の再検討』法律文化社。
- 園田恭一・西村昌記編著、2008、『ソーシャル・インクルージョンの社会福祉——新しい〈つながり〉を求めて』ミネルヴァ書房。
- ホワイト, ウィリアム・F (奥田道大・有里典三訳、2000、『ストリート・コーナー・ソサイエティ』有斐閣。
- 余田翔平、2012、「子ども期の家族構造と教育達成格差——二人親世帯／母子世帯／父子世帯の比較」『家族社会学研究』24(1): 60-71。
- 、2014、「再婚からみるライフコースの変容」『家族社会学研究』26(2):139-50。

## F 健康危険情報

特に記載すべき点はない。

## G 研究発表

なし

## H 知的財産権の出願・登録状況

なし

厚生労働行政推進調査事業費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「我が国の貧困の状況に関する調査分析研究」

分担研究報告書

### 低所得水準が居住水準の悪化に与える影響：

#### 住宅・土地統計調査の市区町村統計を用いた分析

分担研究者 安藤道人(国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部)

#### 研究要旨

**研究目的** 本報告では、「住宅・統計土地調査」の市区町村別の集計データを用いて、所得水準と居住水準との関連を分析し、「所得水準の低下はどのような居住水準の悪化に繋がらうのか」を検証する。それに基づき、今後の日本の所得保障および居住保障政策の実施において、何を政策ターゲットとすべきであり、それによってどのような効果が見込まれるかを検討する際の基礎情報を提供する。

**方法** 住宅・統計土地調査および社会人口統計体系の市区町村データを用いた回帰分析により、低所得水準が居住水準の悪化に与える影響の推定を行った。低居住水準の指標としては、腐朽・破損、最低居住面積未満、旧耐震基準、医療アクセス困難、駅アクセス、バスアクセス、借家、家賃水準、空き家比率、住宅面積を用いた。回帰分析においては、Belloni et al.(2014)の高次元共変量の選択手法を用いて共変量選択を行った。また、市区および町村に分けたサブグループでの回帰分析や分位点回帰分析により、所得水準の影響が地域によってどう異なるかの検証も行った。

**結果** 低所得水準は腐朽・破損住宅や最低居住面積未満住宅や旧耐震基準住宅など、質の低い住宅での居住に繋がることが明らかになった。特に腐朽・破損住宅での居住への影響は大きく、また最低居住面積未満住宅での居住への影響は3人以上の世帯において頑健に観察された。一方、医療機関や駅へのアクセスへの影響は頑健には観察されなかった。

**考察** 本報告の分析結果を踏まえると、家賃補助などの所得保障や低所得者向けの住宅修繕費用支援などは、家賃上昇の可能性を考慮に入れる必要はあるものの、有効な居住保障の一つの選択肢と考えられる。

## A. 研究目的

近年、生活困窮者を支援する際の視点として「居住保障」の重要性に対する認識が高まっている。国際的に見れば、居住保障は社会保障政策の一環と位置付けられている国も多く、また居住保障政策の研究も少なくない。一方、日本においては、居住保障についての政策的・学術的議論は、住居環境や建物の環境などの「ハード」の部分に焦点をあてたものが多く、広く居住保障を社会保障・生活保障の観点から議論しているものはまだ少ない。また、そのような観点からの調査・研究においても、社会保障としての居住保障の問題を統計学的・計量経済学的観点から分析したものは少ない。

本報告では、「住宅・統計土地調査」の市区町村別の集計データを用いて、所得水準と居住水準との関連を分析する。そのことによって、「所得の低下はどのような居住環境の悪化に繋がりうるのか」を検証し、今後の日本の「居住保障」政策の実施において、何を政策ターゲットとすべきかに、またその際にどのような居住環境の指標を考慮すべきかについて検討を行う。

本報告が、所得水準と居住水準の関連に着目する理由は以下の通りである。第一に、所得水準は貧困や剥奪を決定づける一要因として学術的同意が得られている経済指標であり、かつ最低賃金・失業手当・年金・生活保護・住宅手当などの政策的・制度的介入により変動する政策変数でもある。従って、居住保障研究の出発点として所得水準との関連を検討することには政策的妥当性があると言える。

第二に、居住水準は、それが居住保障政策における主な政策対象であるということだけでなく、それが健康・雇用・社会的参加・子供の発達などの様々な福祉水準と関連していることが近年明らかとなっている。また居住水準は、住宅の質・広さ・社会インフラへのアクセス・近隣環境など多角的に構成される指標であり、それらのうちのどの要素がより所得水準によって左右されるものであり、どの要素がより個人的選好や所得以外の社会的制約の結果であるのかを検討することも重要である。

## B. 研究方法

### 分析対象と分析モデル

本研究の目的は、所得水準が居住水準に与える因果効果の推定である。本来であれば、世帯レベルあるいは個人レベルの分析により両者の関連を検証することが望ましい。しかし、本報告では公開されている地域統計において、市町村レベルおよび23区および政令市の区レベルでの分析を行う。地域レベルでの分析は、分析結果の解釈において一定の留意が必要となる一方で、所得水準と居住環境の両方に影響を及ぼしうる多くの共変量の制御も可能となるという利点もある。

本報告では、様々な観察可能な共変量をコントロールした上で、所得水準と居住環境の間に条件付き独立性の仮定が成り立つと仮定し (selection on observable あるいは conditional independence の仮定)、下記のような多重回帰モデルを用いてる。

$$\ln(Y_i) = \alpha + \beta \ln(X_i) + \mathbf{W}'_i \boldsymbol{\gamma} + \varepsilon_i \quad (1)$$

ここで、 $Y_i$ は居住水準指標、 $X_i$ は低所得世帯割合(所得 300 万未満世帯割合)、 $W_i$ はコントロール変数ベクトルである ( $W_i$ の詳細は次節)。ここで条件付き独立性の仮定が成立していれば、コントロール変数 $W_i$ の影響を制御すれば、 $X_i$ から $Y_i$ の影響の大きさは $\beta$ で示すことができる。また、異なる $Y_i$ でも分析結果の比較が可能のように、 $Y_i$ および $X_i$ は対数化し、 $\beta$ は弾性値とする。なお、 $Y_i$ がゼロの場合には $\ln(Y_i)$ が計算できないため、 $Y_i$ にゼロが含まれる変数の場合は、便宜的に一律に $Y_i$ の代わりに $Y_i+1$ を用いて分析する。

本研究で分析するのは、「所得水準が居住水準に与える影響」の平均効果の推定である。また**補論 5**において、分位点回帰分析を用いて「所得水準の変化が居住水準の分布に与える影響」の分析も行う。分位点回帰とは、例えば「所得水準の変化は、居住水準の 25 パーセント点と 50 パーセント点 (中央値) と 75 パーセント点の変化に異なる影響を与えるのか」といった視点からの分析が可能となる。

## 分析データ

本研究でまず用いるのは、住宅・土地統計調査の市区町村データである。この統計を用いるメリットは、自治体レベルでの分析により、個票分析と類似のアプローチから相関分析や因果関係の分析を行うことが可能である点である。また、国政調査や地方財政統計とのマッチングも可能であり、地域政策や自治体政策への含意も得られる。さらに、変数を地域レベルで作成することにより、個票レベルでは分析できない多様なアウトカムの検証も可能である。さらに、経

年変化に着目したパネルデータ分析も可能となる。

一方で、デメリットとしては、世帯レベルではないため、結果の解釈を常にまず「地域」レベルで行わなければならない点にある。したがって、世帯レベルでの所得水準と居住貧困の関連を直接的に検証することはできない。

今回の研究では、2013 年度の住宅・土地統計調査の市町村データをメインに用いる。具体的には、e-Stat API において提供されている住宅・土地統計調査の市区町村データを活用して分析を行った。ここでは市区町村データを、市町村と東京 23 区のサンプルと、東京東京 23 区と政令指定都市の区のサンプルに分けて用いた。公開されている住宅・土地統計調査はサンプル調査であり、自治体レベルの統計はすべて推定データであるという限界はあるものの (推定方法は e-Stat ウェブサイトに記載されている)、サンプルサイズは比較的大きく、抽出率も比較的高いものとなっており、データとしての一定の信頼性はあると考えられる。なお、下記の分析における標準誤差の計算に当たっては、これらの市区町村データが推定データであることからくる不確実性は考慮していない。

## 分析に用いる変数

分析に用いる変数は以下の通りである。

### 【アウトカム変数：低居住水準】

分析対象となるアウトカム変数としては、住宅・土地統計調査から入手可能なものから、「居住水準の低さ」と解釈可能な以下の 10 指標を分析した。



1. **腐朽・破損住宅割合**：全住宅数に占める腐朽・破損あり住宅の割合
2. **最低居住面積未満世帯割合**：全世帯数に占める最低居住面積水準未満の住宅に居住する世帯の割合
3. **旧耐震基準世帯割合**：全世帯数に占める昭和 56 年（1981 年）以前に建築された住宅に居住する世帯の割合
4. **医療アクセス困難世帯割合**：全住宅数に占める最寄りの医療機関までの距離が 1,000m 以上の住宅に居住する世帯の割合
5. **駅アクセス困難世帯割合**：全住宅数に占める最寄りの駅までの距離が 2,000m 以上の住宅に居住する世帯の割合
6. **バスアクセス困難世帯割合**：全住宅数に占める最寄りの駅までの距離が 2,000m 以上かつ最寄りのバス停までの距離が 1,000m 以上の住宅に居住する世帯の割合
7. **借家比率**：全世帯数に占める借家に居住する世帯の割合
8. **家賃水準/課税対象所得**：一か月あたり家賃×12(ヶ月)×世帯数÷課税対象所得(家賃負担率の近似的な指標)
9. **空き家比率**：全住宅数に占める空き家の割合
10. **住宅平均面積（負値）**：住宅の平均面積（マイナス値にしたもの）

なお、これらの指標の作成にあたっては、各市区町村の世帯構成や年齢構成の違いなどは考慮していない。したがって、これらの指標の単純な市区町村比較の解釈は容易ではなく、世帯構成や年齢構成は回帰分析に

よって別途考慮する必要がある。

#### 【説明変数：低所得世帯割合】

住宅・土地統計調査の個票で入手可能な所得水準の情報はもともと限定的であり、所得水準を、100 万円ごとの区切りで選択させる形式である。したがって市区町村レベルの統計から作成した「所得 300 万円未満の世帯数割合」を「低所得世帯割合」の変数として利用する。自治体レベルの所得データとしては他に別統計から「住民一人あたり課税対象所得」を用いることも可能だが、今回は、住宅・土地統計調査の「低所得者割合」を使用した。本変数は、300 万円という明確な閾値以下の世帯の割合を示しているため、自己記入式の統計とはいえ、地域の所得水準の変数として誤差は小さいと考えられる。

#### 【共変量（コントロール変数）】

回帰分析の実施においては、コントロール変数を恣意的に選ぶことはせず、「住宅・土地統計調査」から入手出来る諸変数と「社会人口統計体系」から入手できる諸変数と、その二乗項と交差項を全て共変量候補とした。変数としては、住宅・土地統計調査からは、世帯主男性比率、世帯主 25 歳未満比率、世帯主 65 歳以上比率、世帯規模、単身世帯比率、単身世帯かつ 65 歳以上比率、単身世帯かつ 75 歳以上比率、自営業比率、学生比率であり、社会人口統計体系からは、安藤（2017）で用いた「基礎データ」の 93 変数を用いた。また、都道府県ダミー変数も共変量に加えた。

Belloni et al.(2014)の高次元共変量の選択手法を用いて共変量選択を行い、それに基

づき回帰分析（以下、double-LASSO 回帰分析）を行い、説明変数である低所得世帯割合の係数の推定値と標準誤差の推定を行った。

## C. 研究成果

### 記述統計分析

**図表 1** には市区町村の低居住水準と低所得世帯割合の 2003、2008、2013 年度の 3 ヶ年分の基本統計量を記載している。また**図表 2** にはこれらの変数の 2013 年度の区レベル（東京特別区および政令市の区）の基本統計量を記載している。さらに**図表 3** には市区町村レベルの低居住水準と低所得世帯割合の 2003、2008、2013 年度の 3 年間の平均値の推移を示している。これらは地域レベルの単純集計値であるため、ここから各変数の経年変化の程度やその要因を解釈することには留意が必要であるものの、アウトカム変数では腐朽・破損住宅割合は若干減少した一方で、最低居住面積未満世帯割合や空き家比率は上昇していることが分かる。また説明変数である低所得世帯割合は上昇傾向にある。ただ、いずれの変数も急激な変化が生じているようには思われない。

### 地理的分布の分析

つぎに、説明変数である低所得世帯割合と、アウトカム変数のうち、普及・破損住宅割合と、最低居住面積未満住宅割合の居住水準の指標の地理的なばらつきをみる。なお、元の住宅・土地統計調査（2013 年度）がサンプル調査であり、ここで用いるデータはすべて推計値である点には留意が必要である。さらに世帯規模、可処分所得、家賃水準などを補正していない数値である点も

注意が必要である。

まず低所得世帯割合については、アウトカム変数のうち、普及・破損住宅割合と最低居住面積未満住宅割合の居住水準の指標の地理的なばらつきをみる。なお、元の住宅・土地統計調査（2013 年度）がサンプル調査であり、ここで用いるデータはすべて推計値である点には留意が必要である。さらに世帯規模、可処分所得、家賃水準などを補正していない数値である点も注意が必要である。

まず腐朽・破損住宅世帯割合については、割合が比較的高い自治体は全国的に散らばっており、大きな地理的傾向は見られない（**図表 4**）。次に、最低居住面積未満世帯割合については、都市部と東北沿岸部において高水準の自治体がみられる（**図表 5**）。東北沿岸部については、東日本大震災後に作られた仮設住宅の居住者が多いことが原因と考えられる。最後低所得世帯割合については、とくに北海道、四国、東北、九州、沖縄において低所得世帯割合が高い市町村が見られる（**図表 6**）。

**補論 1** では、追加分析として、東京都（大都市部）および青森県（地方部）における、世帯規模別・所得階層別の最低居住面積未満世帯割合を記載している。これによると、東京では、民間賃貸の単身世帯では、所得階層が高くなっても最低居住面積未満世帯割合が高水準に留まるのに対し（**図表 9**）、2 人世帯以上では所得が高くなるにつれて最低居住面積未満世帯割合は低くなる（**図表 10-図表 12**）。なお、このような傾向は、東京 23 区のみや大阪、京都、名古屋、福岡などの大都市圏でも同様である。一方、青森においても（世帯規模別にみて）所得水準と最

低居住面積未満世帯割合の関係については大都市圏と概ね同様の傾向が観察されるものの、4人世帯になるまでは最低居住面積未満世帯割合はどの所得階層でも低い水準であることが分かる（**図表 13-図表 16**）。

すなわち、大都市部の単身世帯については、最低居住面積未満に住む人の割合が高いものの、それは必ずしも低所得から生じているわけではないことが示唆される。一方で、2人以上の世帯でみると、低所得と最低居住面積未満の住居に住むことの間には密接な関係があると言える。

また**補論 2**では、アウトカム変数である居住水準の変数において、それぞれの中央値の1.5倍以上を「低居住水準地域」と定義し、該当地域を赤色（印刷版では濃いグレー）で示し、地理的な分布を検証した。

## 回帰分析

(1)式と高次元共変量選択に基づく double-LASSO 回帰分析（Belloni et al. 2014）の結果から、所得水準が居住水準に与える影響については以下のことがわかる。第一に、市区町村データを用いた分析（**図表 7**）においても、区データを用いた分析（**図表 8**）においても、腐朽・破損住宅割合、最低居住面積未満住宅割合、旧耐震基準世帯割合は、低所得世帯割合が高くなると有意に高くなる。とりわけ腐朽・破損住宅割合への影響は大きく、弾性値を見ると、市区町村データで約0.6、区データでは約1.5 近くになる。また弾性値は小さいものの、借家比率や平均住宅面積（負値）に対しても有意な影響が観察される。一方で、医療・駅・バスアクセスに対しては、いずれのデータでも低所得世帯割合の有意な影響は観察されない。

さらに追加分析として、**補論 3**において、東京特別区を除いた市町村データ、市区のみ（市+特別区）のデータ、町村データを用いて同様の double-LASSO 回帰分析を行った（**図表 28-図表 30**）。結果は概ね市区町村データを用いた分析結果と同様の傾向を示しているが、「腐朽・破損住宅割合」をアウトカムにした分析において、市区データの場合は弾性値は0.5 程度なのに対し、町村データの場合は1.0 程度とほぼ倍増する。また、「バスアクセス困難世帯割合」については、東京特別区を除いた市町村データでは有意に正の効果が観察される（弾性値は約0.7）。

また**補論 4**では、世帯規模別に集計された市区町村および区データを用いて、最低居住面積未満住宅割合をアウトカム変数とした分析を行った。その結果、95%基準で所得水準の有意な影響が観察されたのは、市区町村データおよび区データともに3人以上世帯のみであった（**図表 31、図表 32**）。ただし区データを用いた分析では2人世帯でも係数値は正であり、標準誤差も比較的小さい。

さらに**補論 5**では、分位点回帰を用いて、「所得水準の変化は居住水準の分布にどの程度寄与するか」の検証を行っている（**図表 34-図表 38**）。これによると、低所得水準世帯割合が腐朽・破損住宅割合の各分位点（パーセント点）に与える影響は、分位点（パーセント点）が高くなるほど大きくなる。すなわち腐朽・破損住宅割合が高い自治体群ほど、低所得水準世帯割合の増加が腐朽・破損住宅割合の増加に与える影響が高いことを示唆している。一方で最低居住面積未満世帯割合については逆の傾向があ

る。すなわち、最低居住面積未満世帯割合が低い自治体のほうが低所得水準世帯割合の増加が最低居住面積未満世帯割合の増加に与える影響が高いことが示唆される。

## D. 考察

### 分析結果の解釈

本報告の記述統計分析や地図分析に基づく、本報告の回帰分析では、様々な交絡要因をコントロールしても、所得水準が高い地域ほど腐朽・破損、最低居住面積未満、旧耐震基準など、質の低い住宅に住む世帯の割合が高くなることが明らかになった。一方で、医療機関・駅・バスアクセスなどのアクセス指標に対しては、所得水準の有意な影響は見られなかった

本報告の分析結果は、「所得水準の悪化は居住水準の悪化に繋がる」ことを概ね示唆している。とくに所得水準に最も強く反応していたのが住宅の腐朽・破損であることから、住宅の腐朽・破損は所得水準の低下によって引き起こされる居住水準の低下の代表的な指標と考えられる。また**補論 3**や**補論 5**から示唆されるように、所得水準が住宅の腐朽・破損に与える影響は、町村部やもともと腐朽・破損住宅が多い地域のほうが高いことが示唆される。

また**補論 1**や**補論 4**の結果から、単身世帯においては、低所得が最低居住面積未満住宅への居住に与える影響はほとんどないと示唆される。一方、世帯規模が大きくなるにつれて、特に都市部においては低所得が原因で最低居住面積未満住宅への居住となる世帯は増加するといえる。また**補論 5**の結果からは、もともと最低居住面積世帯

割合が低い自治体において最低居住面積未満に住んでいる人々は、(より)経済的理由からそのような住居を選択していることが示唆された。

一方で、医療機関・駅・バス停へのアクセスについては、そのような結果は得られなかった。これについては、市区町村や区レベルの分析のため解釈には一定の留保が必要ではあるものの、これらのアクセスの悪化は所得水準の低下によって引き起こされるものとは必ずしもいえないことを示唆している。これらは、高級住宅地が必ずしも交通アクセスのよいところのみに立地しているわけではないことや、低所得地域が必ずしも交通アクセスが悪くないことなどからも解釈可能である。ただし「バスアクセス困難世帯割合」については、標準誤差が大きく弾性値の信頼性は高くないものの係数値が有意になるケースもあり、所得水準が下がるとバス停へのアクセスが悪化する可能性を示唆している。

### 政策的含意

本報告の分析は、所得保障政策や居住保障政策の効果を直接検討したものではなく、直接的な政策的含意はない。しかし所得水準と居住水準の関連を分析したものであり、その観点から所得保障政策や居住保障政策に対してどのような示唆があるかを議論する。

第一に所得保障政策の観点からみると、本研究の結果は、低所得者層への所得保障の拡大が腐朽・破損や最低居住面積未満などの低居住環境の改善に貢献する可能性を示唆している。とくに腐朽・破損の分析で観察された高い弾性値は、所得が高くなると腐

朽・破損住宅を避けるという選好が高いことを示唆している。

また**補論 3**や**補論 4**の分析などに基づけば、所得上昇が腐朽・破損住宅の回避に繋がる傾向は、特に非都市部や低所得地域・低所得層で高い。その観点からも所得保障政策による居住環境の改善は有効な可能性がある。一方で、所得保障の拡大が住宅の改善ではなく家賃や住宅価格の上昇に帰着する可能性もあるため、その検証は別途必要である。

第二に居住保障政策の観点からみると、まず本報告が明らかにしたのは、「最低居住面積未満」への居住が低所得によって引き起こされるのは、2人あるいは3人以上世帯である点である。これは必ずしも単身世帯の最低居住未満面積住宅への居住が問題でないことを意味しないものの、低所得の結果として生じる居住水準の低下という観点からは、2人以上世帯における居住面積の問題に焦点を当てる必要がある。とくに、多人数世帯になるほど低所得が最低居住未満面積住宅での居住に繋がる可能性が高くなるため、世帯規模に応じた居住保障政策という視点も重要かもしれない。

また低所得が引き起こし得る居住環境の悪化としては、腐朽・破損が最も顕著に見られる。これは逆に言えば、腐朽・破損があるために家賃水準が低く抑えられ、低所得世帯でも居住可能となっているケースが多いと考えられる。従って、低所得への政策的介入がないままに腐朽・破損住宅の改善を政策的に実施することは、家賃上昇や資産価値上昇を通じて低所得世帯の居住保障を悪化させる可能性や低所得世帯の経済負担をさらに増加させる可能性もある。その意味

では、所得保障と居住保障は一体的に行う必要がある。

### 既存の住宅政策との関連

日本における所得保障・居住保障を一体的に行っている例としては家賃を低く抑えた公営住宅があげられる。そこで参考として、**補論 6**では賃貸住宅（公営住宅含む）に居住する世帯および公営住宅居住世帯における地域別の家賃負担水準（ただし大雑把な試算に基づく）を示す。これによれば、家賃負担は都市部の低所得世帯において特に高くなっている（**図表 39**）一方で、公営住宅における家賃負担水準では、このような関係はなく（**図表 40**）、公営住宅が低所得層の家賃負担軽減として機能していることがわかる。

また参考までに**補論 7**では、日本全国および大都市部における公営住宅居住世帯割合を掲載している。これを見ると、公営住宅に居住する世帯の割合は、日本全国で見ても、大都市内部で見ても、大きな地域差があることがわかる（**図表 41**、**図表 42**）。

今後の所得保障・居住保障政策において、このような公営住宅の活用をどのようにするか検討は本報告の範囲外である。しかし、公営住宅供給や空き家を活用した居住保障政策は、自治体間や自治体内で公営住宅や空き家の供給水準に大きな差があること、供給可能性において地理的制約があること、また低所得者の自治体内外の移動を伴わざるを得ないことなどの問題もある。低所得が腐朽・破損住宅や最低居住面積未満住宅への居住に繋がっているという本報告の分析結果を踏まえると、家賃補助などの直接的な所得保障や低所得者向けの

住宅修繕費用支援などは、有効な居住保障の一つの選択肢と考えられる。

## E. 結論

本報告では、住宅・土地統計調査および社会・人口統計体系の市区町村データを用いて、低所得水準が低居住水準に与える影響を分析した。その結果、低所得水準は腐朽・破損住宅や最低居住面積未満住宅や旧耐震基準住宅など、質の低い住宅での居住に繋がっていることが明らかになった。特に腐朽・破損住宅での居住への影響は大きく、また最低居住面積未満住宅での居住への影響は3人以上の世帯において頑健に観察された。一方、医療機関や駅へのアクセスへの影響は頑健には観察されなかった。

今後の課題としては、国内外の居住研究の文献や日本の政策動向の検証、そして分析データや分析手法の精緻化により、分析の妥当性を高める必要がある。

## 本文の図表

図表 1 居住水準および所得水準の基本統計量（市区町村、2003,2008,2013）

## 参考文献

Belloni, A., Chernozhukov, V., & Hansen, C. (2014). Inference on treatment effects after selection among high-dimensional controls. *The Review of Economic Studies*, 81(2), 608-650.

安藤道人 (2017) 「自治体の財政力が地方単独事業費、子どもの医療費助成、就学援助に与える影響: Double-LASSO 回帰による分析」『社会保障研究』Vol.1, No.4 近刊

## F. 健康危険情報

特に記載すべき点はない。

## G. 研究発表

なし

## H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

	観測数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	中央値
<b>2003年度</b>						
腐朽・破損住宅割合	-	-	-	-	-	-
最低居住面積未達世帯割合	1232	2.90	2.12	0.14	20.05	2.41
旧耐震基準世帯割合	1239	40.46	10.12	10.31	73.20	39.86
医療アクセス困難世帯割合	1239	30.67	21.50	0.00	100.00	28.15
駅アクセス困難世帯割合	1239	45.39	27.90	0.00	100.00	41.63
バスアクセス困難世帯割合	1239	8.26	10.31	0.00	66.67	4.62
借家比率	1239	27.25	12.13	1.39	61.07	26.16
家賃水準/課税対象所得	-	-	-	-	-	-
空き家比率	1239	11.76	4.99	2.50	62.41	11.20
住宅平均面積	1239	113.05	25.82	52.32	220.03	110.64
低所得世帯割合	1239	32.72	9.42	8.48	69.73	31.15
<b>2008年度</b>						
腐朽・破損住宅割合	1153	9.10	4.31	0.10	36.48	8.49
最低居住面積未達世帯割合	1147	3.92	3.29	0.00	29.21	3.06
旧耐震基準世帯割合	1155	37.34	10.57	9.75	71.81	36.33
医療アクセス困難世帯割合	1155	32.83	21.82	0.00	96.10	31.11
駅アクセス困難世帯割合	1155	47.32	27.20	0.00	100.00	44.77
バスアクセス困難世帯割合	1155	8.18	10.12	0.00	88.17	4.81
借家比率	1155	26.44	11.56	1.82	64.94	25.22
家賃水準/課税対象所得	-	-	-	-	-	-
空き家比率	1155	13.26	5.18	3.32	72.06	12.56
住宅平均面積	1155	113.64	26.46	49.95	211.48	111.36
低所得世帯割合	1155	35.13	10.46	12.01	70.24	33.33
<b>2013年度</b>						
腐朽・破損住宅割合	1115	8.69	4.40	0.00	40.26	8.06
最低居住面積未達世帯割合	1115	4.12	3.59	0.00	26.73	3.13
旧耐震基準世帯割合	1115	32.72	10.43	8.01	68.11	31.63
医療アクセス困難世帯割合	1115	32.58	22.08	0.00	100.00	31.06
駅アクセス困難世帯割合	1115	47.50	27.52	0.00	100.00	45.78
バスアクセス困難世帯割合	1115	8.24	10.77	0.00	78.91	4.47
借家比率	1115	25.46	11.96	1.77	61.02	24.09
家賃水準/課税対象所得	1115	13.19	2.90	1.02	25.71	13.08
空き家比率	1115	14.07	5.35	3.40	64.89	13.19
住宅平均面積	1115	115.34	27.06	50.75	221.67	113.05
低所得世帯割合	1115	38.49	9.74	12.83	70.72	37.04

注：各変数の定義は本文を参照。住宅・土地統計調査の市区町村統計はサンプル調査に基づく推定値であるため、全市区町村をカバーしていない。

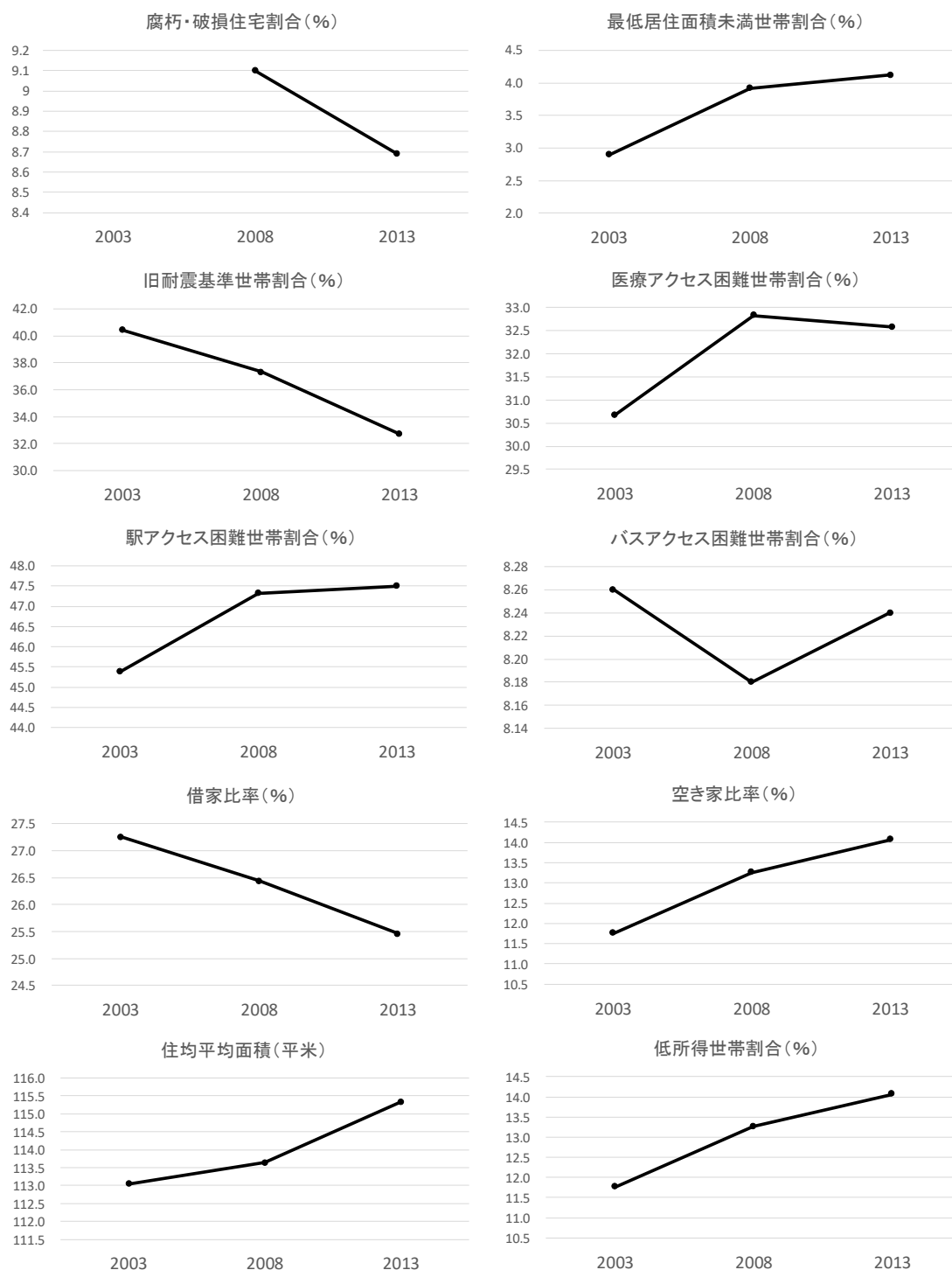
**図表 2 居住水準および所得水準の基本統計量（東京 23 区 + 政令指定都市の区,2013）**

	観測数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	中央値
腐朽・破損住宅割合	164	8.35	3.50	0.44	26.85	8.05
最低居住面積未満世帯割合	164	10.47	5.06	1.35	37.37	10.04
旧耐震基準世帯割合	164	22.87	7.06	5.85	58.48	22.05
医療アクセス困難世帯割合	164	3.75	7.12	0.00	59.27	0.56
駅アクセス困難世帯割合	164	15.29	17.55	0.00	87.87	8.98
バスアクセス困難世帯割合	164	0.81	1.49	0.00	9.71	0.17
借家比率	164	45.68	10.21	21.95	76.02	46.59
家賃水準/課税対象所得	-	-	-	-	-	-
空き家比率	164	12.74	3.58	5.67	23.82	12.43
住宅平均面積	164	72.91	12.74	44.54	106.51	71.59
低所得世帯割合	164	35.02	9.29	12.83	65.00	33.87

注：分析には社会人口統計体系の区データも用いているため、そこで欠落している相模原市、新潟市、浜松市、堺市、岡山市、熊本市の区データはサンプルに含まれない。

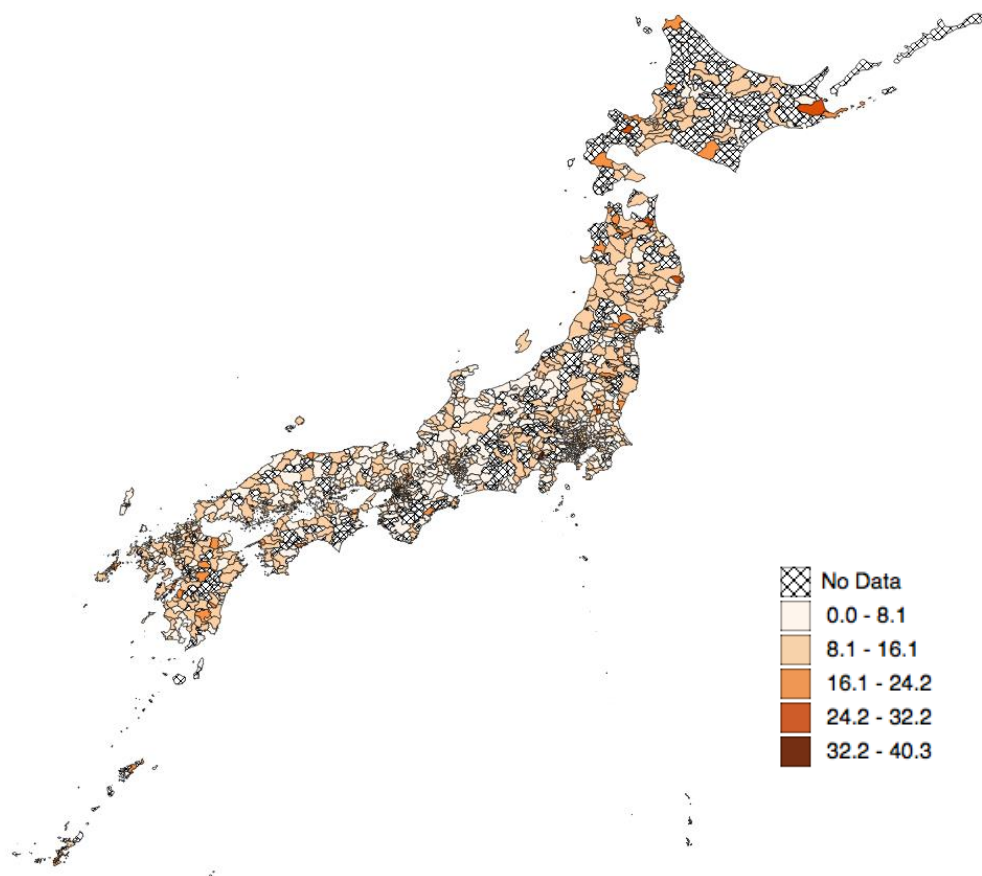


図表3 居住水準および所得水準の平均値の推移



注：それぞれの平均値は図表1および図表2の該当値に基づく。

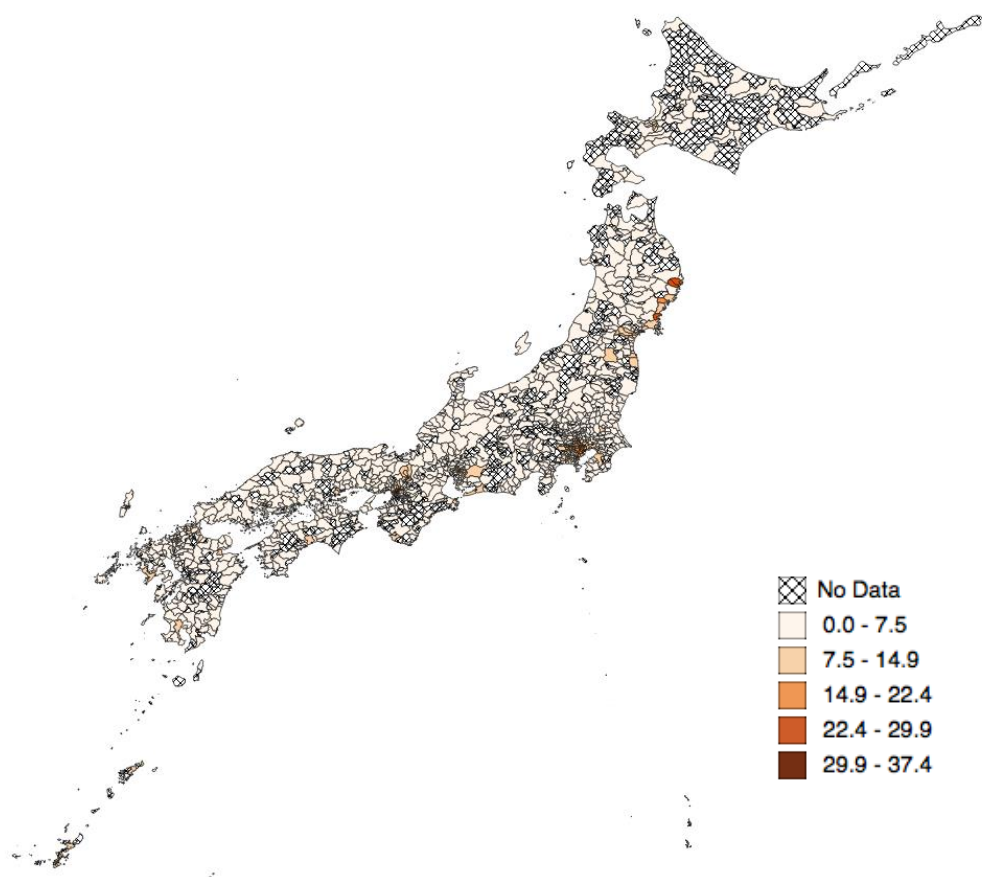
図表 4 腐朽・破損住宅割合



注：等間隔で色分けしている。網掛けの地域は平成 25 年度住宅・土地統計調査の調査対象に含まれていない。

- 腐朽・破損住宅世帯割合が高い自治体は比較的全国的に散らばっている。

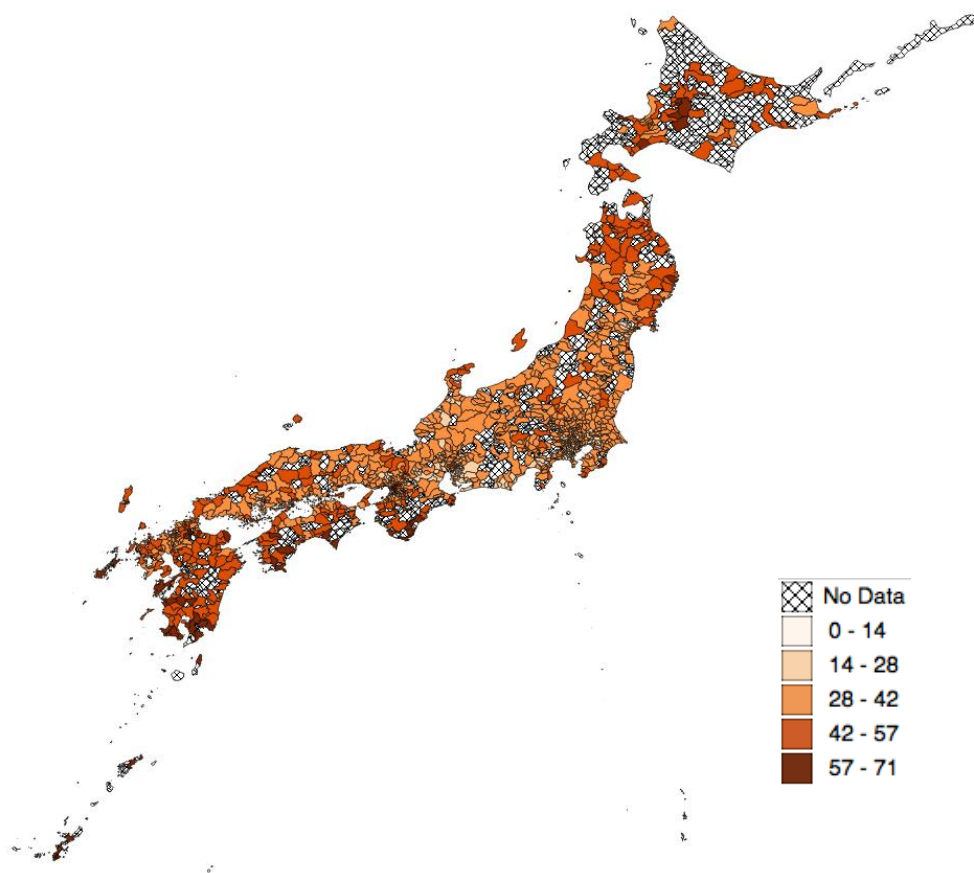
図表 5 最低居住面積未満住居割合



注：等間隔で色分けしている。網掛けの地域は平成 25 年度住宅・土地統計調査の調査対象に含まれていない。

- 最低居住面積未満世帯割合が高い自治体は都市部に多い。
- 東北沿岸部は仮設住宅と思われる。

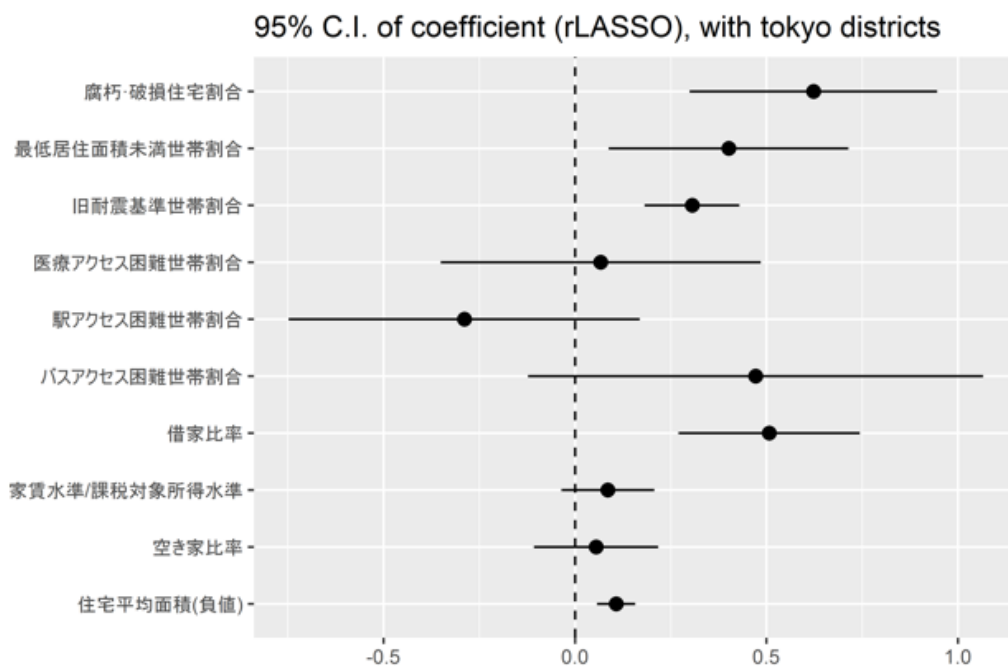
図表 6 低所得世帯割合



注：等間隔で色分けしている。網掛けの地域は平成 25 年度住宅・土地統計調査の調査対象に含まれていない。ここでの低所得世帯とは、年収 300 万円未満。可処分所得や世帯規模を考慮した所得水準ではない。

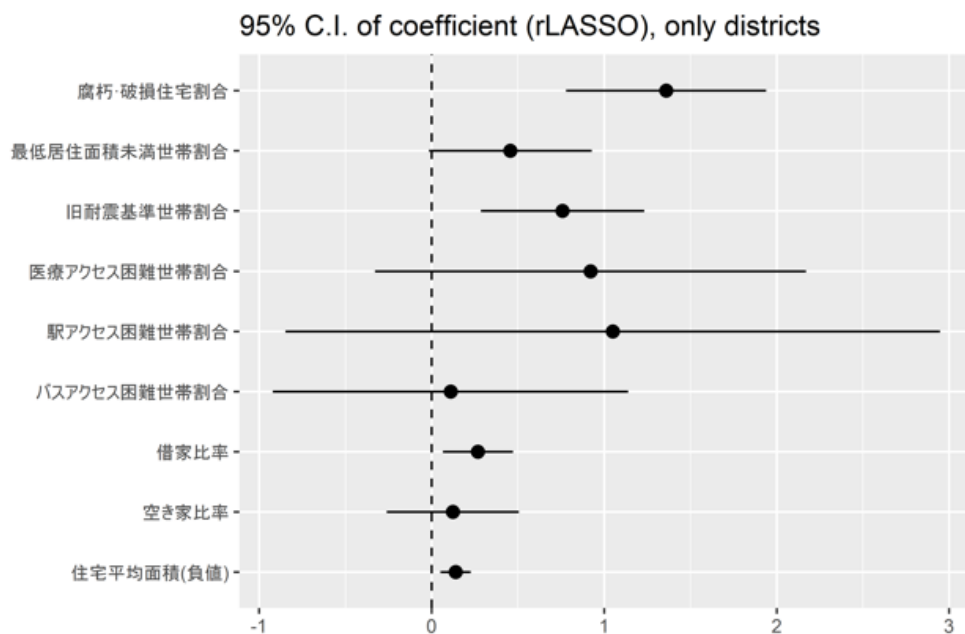
- 北海道、四国、東北、九州、沖縄において低所得世帯割合が高い市町村が見られる。

図表 7 回帰分析結果（東京特別区を含む市区町村）



注：点は点推定値、線は 95%信頼区間を示している。また住宅平均面積は、他の 9 指標と異なり、所得水準が低いほど高くなると考えられるため、アウトカム変数間での係数値比較を容易にするため負値としている。

図表 8 回帰分析結果（東京特別区と政令市の区）

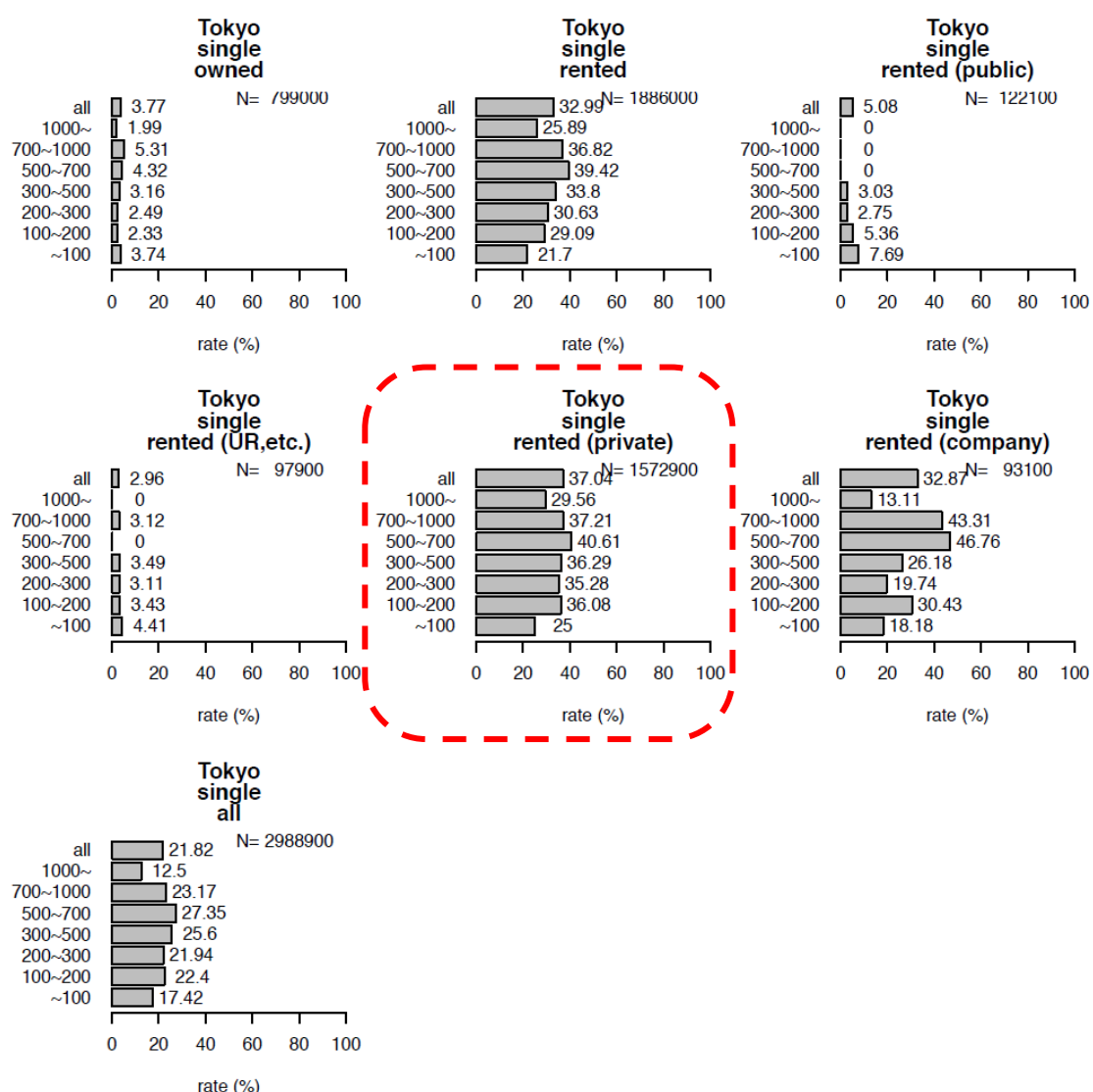


注：点は点推定値、線は 95%信頼区間を示している。また住宅平均面積は、他の 9 指標と異なり、所得水準が低いほど高くなると考えられるため、アウトカム変数間での係数値比較を容易にするため負値としている。

## 補論 1. 地域別・所得階層別の最低居住面積未満世帯の割合

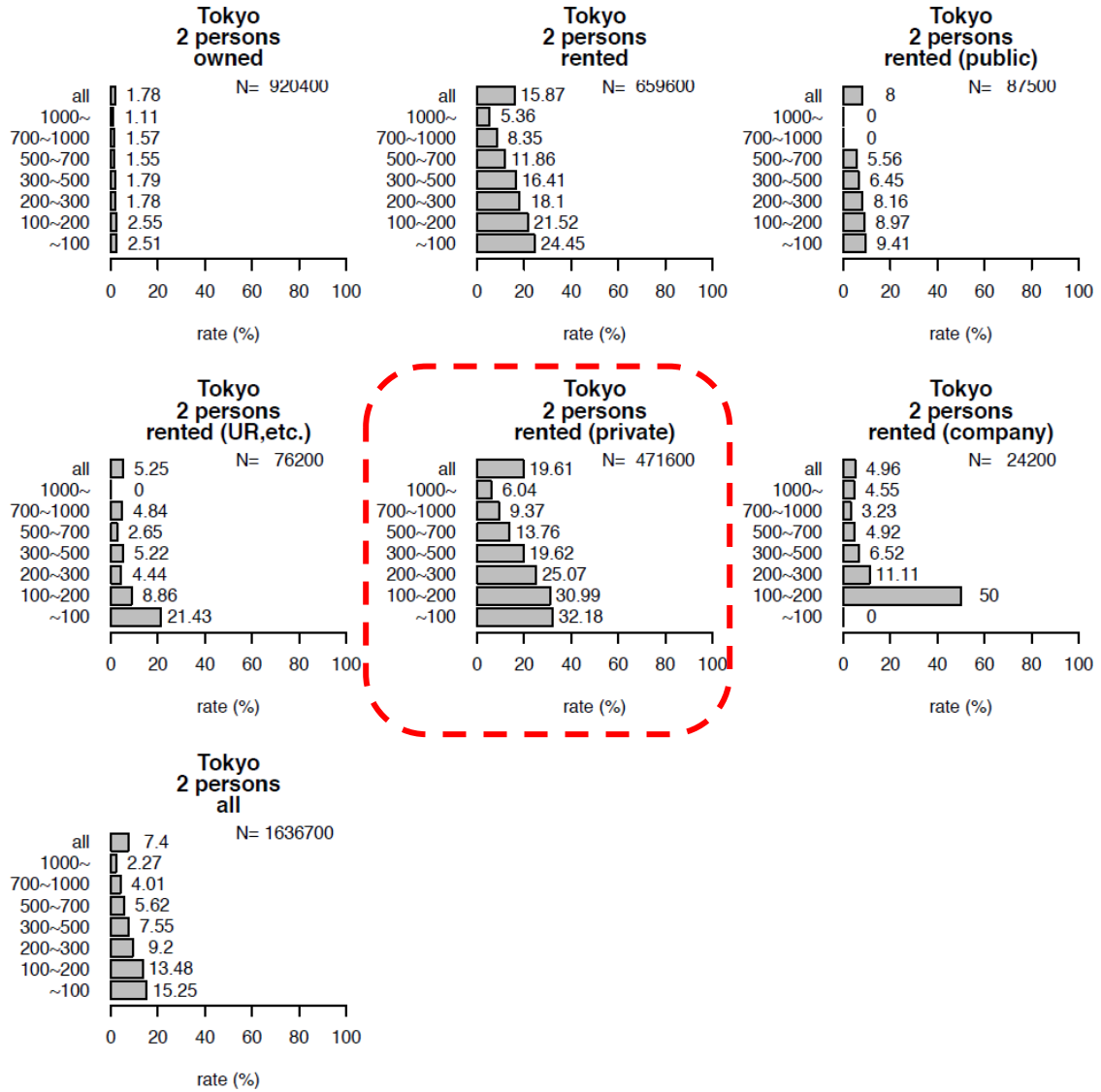
下記では、東京都および青森県における所得階層別の最低居住面積未満世帯の割合を示している。なお下記には掲載していないが、大都市圏ということで大阪府、京都府、愛知県、福岡県、東京 23 区、横浜市、大阪市、京都市、名古屋市、福岡市の大都市圏についても同様のグラフを作成し、東京都と概ね同様の傾向であることを確認した。また、富山県と鳥取県についても同様のグラフを作成し、青森県と概ね同様の傾向があることを確認した。なお、点線で囲っているのは民間の賃貸住宅の集計結果である。

図表 9 所得階層別の最低居住面積未満世帯の割合（東京 単身世帯）



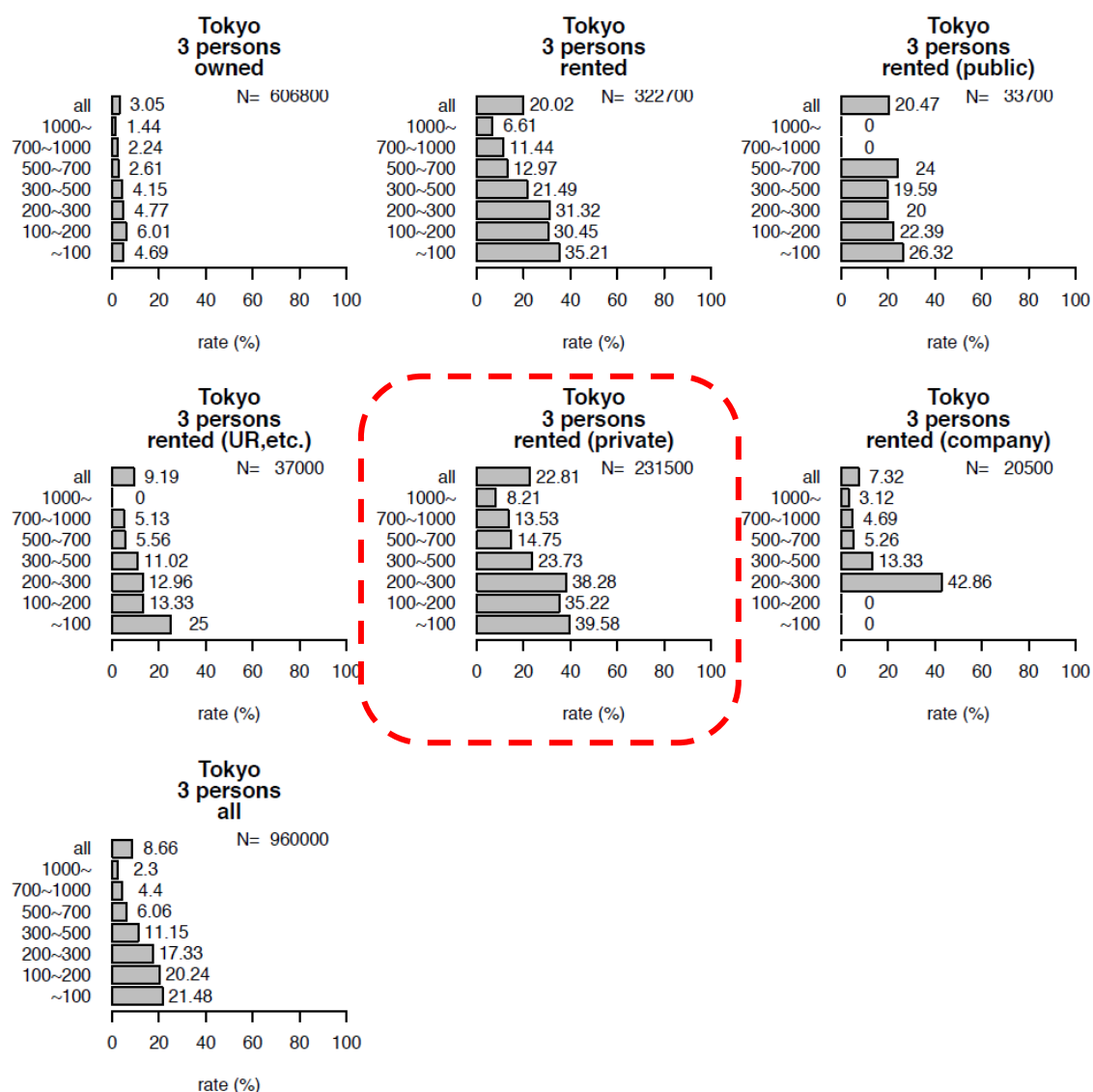
注：点線で囲っているのは民間賃貸住宅の集計結果である。

図表 10 所得階層別の最低居住面積未達の世帯割合（東京 2人世帯）



注：点線で囲っているのは民間賃貸住宅の集計結果である。

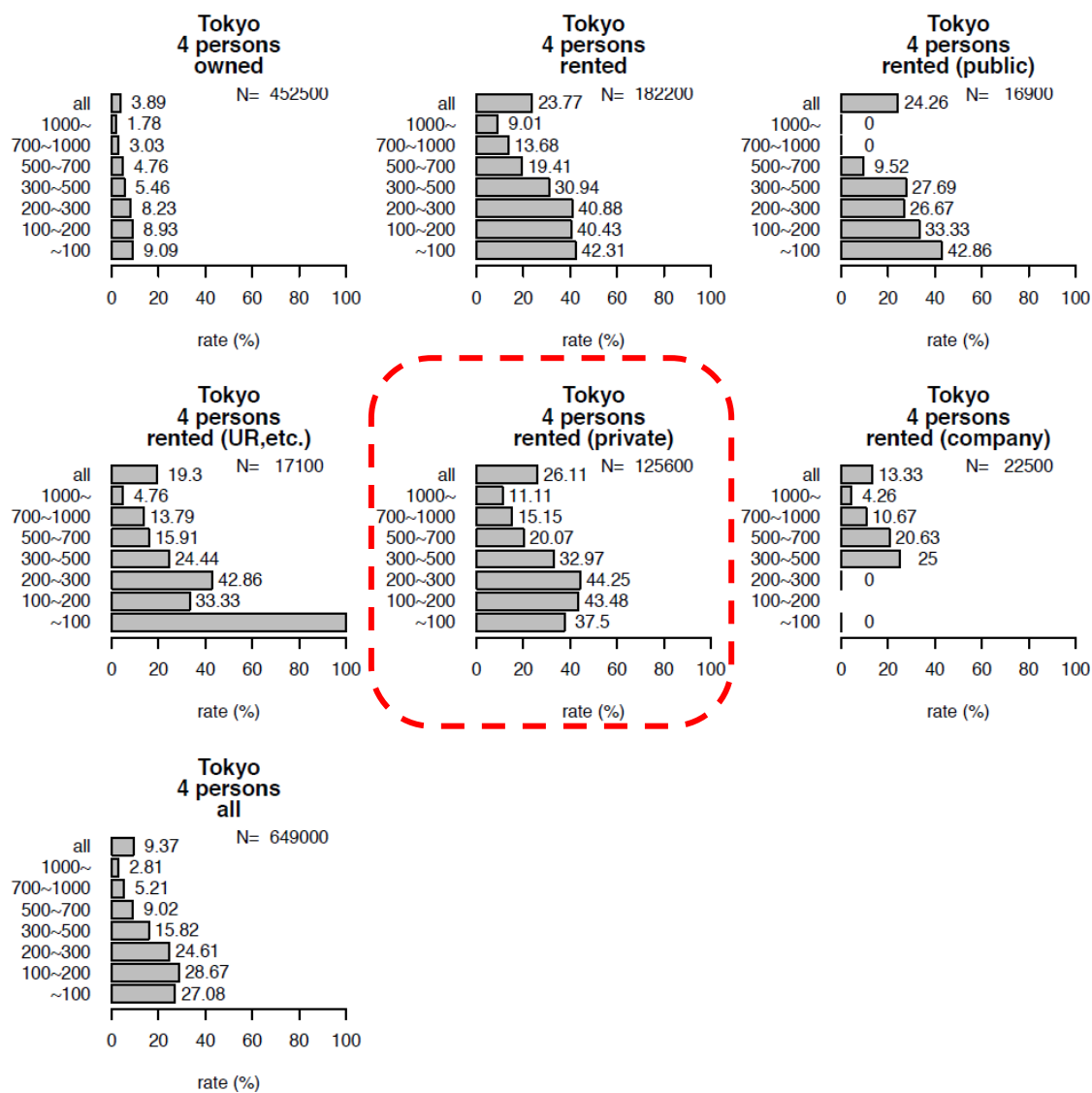
図表 11 所得階層別の最低居住面積未達の世帯割合（東京 3人世帯）



注：点線で囲っているのは民間賃貸住宅の集計結果である。

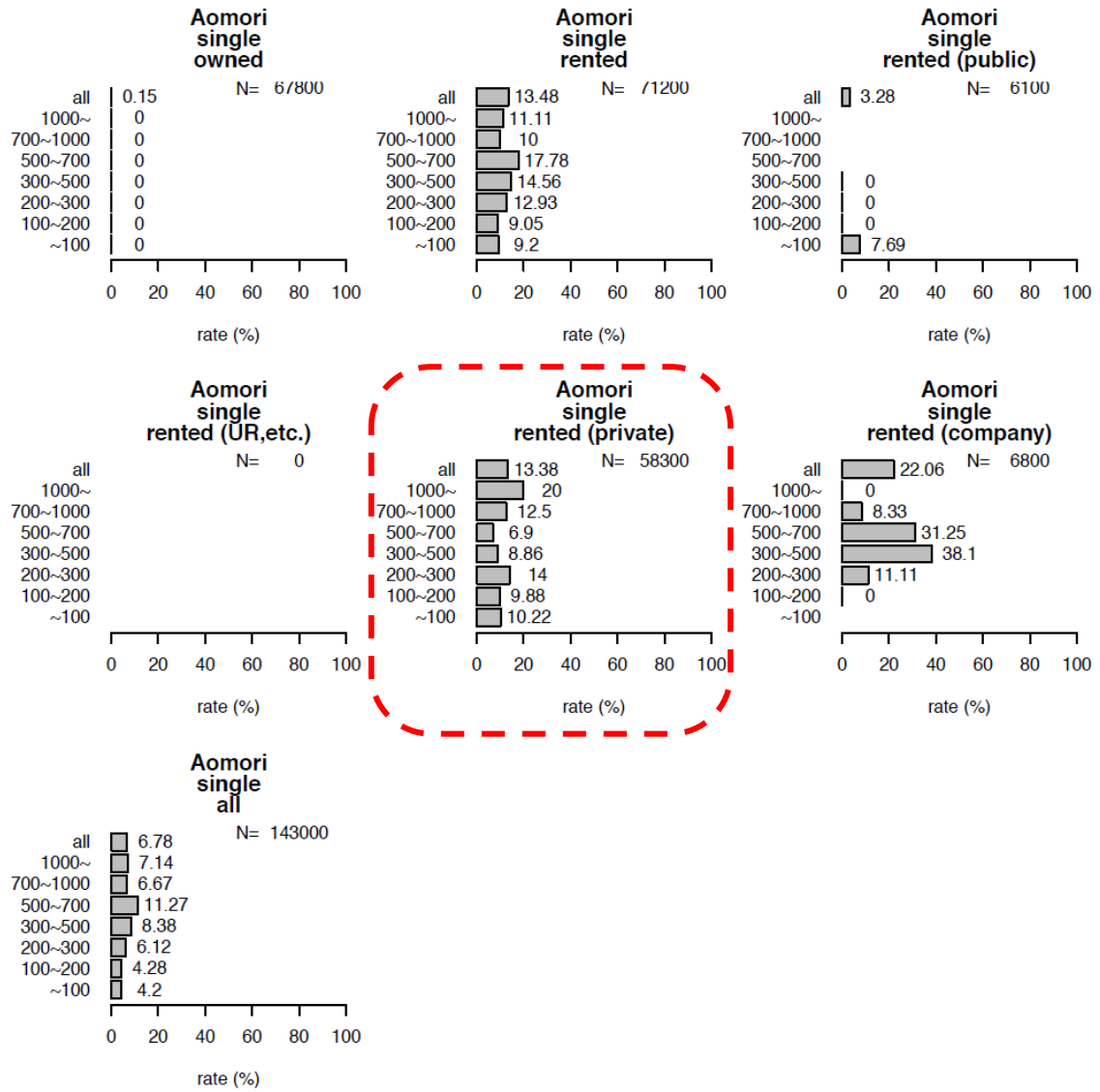


図表 12 所得階層別の最低居住面積未滿の世帯割合（東京 4人世帯）



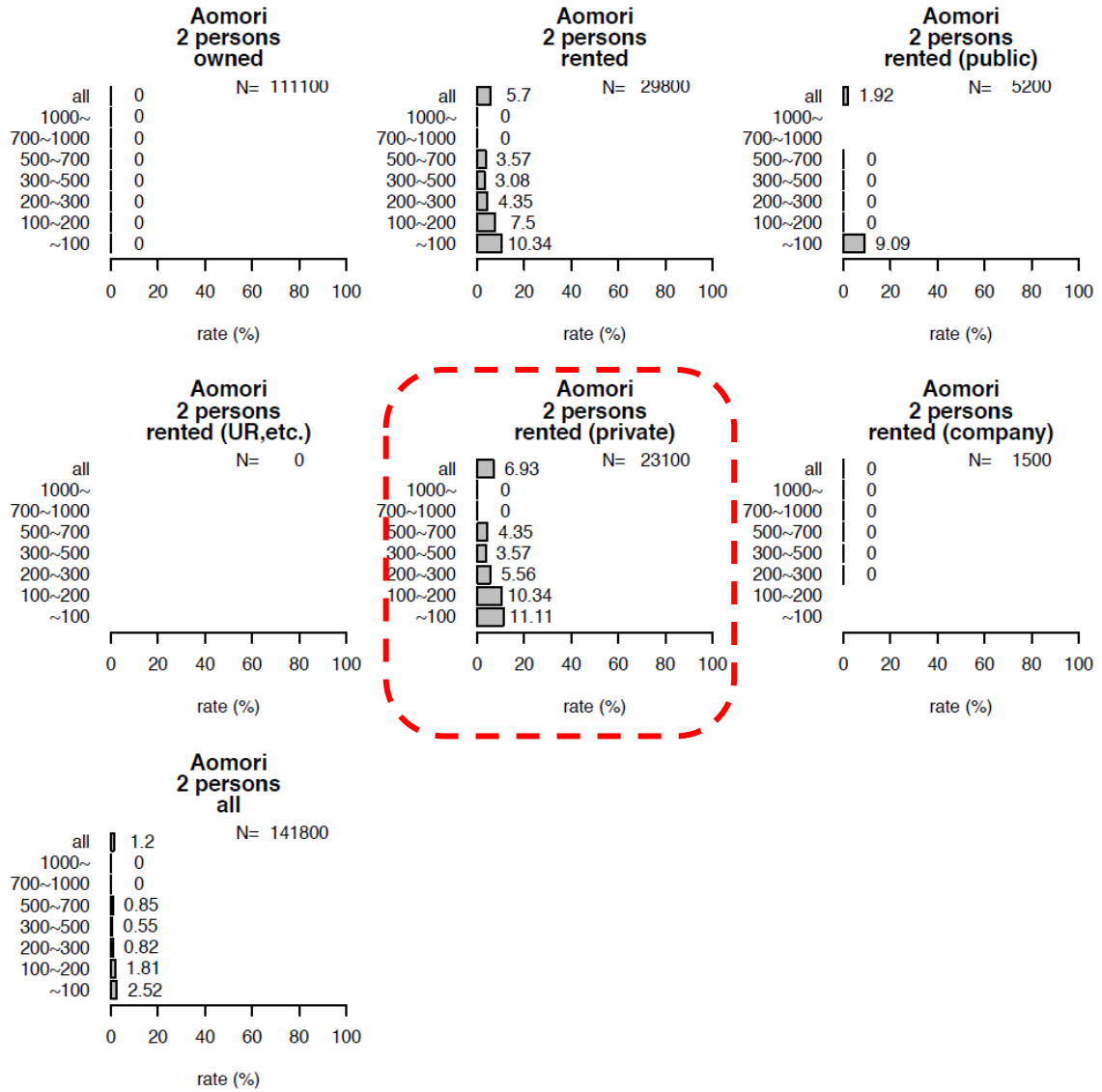
注：点線で囲っているのは民間賃貸住宅の集計結果である。

図表 13 所得階層別の最低居住面積未達の世帯割合（青森 単身世帯）



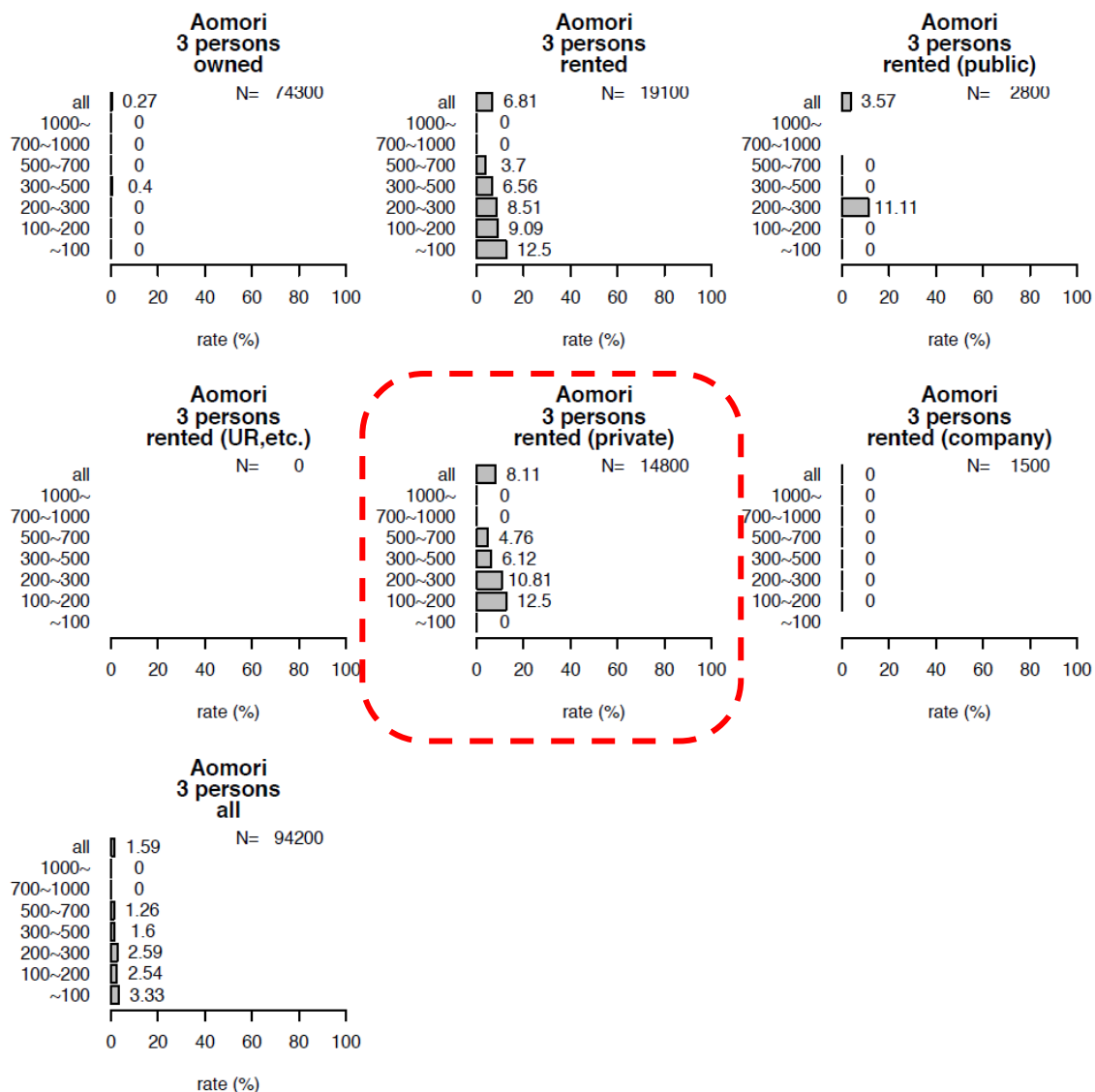
注：点線で囲っているのは民間賃貸住宅の集計結果である。

図表 14 所得階層別の最低居住面積未満の世帯割合（青森 2人世帯）



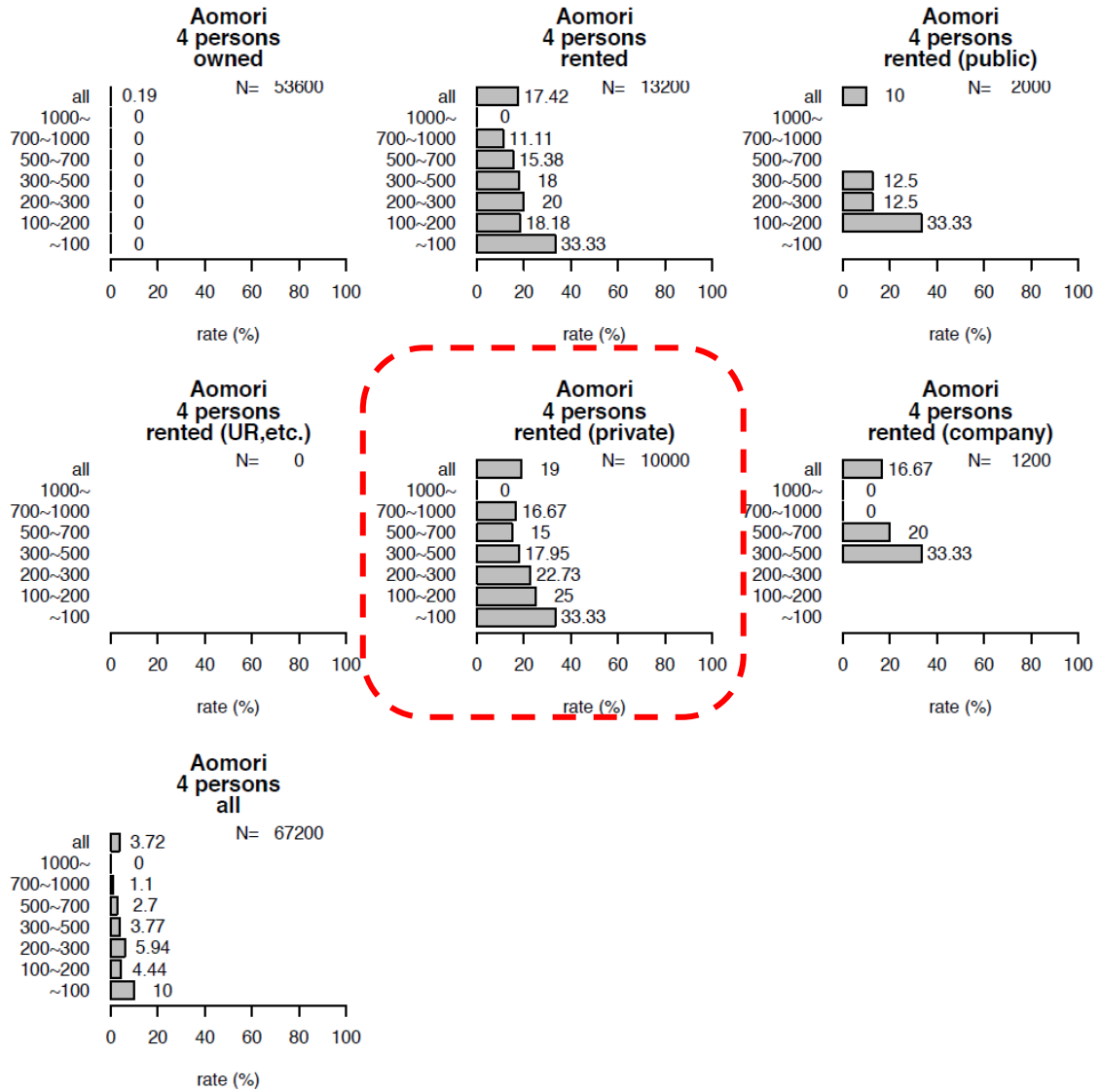
注：点線で囲っているのは民間賃貸住宅の集計結果である。

図表 15 所得階層別の最低居住面積未達の世帯割合（青森 3人世帯）



注：点線で囲っているのは民間賃貸住宅の集計結果である。

図表 16 所得階層別の最低居住面積未達の世帯割合（青森 4人世帯）

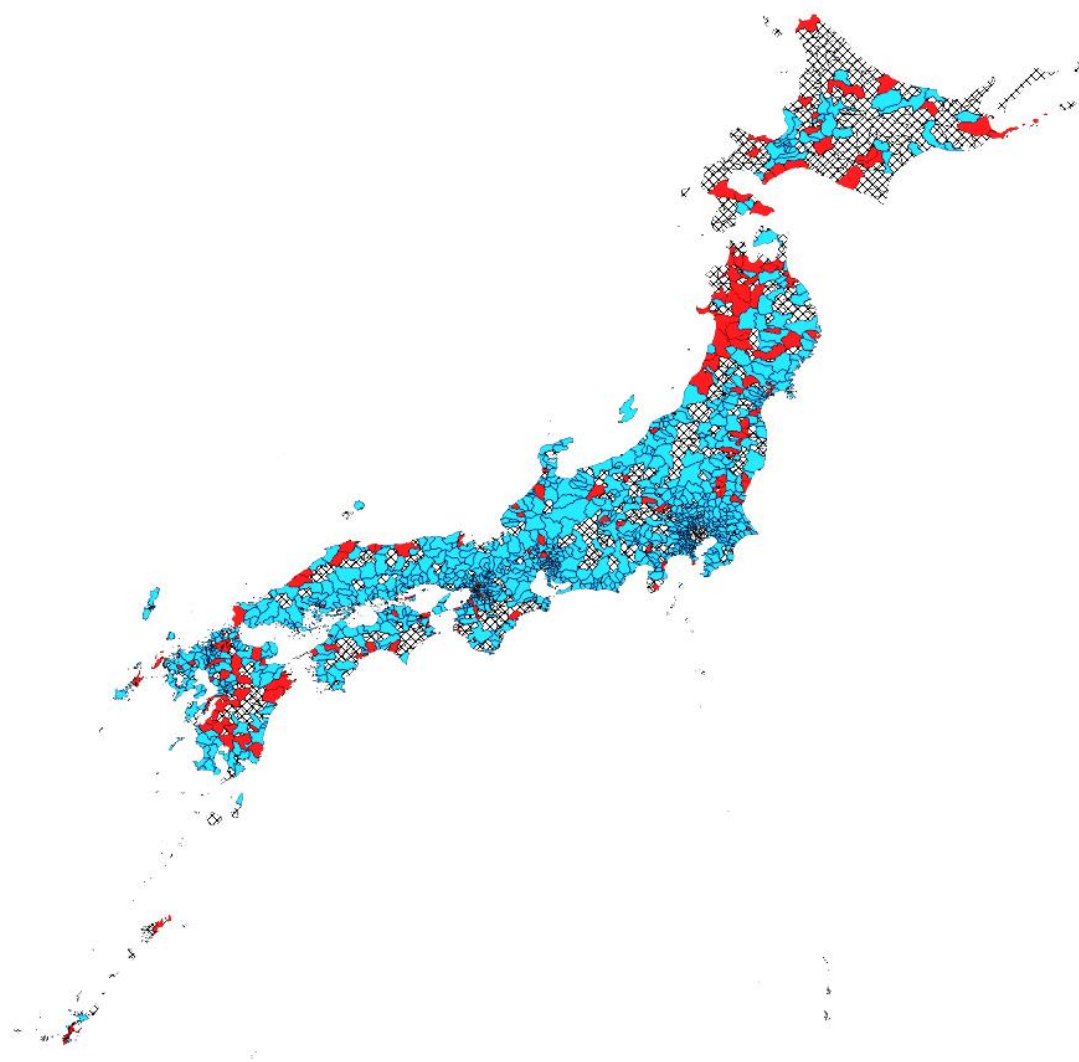


注：点線で囲っているのは民間賃貸住宅の集計結果である。

## 補論 2. 「低居住水準地域」の分布

アウトカム変数である居住水準の変数において、それぞれの中央値の 1.5 倍以上を「低居住水準地域」と定義し、該当地域を赤色（印刷版では濃いグレー）で示している。使用した統計からは東京の 23 区を除いた市町村データである。なお本図表の作成においては、九州大学の浦川邦夫氏の協力を得た。

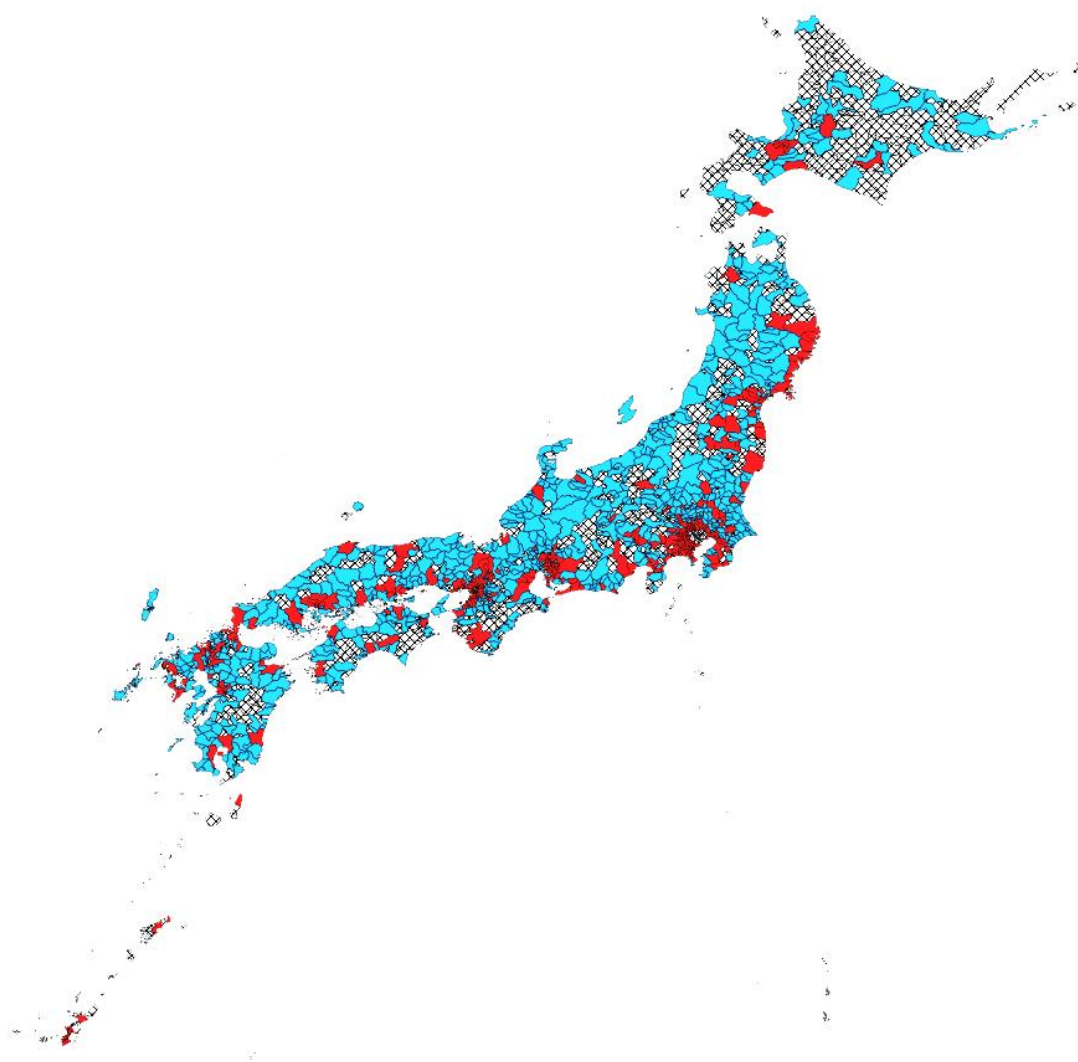
図表 17 腐朽・破損住宅割合



注：網掛けの地域は平成 25 年度住宅・土地統計調査の調査対象に含まれていない。

- 「低居住水準地域」は、北海道、東北の日本海側、九州に比較的多い。

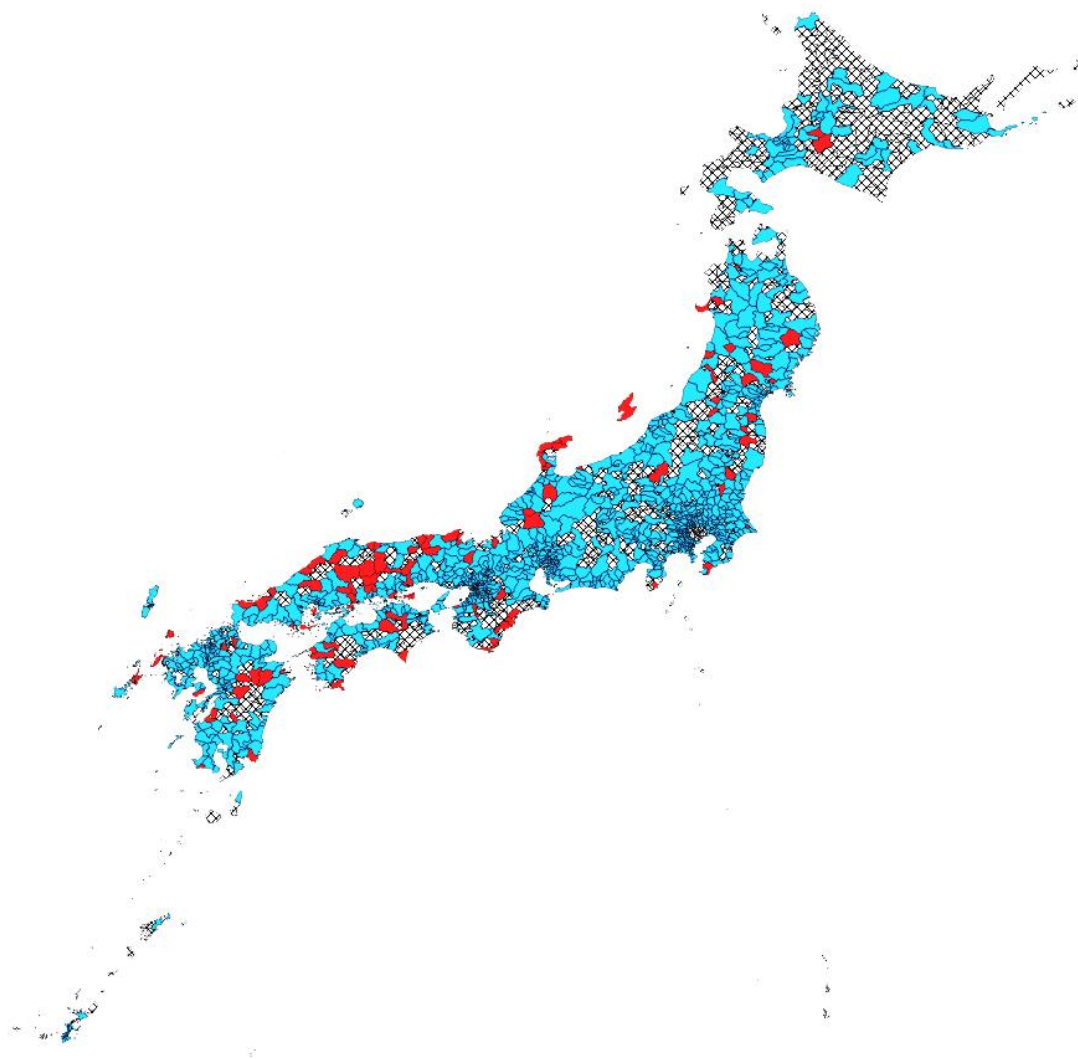
図表 18 最低居住面積未満世帯割合



注：網掛けの地域は平成 25 年度住宅・土地統計調査の調査対象に含まれていない。

- 「低居住水準地域」は、三大都市圏を中心に都市部に多い。三陸沿岸については仮設住宅の影響と考えられる。

図表 19 旧耐震基準世帯割合

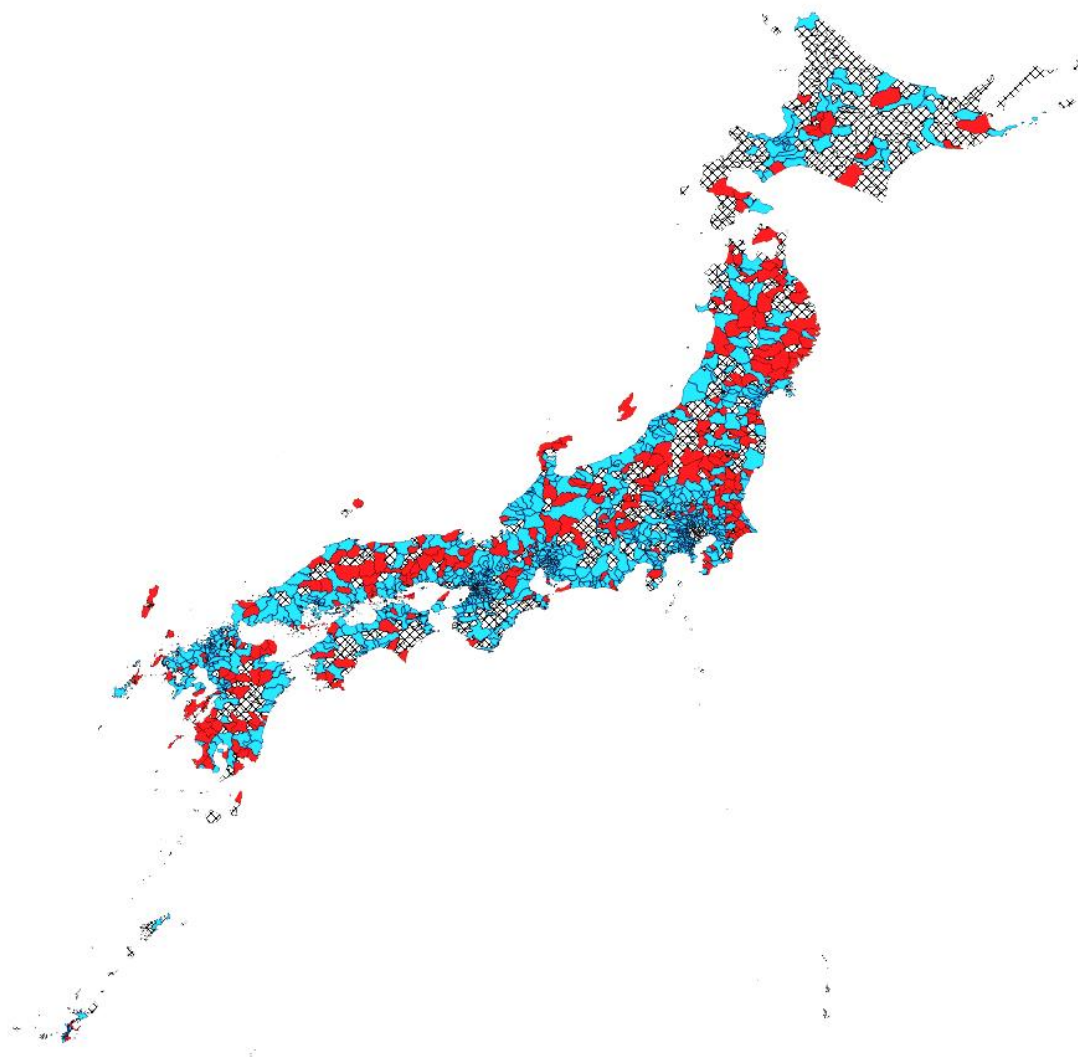


注：網掛けの地域は平成 25 年度住宅・土地統計調査の調査対象に含まれていない。

- 「低居住水準地域」は、山間部、特に山陰地方の山間部に多い。



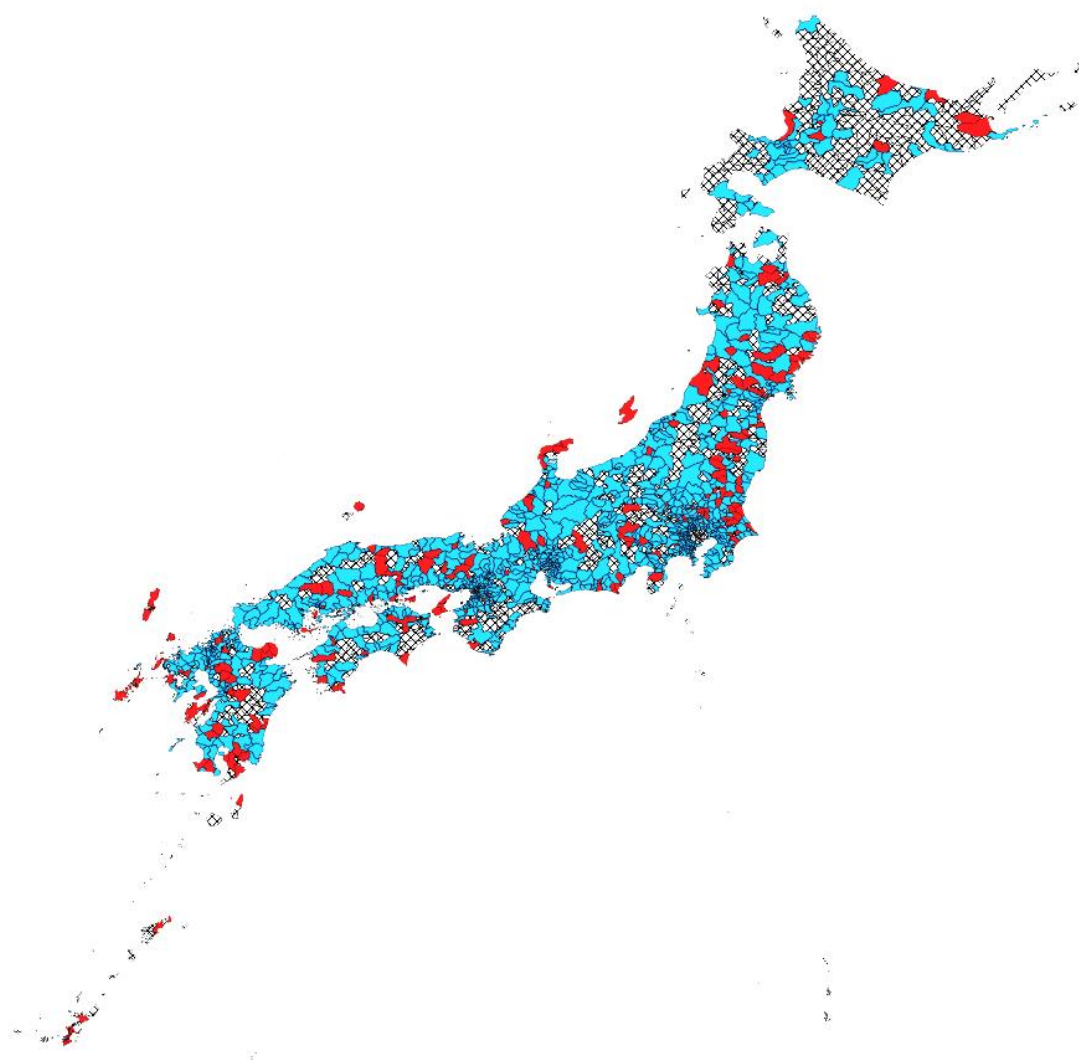
図表 20 医療アクセス困難世帯割合



注：網掛けの地域は平成 25 年度住宅・土地統計調査の調査対象に含まれていない。

- 「低居住水準地域」は比較的ばらついており、都市部には少ない。

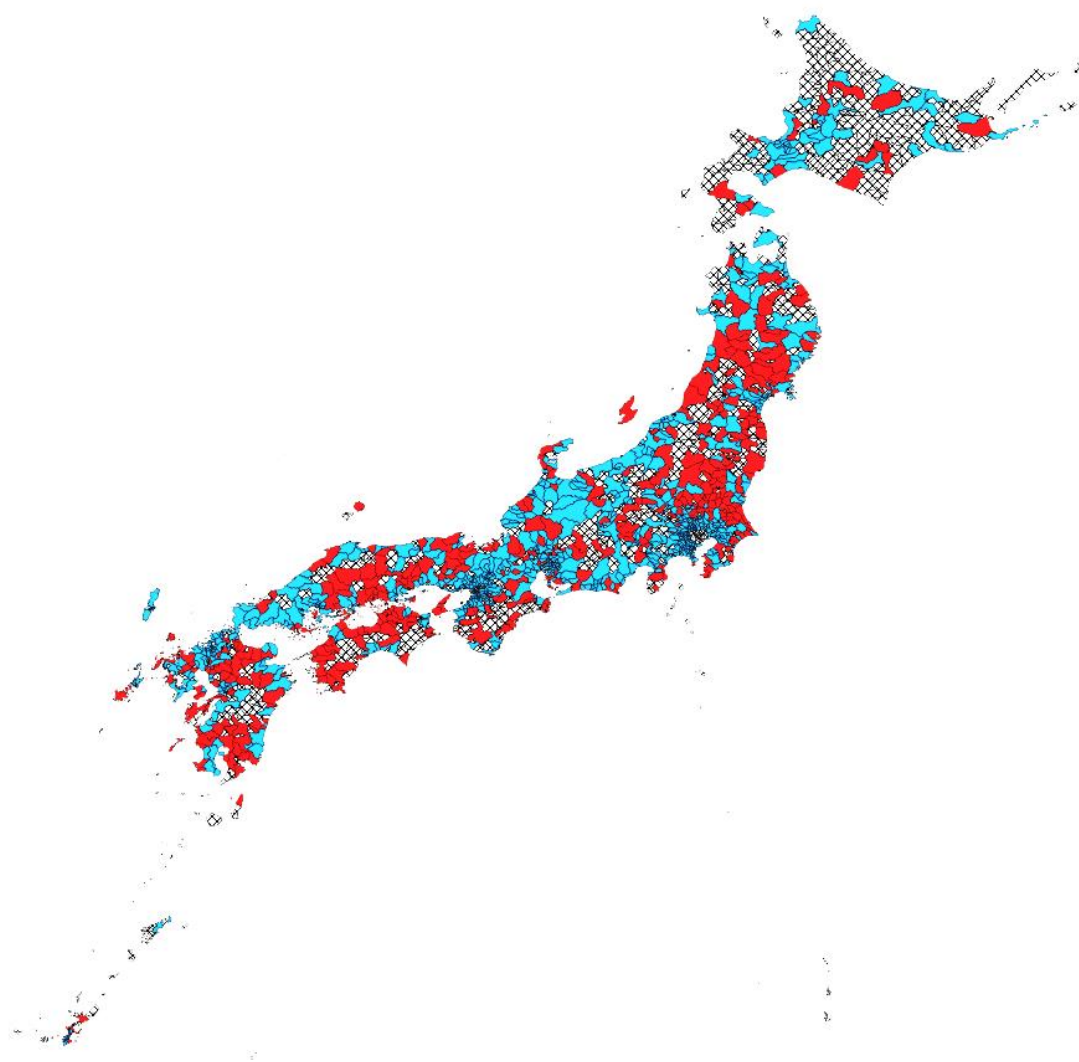
図表 21 駅アクセス困難世帯割合



注：網掛けの地域は平成 25 年度住宅・土地統計調査の調査対象に含まれていない。

- 「低居住水準地域」は比較的ばらついており、都市部には少ない。
- 医療アクセスやバスアクセスと比べると、「低居住水準地域」の該当数は少ない。

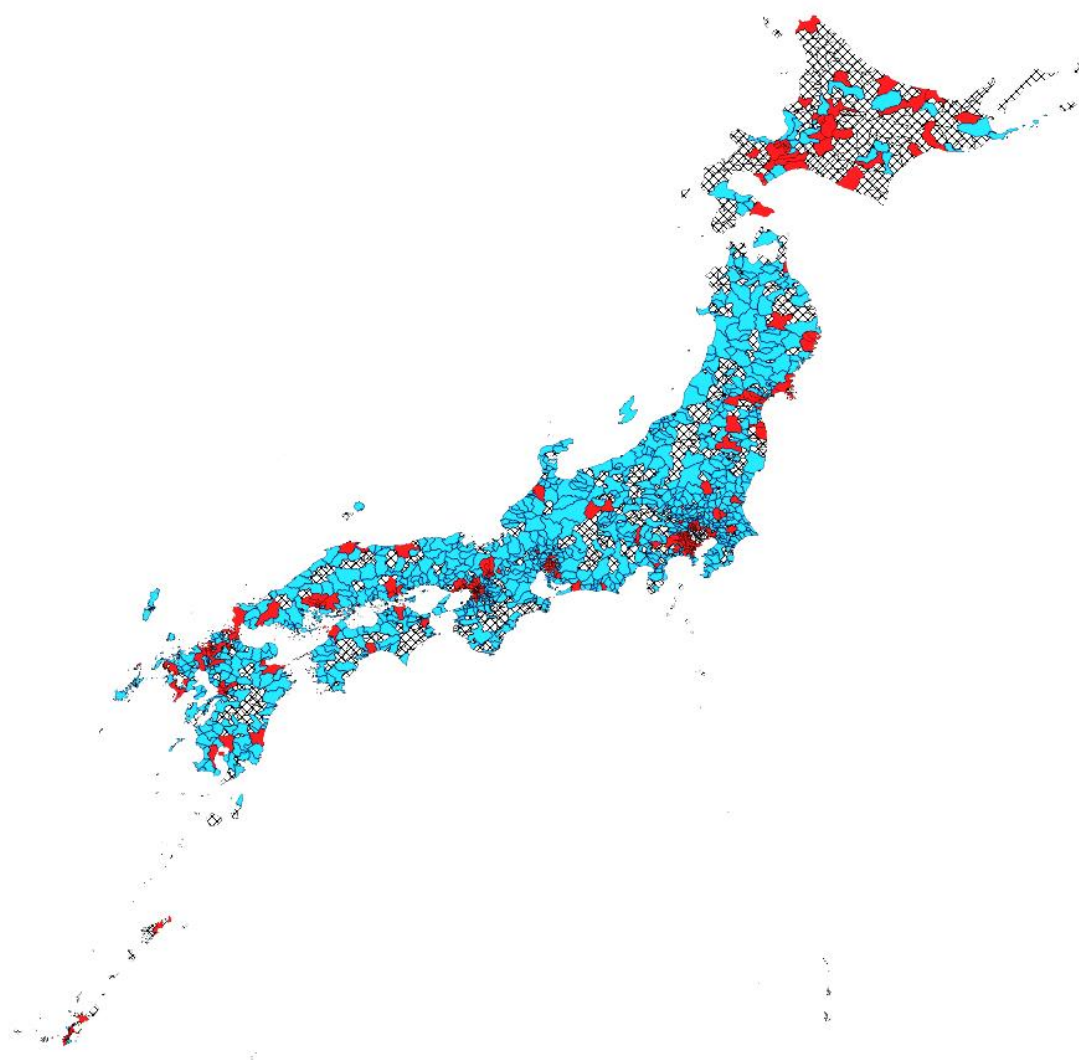
図表 22 バスアクセス困難世帯割合



注：網掛けの地域は平成 25 年度住宅・土地統計調査の調査対象に含まれていない。

- 「低居住水準地域」は比較的ばらついており、都市部には少ない。
- 駅アクセスと比べて「低居住水準地域」が多く、地域間格差が大きいことを示唆している。

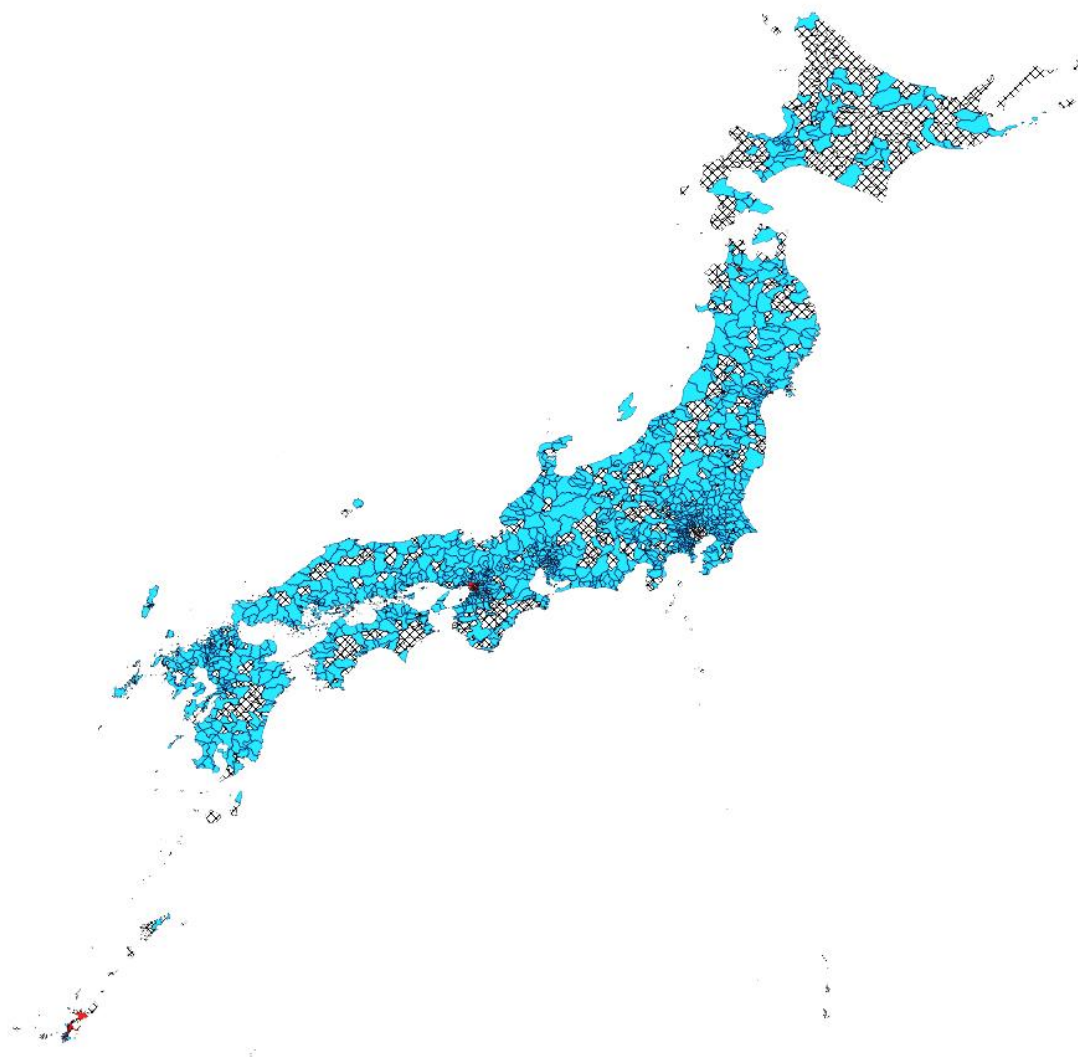
図表 23 借家比率



注：網掛けの地域は平成 25 年度住宅・土地統計調査の調査対象に含まれていない。

- 「低居住水準地域」は、北海道と三大都市圏を中心に、都市部で多い傾向が見られる

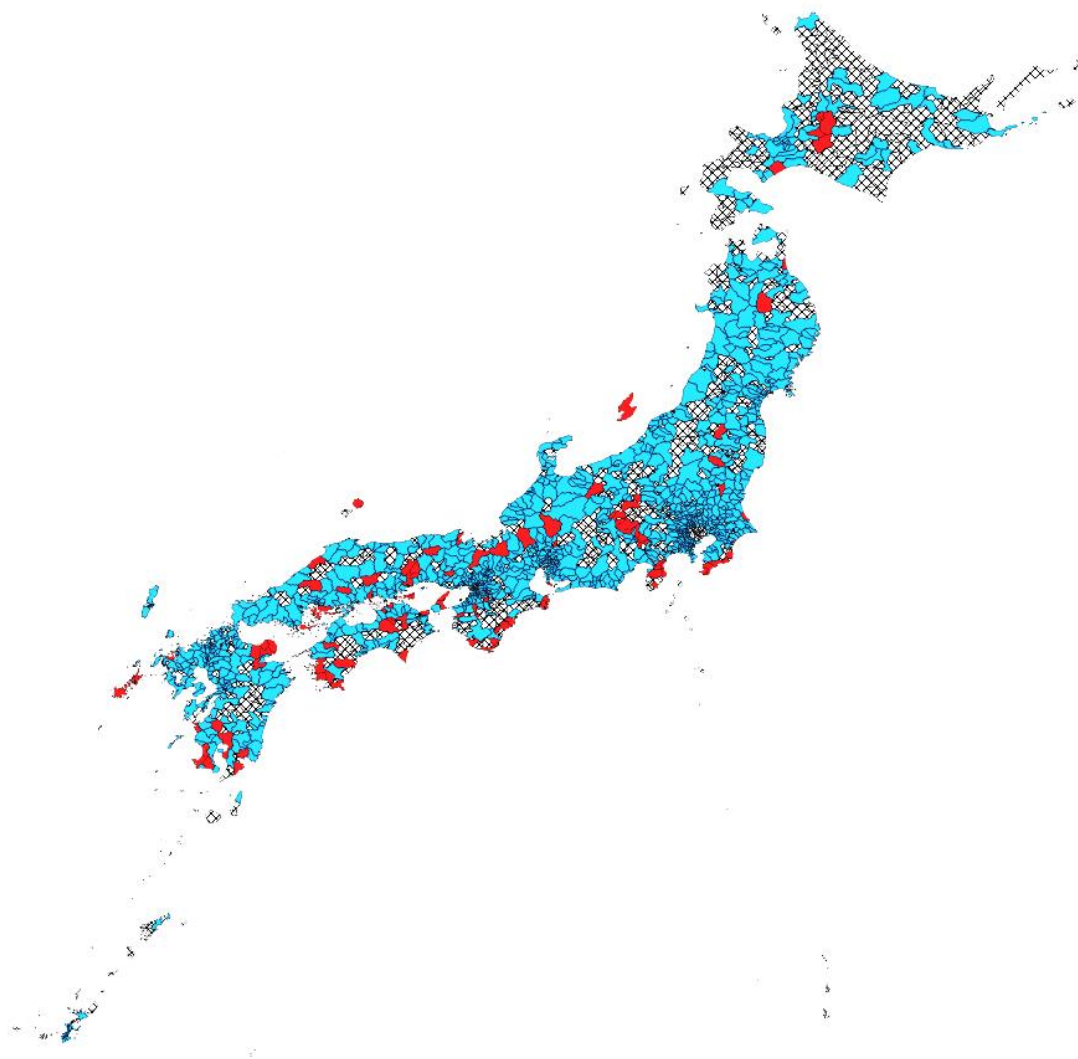
図表 24 家賃水準/課税対象所得



注：網掛けの地域は平成 25 年度住宅・土地統計調査の調査対象に含まれていない。

- 「低居住水準地域」は大阪と沖縄のみに観察される。
- 指標自体の妥当性が高くないため、あくまで参考値として理解すべき。

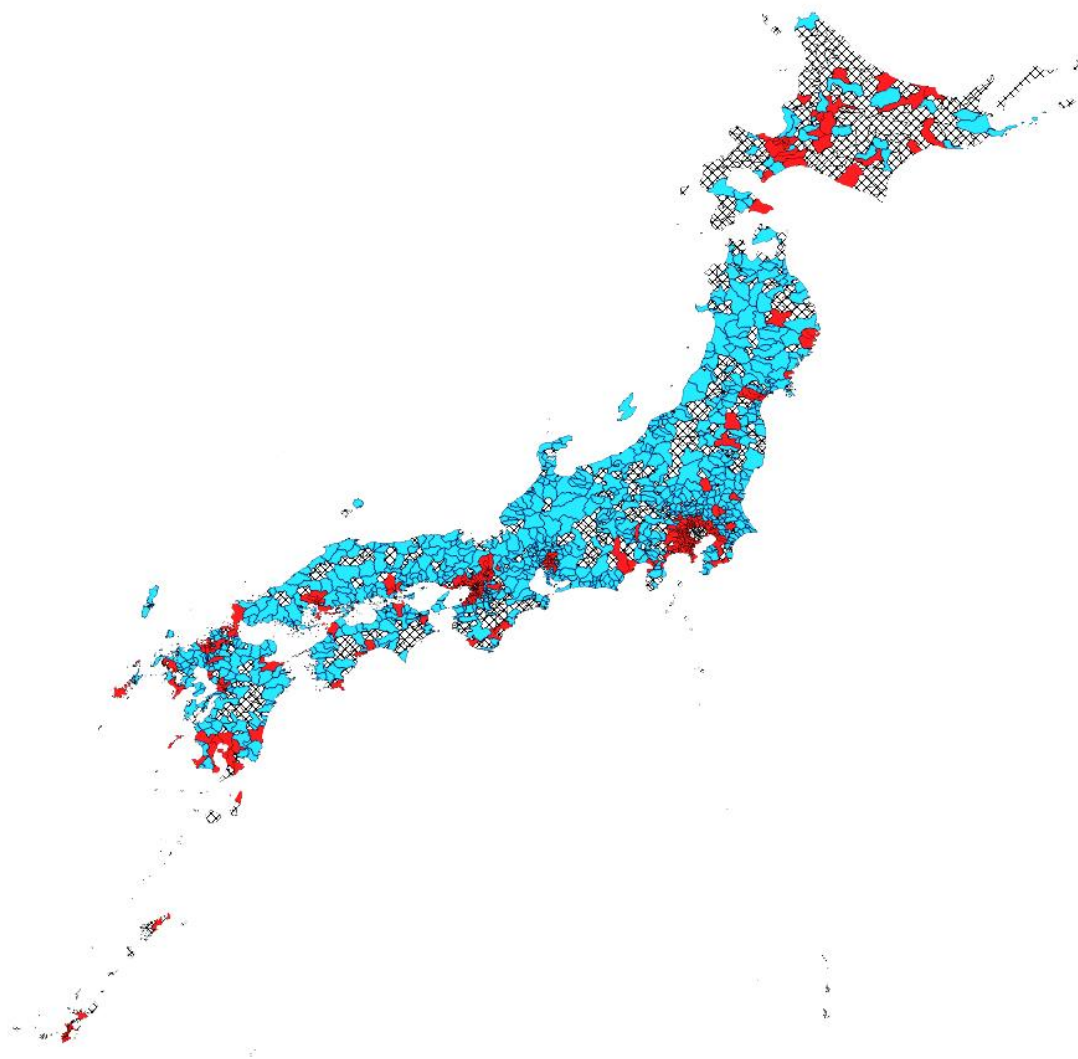
図表 25 空き家比率



注：網掛けの地域は平成 25 年度住宅・土地統計調査の調査対象に含まれていない。

- 「低居住水準地域」は山間部と半島・岬に多い。

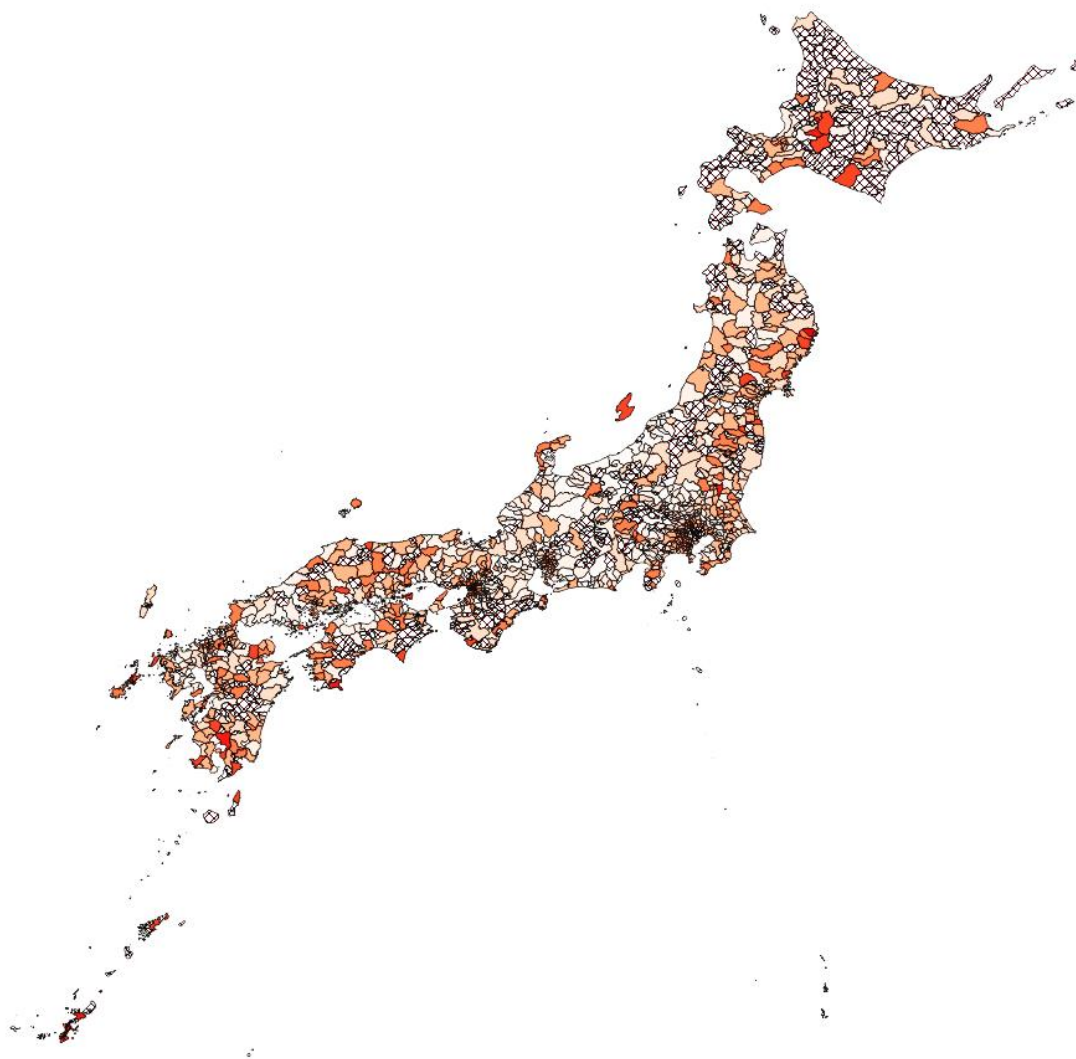
図表 26 住宅平均面積



注：網掛けの地域は平成 25 年度住宅・土地統計調査の調査対象に含まれていない。

- 「低居住水準地域」は北海道と大都市圏が多いが、九州地方にも比較的多い。

図表 27 「低居住水準地域」該当指標の合計数



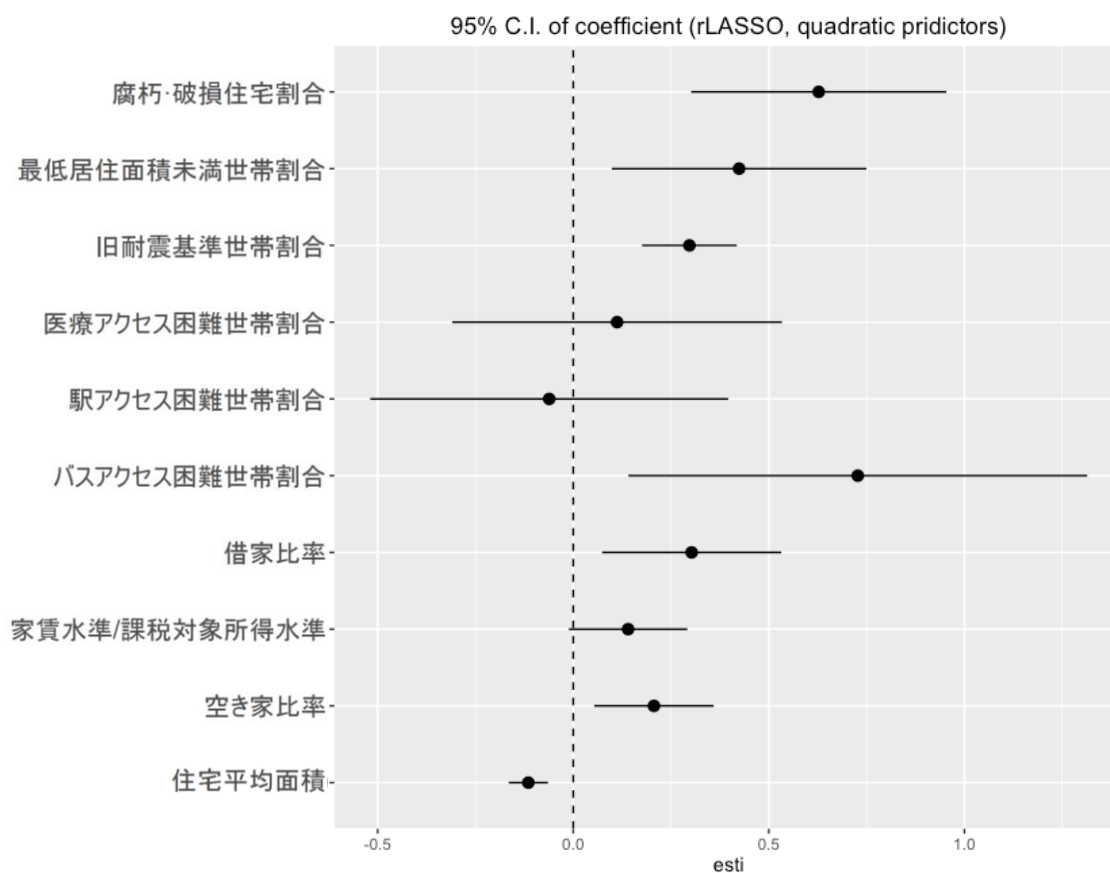
注：網掛けの地域は平成 25 年度住宅・土地統計調査の調査対象に含まれていない。

- 色が濃くなるほど、「低居住水準地域」該当指標数が高い。
- 「低居住水準地域」該当指標数が多い地域は全国的にばらついているが、北海道内陸部、東北太平洋側沿岸、九州南部、沖縄などに点在している。



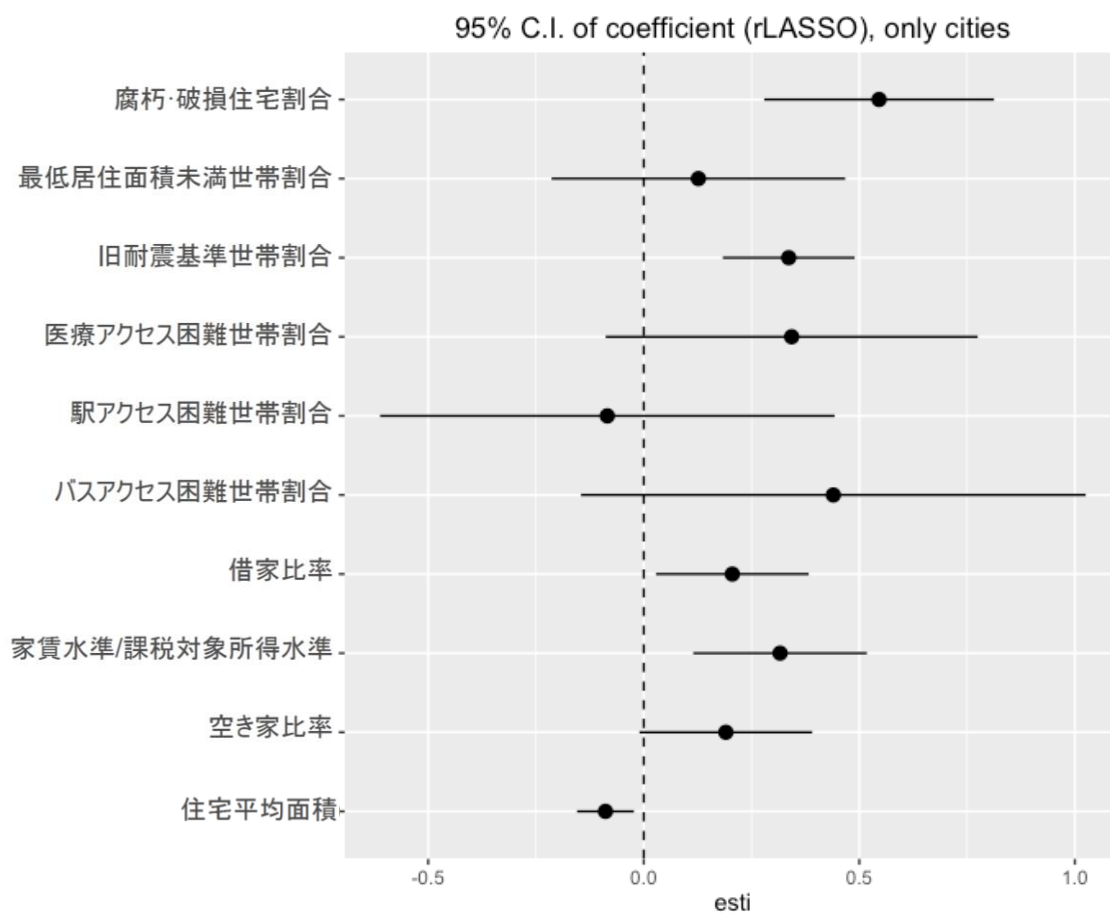
### 補論 3. 市町村（23区なし）、市区、区のサンプルにおける回帰分析結果

図表 28 回帰分析結果（東京特別区を除く市町村）



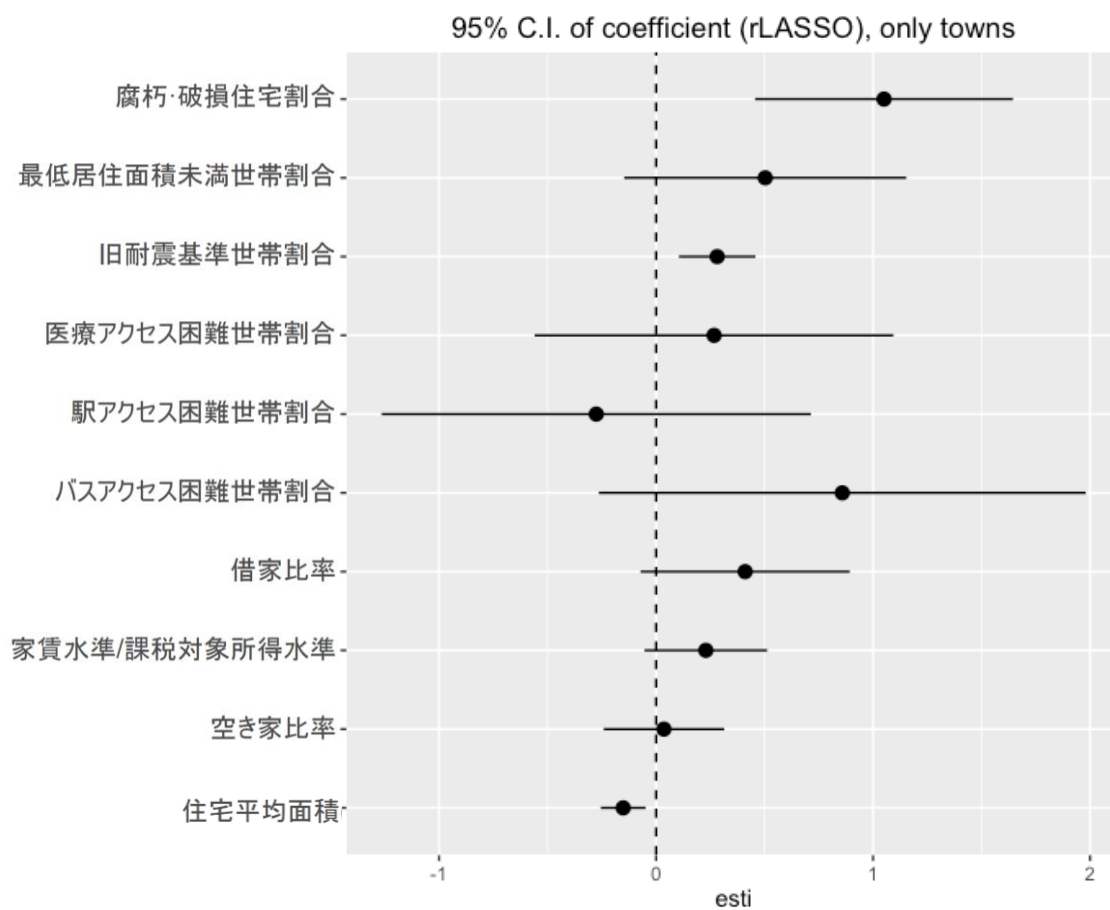
注：点は点推定値、線は 95%信頼区間を示している。なお本論と異なり、住宅平均面積は負値としていないため、推定係数値はマイナスとなっている。

図表 29 回帰分析結果（東京特別区を含む市区）



注：点は点推定値、線は 95%信頼区間を示している。なお本論と異なり、住宅平均面積は負値としていないため、推定係数値はマイナスとなっている。

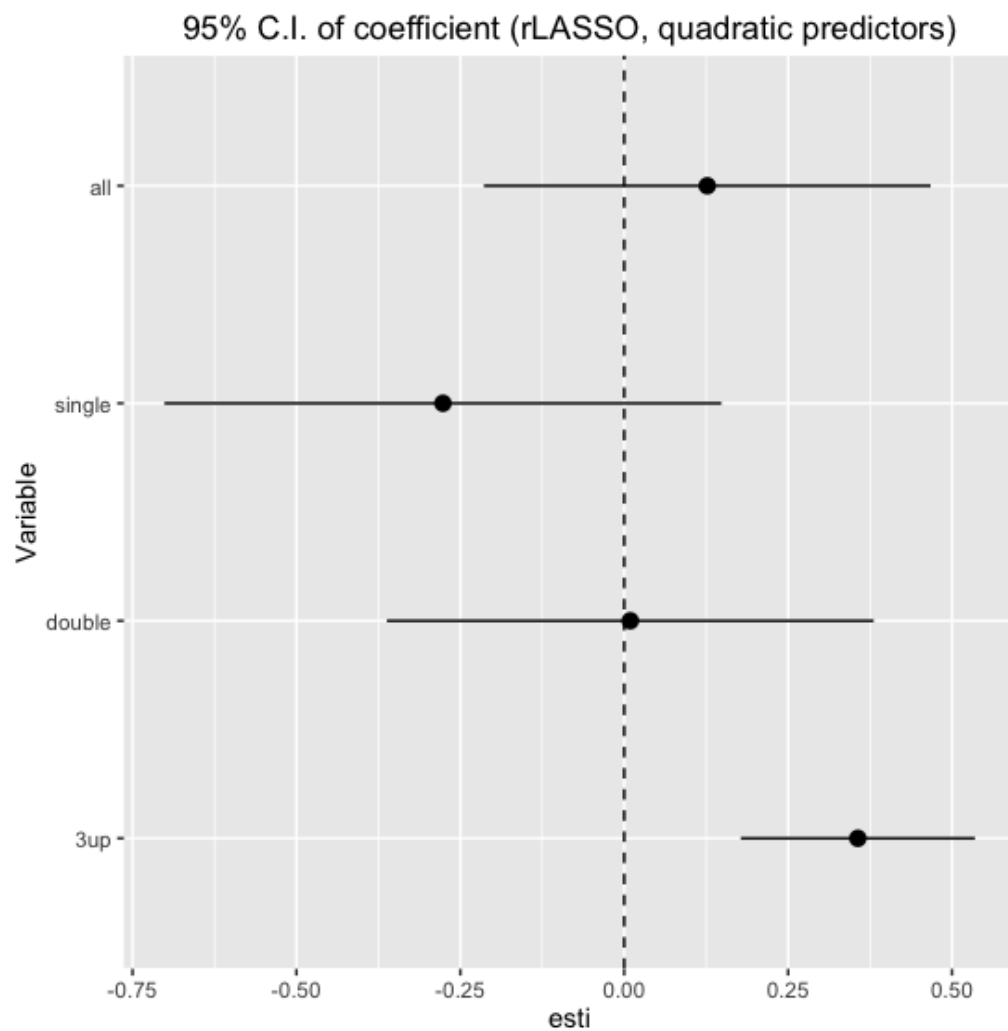
図表 30 回帰分析結果（町村）



注：点は点推定値、線は95%信頼区間を示している。なお本論と異なり、住宅平均面積は負値としていないため、推定係数値はマイナスとなっている。

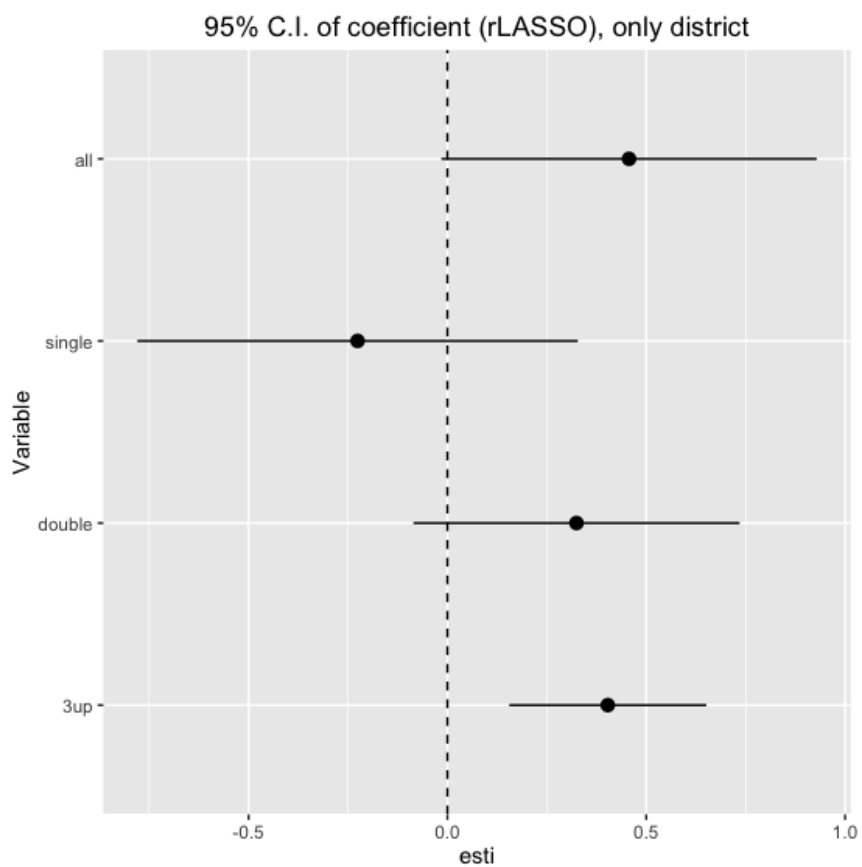
#### 補論 4. 世帯規模別の最低居住面積未満世帯割合の分析

図表 31 回帰分析結果（市区町村、世帯規模別）



注：点は点推定値、線は95%信頼区間を示している。all=全世帯、single=単独世帯、double=2人世帯、3up=3人以上世帯。

図表 32 回帰分析結果（東京特別区と政令市の区、世帯規模別）



注：点は点推定値、線は95%信頼区間を示している。all=全世帯、single=単独世帯、double=2人世帯、3up=3人以上世帯。相模原市、新潟市、浜松市、堺市、岡山市、熊本市の区データはサンプルに含まれない。

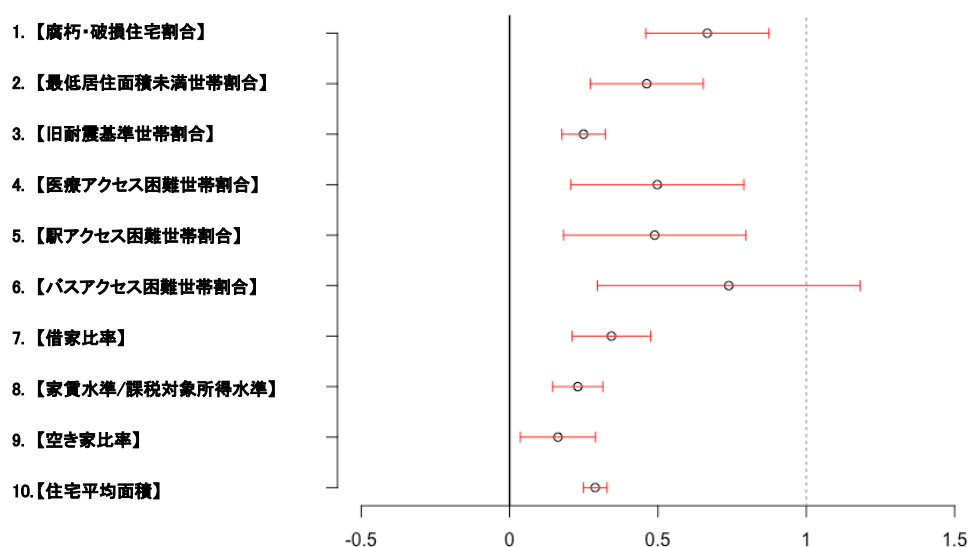
## 補論 5. 所得水準の変化は居住水準の「分布」にどの程度寄与するか？

分位点回帰(quantile regressioin)を用いれば、例えば、「所得水準の変化は、居住水準の 25 パーセント点と 50 パーセント点（中央値）と 75 パーセント点の変化に異なる影響を与えるのか」といった視点からの分析が可能となる。解釈にはいくつか注意点が必要だが、ここでは大まかな傾向をみるために分位点回帰を行う。

なお、ここでは本論の回帰分析における高次元共変量候補の選択（double-LASSO 回帰）は行わず、下記の選択的な共変量（コントロール変数）を用いた分析を行っている。従って、分析結果には一定のバイアスが含まれている可能性が高いことに留意が必要である。

コントロール変数として用いたのは、世帯主男性比率、世帯主 25 歳未満比率、世帯主 65 歳以上比率、公営住宅居住世帯比率、単身世帯かつ 65 歳以上比率、単身世帯かつ 75 歳以上比率、人口(万人)、人口密度(人/km<sup>2</sup>)、15 歳未満人口比率、65 歳以上人口比率、財力指数、第 1 次産業労働者比率、第 2 次産業労働者比率である。

図表 33 回帰分析結果（多重回帰分析）



注：点は点推定値、線は 95% 信頼区間を示している。また住宅平均面積は、他の 9 指標と異なり、所得水準が低いほど高くなると考えられるため、アウトカム変数間での係数値比較を容易にするため負値としている。

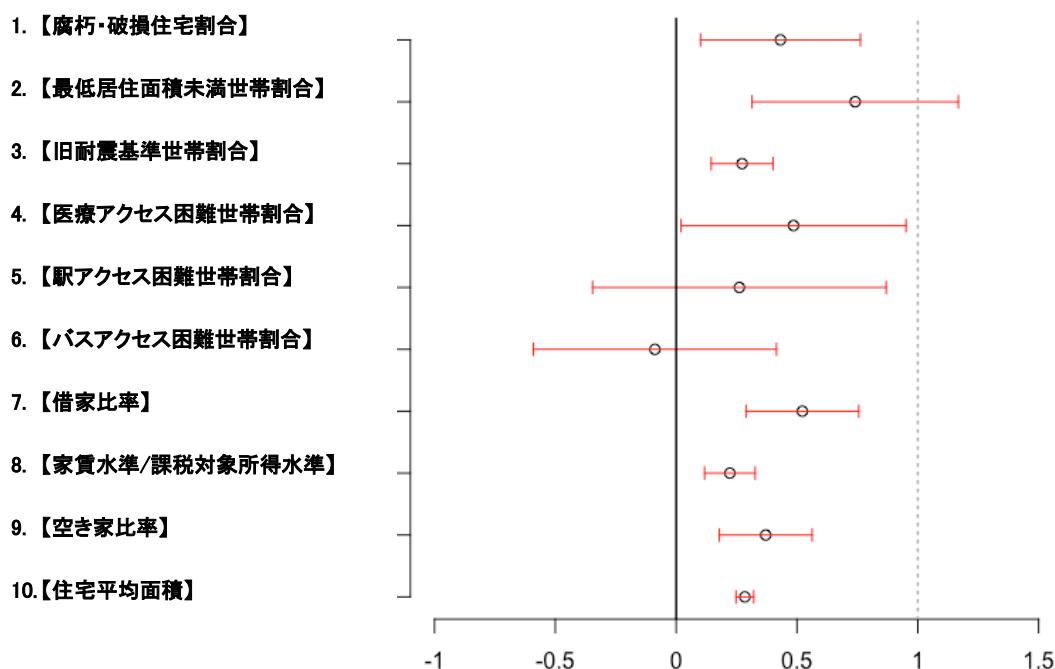
まず、本論の double-LASSO 回帰と比べたバイアスの大きさを検証するために、上記のコントロール変数を用いた回帰分析結果を図表 33 に示している。この分析結果を double-LASSO 回帰を用いた分析結果（図表 7）と比較すると、腐朽・破損住宅割合、最低居住面積未満世帯割合、旧耐震基準世帯割合の分析結果には大きな違いはない一方で、図表 7 では有意な影響が観察されなかった医療・駅・バスアクセス困難世帯割合、家賃水準/課税対象所

得水準、空き家比率への所得水準の影響が全て有意に正となっている。図表 7 の分析結果を踏まえれば、これらはコントロール変数の不十分さによる欠落変数バイアスだと考えられる。

次に、図表 34 は分位点回帰の分析結果（10%点、25%点、50%点、75%点、90%点）を示している。ここでは腐朽・破損住宅割合と最低居住面積未済世帯割合について検討する。まず腐朽・破損住宅割合については、低所得水準世帯割合が腐朽・破損住宅割合の各分位点に与える影響は、分位点が高くなるほど大きくなる。すなわち、腐朽・破損住宅割合が高い自治体群ほど、低所得水準世帯割合の増加が腐朽・破損住宅割合の増加に与える影響が高いことを示唆している。次に、最低居住面積未済世帯割合については逆の傾向が伺える。すなわち、最低居住面積未済世帯割合が低い自治体のほうが、低所得水準世帯割合の増加が最低居住面積未済世帯割合の増加に与える影響が高い可能性を示唆する結果となっている。つまり、最低居住面積未済世帯割合がもともと低い自治体において最低居住面積未済に住んでいる人々は、(より) 経済的理由からそのような住居を選択していることを示唆している。これは、最低居住面積世帯割合が高い自治体が都市部に集中しており、所得が比較的高い層でも狭い住宅に居住する傾向があることを踏まえると合理的な結果である。

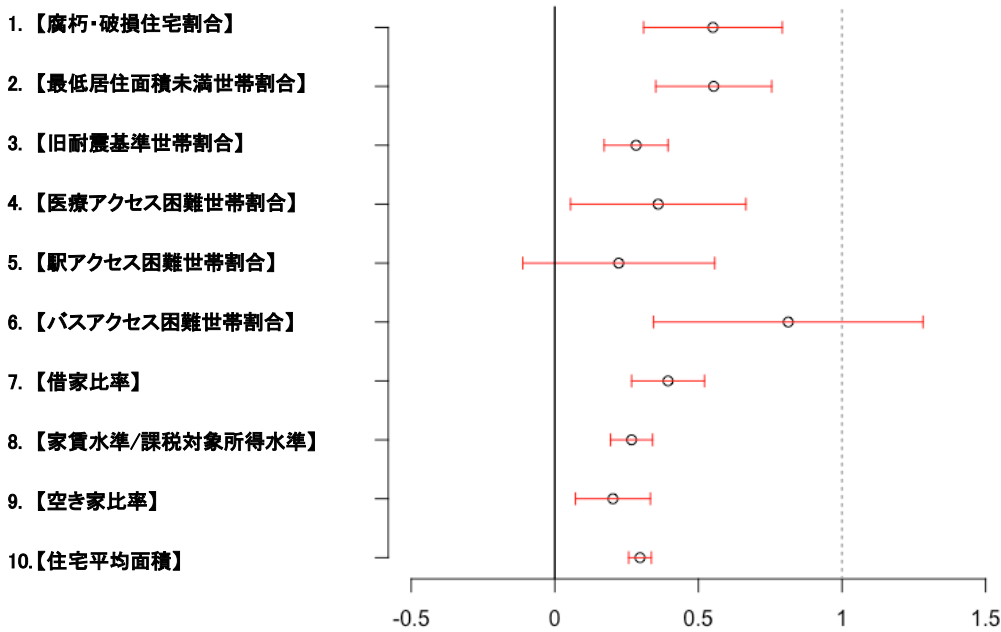
ただし、これらの結果は、限定的なコントロール変数を用いた分析結果であるため、今後のさらなる分析が必要である。

図表 34 回帰分析結果（分位点回帰 10 パーセント点）



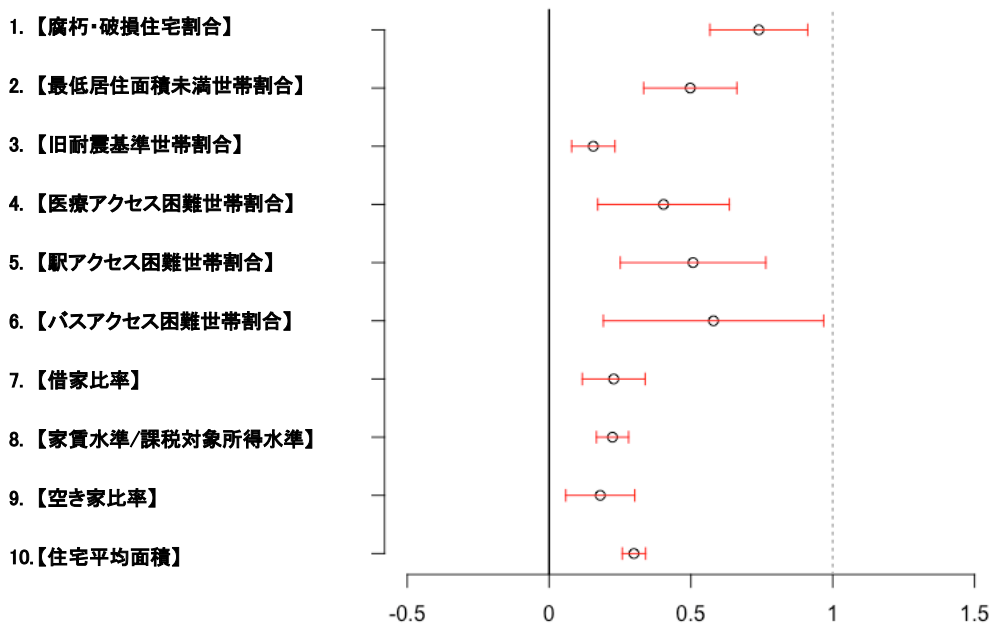
注: 点は点推定値、線は 95%信頼区間を示している。また住宅平均面積は、他の 9 指標と異なり、所得水準が低いほど高くなると考えられるため、アウトカム変数間での係数値比較を容易にするため負値としている。

図表 35 回帰分析結果（分位点回帰 25 パーセント点）



注：点は点推定値、線は95%信頼区間を示している。また住宅平均面積は、他の9指標と異なり、所得水準が低いほど高くなると考えられるため、アウトカム変数間での係数値比較を容易にするため負値としている。

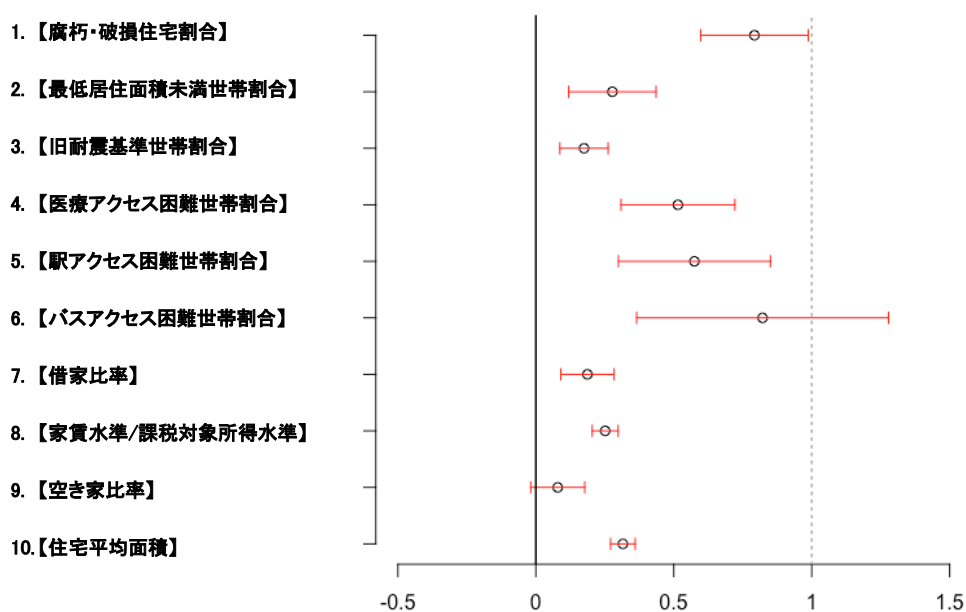
図表 36 回帰分析結果（分位点回帰 50 パーセント点）



注：点は点推定値、線は95%信頼区間を示している。また住宅平均面積は、他の9指標と異なり、所得水準が低いほど高くなると考えられるため、アウトカム変数間での係数値比較を容易にするため負値としている。

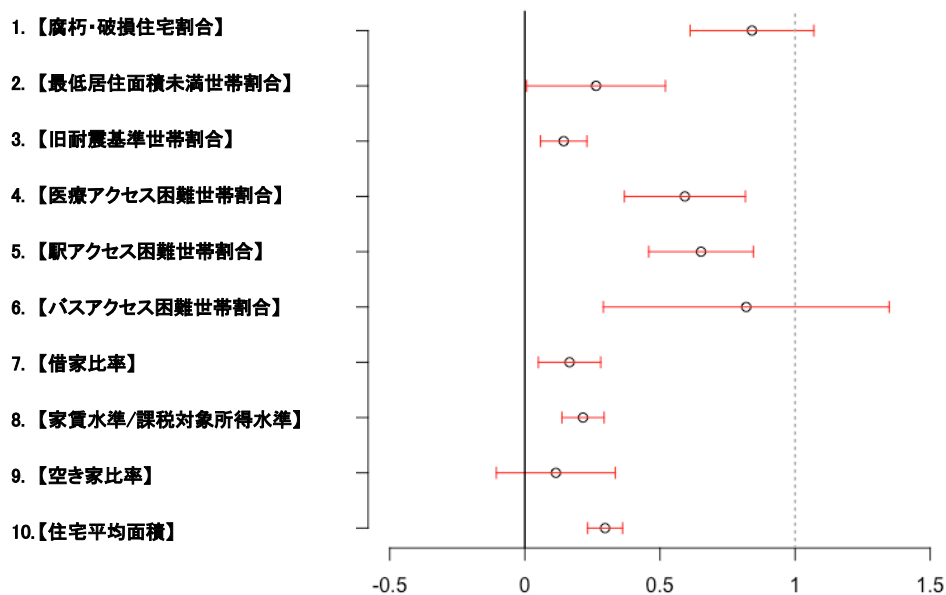


図表 37 回帰分析結果（分位点回帰 75 パーセント点）



注：点は点推定値、線は95%信頼区間を示している。また住宅平均面積は、他の9指標と異なり、所得水準が低いほど高くなると考えられるため、アウトカム変数間での係数値比較を容易にするため負値としている。

図表 38 回帰分析結果（分位点回帰 90 パーセント点）

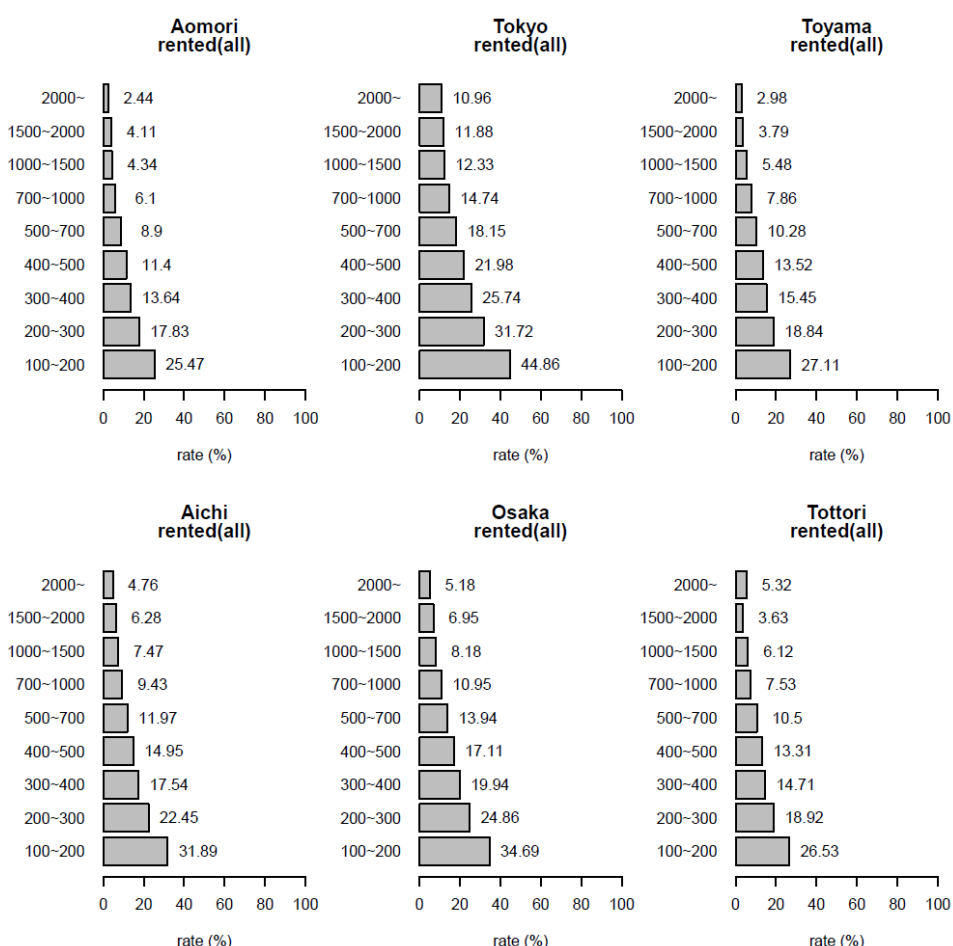


注：点は点推定値、線は95%信頼区間を示している。また住宅平均面積は、他の9指標と異なり、所得水準が低いほど高くなると考えられるため、アウトカム変数間での係数値比較を容易にするため負値としている。

## 補論 6. 地域別・所得階層別の家賃負担水準

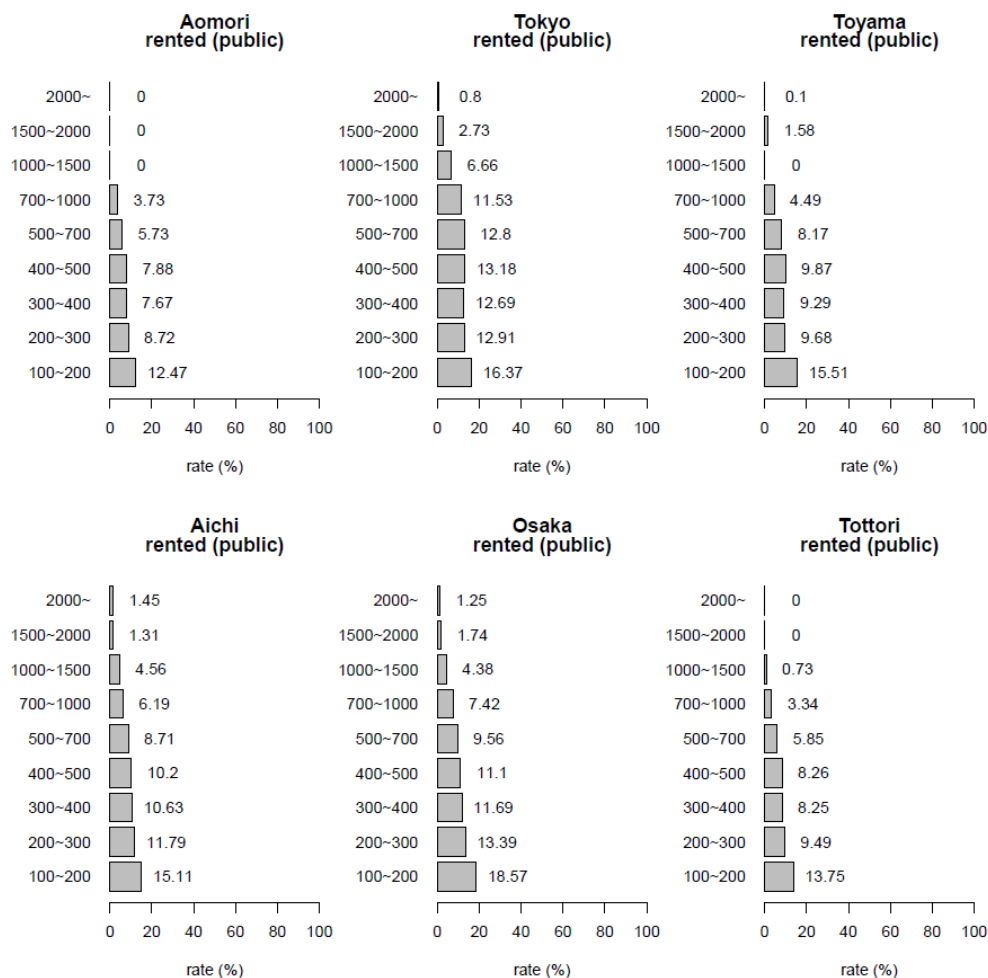
ここでは都市部および地方部における家賃負担水準を検証するために、青森県、東京都、富山県、愛知県、大阪府、鳥取県における所得階層別の家賃負担水準を試算した。ただし、分析に用いる住宅・土地統計調査（2013 年度）においては、所得は年収 0-100, 100-200,..., 1500-2000, 2000 万円以上という形で概算を聞いているだけである。従ってここでは、都道府県別・所得階層別の平均家賃をそれぞれの年収階層の中央値で除した値を家賃負担水準と見なした。詳細としては、年収 0-100 万の層については除外し、100-200 万円から 1500-2000 万円の各層については、中央値 150 万円から 1750 万円を用い、2000 万円以上の所得階層については 3000 万円を用いた。図表 39 では全賃貸住宅における家賃負担水準を、図表 40 では公営住宅における家賃負担水準を試算した。

図表 39 地域別の家賃負担水準（全賃貸住宅）



注：各数値は、所得階層別の平均家賃をそれぞれの年収階層の中央値（ただし 2000 万円以上の場合は 3000 万）で除した値である。

図表 40 地域別の家賃負担水準（公営住宅）

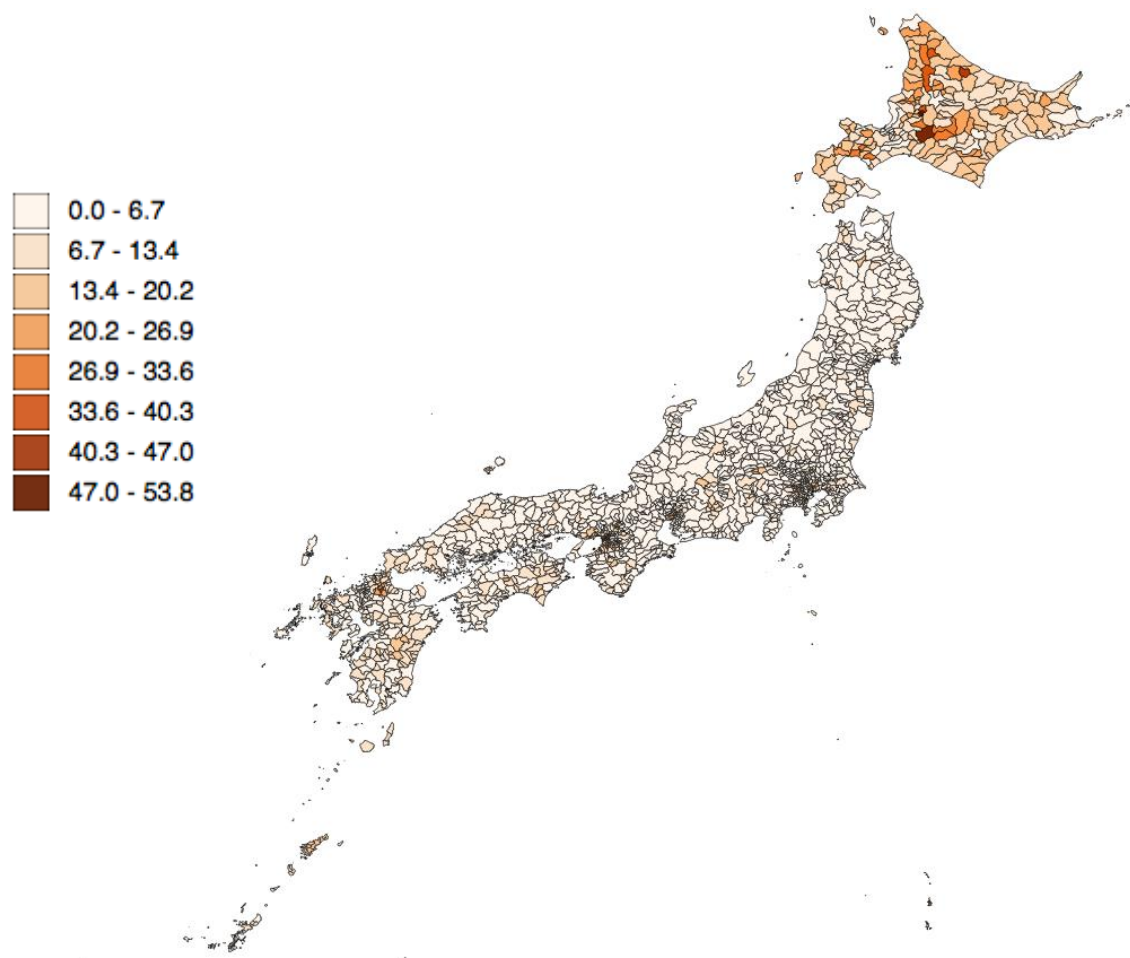


注：各数値は、所得階層別の平均家賃をそれぞれの年収階層の中央値（ただし 2000 万円以上の場合は 3000 万）で除した値である。

## 補論 7. 公営住宅居住世帯割合

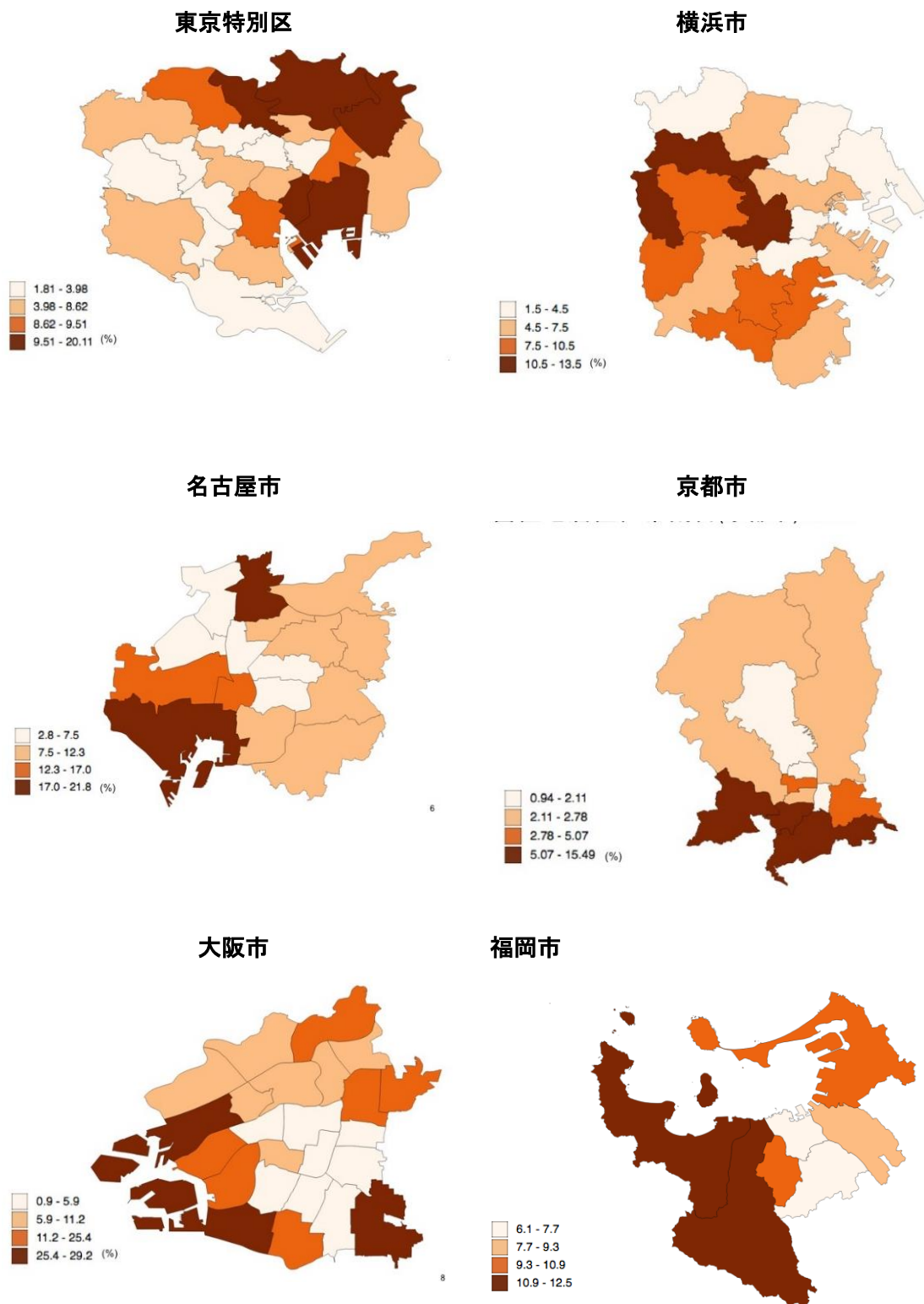
下記では、2010年の国勢調査に基づき、各市区町村および区（東京特別区・五大政令市の区）における公営住宅居住世帯割合を示している。

図表 41 公営住宅居住世帯割合（市区町村）



注：2010年の国勢調査を用いて計算。

図表 42 公営住宅居住世帯割合（東京特別区と五大市）



注：2010年の国勢調査を用いて計算。

厚生労働行政推進調査事業費補助金 (政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業))

「我が国の貧困の状況に関する調査分析研究」

分担研究報告書

## マイクロシミュレーションモデルを用いた 貧困研究の方向性の検討

分担研究者 佐藤 格 (国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部)

### 研究要旨

**研究目的** 本研究ではわが国の経済社会の将来像を予測する方法として、マイクロシミュレーションモデルを構築した。将来国民生活基礎調査等を利用してパラメータをより現実に近いものに置き換えて分析することを目指しつつ、まずは仮想的なデータを用いたシミュレーションにより、各個人の学歴や就労状態、所得分布を明らかにし、正規・非正規の労働者数の将来の値が、正規・非正規の比率の変化にどの程度反応するかという観点からモデルの性能を検証した。

**方法** マイクロシミュレーション用のソフト Liam2 を使用し、『日本の将来人口推計 (平成 24 年 1 月推計)』により出生や死亡、『人口動態調査』により結婚と離婚、『文部科学統計要覧 (平成 27 年版)』により進学のデータを得て遷移確率を作成し、動的マイクロシミュレーションにより、将来の性別・年齢階級別・学歴別の正規・非正規雇用者数を計算した。また『平成 27 年賃金構造基本統計調査』を用いて、それぞれの雇用者がどのような労働所得を得ているのかを計算し、分布を明らかにした。このように仮想的に与えた遷移確率をもとに計算された正規・非正規の労働者数の将来の値が、正規・非正規の比率の変化にどの程度反応するかなどの観点からモデルの性能を検証した。

**結果** シミュレーションの結果からは、正規・非正規の割合が変化したことの影響を強く受けるのは、主に労働所得が 400 万円を下回るような個人であること、男性より女性のほうがより割合の変化の影響を受けることが明らかになった。

**考察** 仮想的に与えたパラメータの値を今後は国民生活基礎調査のデータに基づいたものに置き換えることが可能であることなど、将来的により精緻な分析をするための基礎的なモデルが完成したと考えられた。ただし、この仮想的な所得分布は、同じく仮想的な学歴の設定に大きく依存するところがある。今後モデルを拡張し、親の所得と自らの学歴、所得の関係などを分析するにあたっては、今回のパラメータ設定で十分なシミュレーションを行うことができるかは未知であるため、国民生活基礎調査のデータを用いた検証を行う必要がある。

### A 研究目的

わが国では 1990 年代以降の経済の低迷や非正規労働者等の増加を背景として、貧困問題が顕在化してきた。その中で、わが

国の今後の貧困の動向について明らかにすることが必要である。特に非正規労働者の増加については、どのような者が非正規労働者になりやすいのかということをはっきりとした上で、労働所得がどのようになるの

か、あるいは貧困が世代を超えて連鎖していくのか、さらにはどのような対策が考えられるのかといったことについて検討することが必要である。本研究ではマイクロシミュレーションモデルを用いて、年齢構成や世帯構造、学歴、就業状況などの個人の属性を明らかにしながら、わが国の将来像を示している。

マイクロシミュレーションモデルは Orcutt(1957) により提唱されたものであり、税制や年金制度など社会政策の変更や個人個人の行動が、個人個人の所得や生活にどのような影響を与えるかミクロレベルで評価することを目的としたモデルである。日本でもマイクロシミュレーションを用いたモデルの開発が行われており、1980年代に青井(1986)で報告された INAHSIM(Integrated Analytical Model for Household Simulation) を用いたモデルを中心に、さまざまな分析がなされている。

矢田(2011)によれば、マイクロシミュレーションモデルを用いた分析は、行動変化を含むものであるかどうか、また分析を一時点で行うか長期間で行うかで分類することができる。行動変化を含まないものは算術的(Arithmetical)モデル、行動変化を考慮したものは Behavioral モデルと呼ばれる。また一時点で分析するものは静的(Static)モデル、将来にわたって長期間を分析するものは動的(Dynamic)モデルと呼ばれる。

本稿は世帯構成などは遷移確率にしたがって変化するものの、効用関数の設定などは行っていないことから、政策の変化による行動変化までは扱うことができていない。一方で分析は2060年までの期間を対象としているため、将来にわたっての分析は可能となっている。

本稿では、わが国の経済社会の将来像を予測する方法として、マイクロシミュレーションモデルを構築した。パラメータは仮

想的なものであるが、現在入手可能なデータを遷移確率として与えた上でシミュレーションにより各個人の学歴や就労状態を決定し、その中で所得の分布がどのようになるのかということを検討するモデルを構築した。また、構築したモデルについては、正規・非正規の労働者数の将来の値が、正規・非正規の比率の変化にどの程度反応するかという観点から性能を検証した。

シミュレーションにあたってはマイクロシミュレーション用のソフト Liam2 を使用している。わが国におけるマイクロシミュレーションでは、稲垣(2007)が INAHSIM のプログラムも公開しており、精緻なモデルを広く利用できるようになってきているが、本稿で用いた Liam2 は、より利用しやすいソフトとして、世界的に用いられているものである。将来的に国際比較等を行う可能性も考慮し、本稿では Liam2 を用いて分析することとしたい。

## B 研究方法

マイクロシミュレーションとは、コンピュータ上に社会のミニチュアを構築し、さまざまな遷移確率を与えることにより、将来の社会経済の様子をシミュレーションするものである。本稿においてはマイクロシミュレーション用のソフトである Liam2 を用いて、非正規労働者の増加が所得の分布をどのように変化させるのかということを分析している。

社会のミニチュアを構築するためには、まずは人口の変化を捉える必要がある。すなわち、出生と死亡、さらには出生の背景となる婚姻について、遷移確率を与えることによって、将来の各時点における人口を確定させる。

続いて、各個人の就業に関する状態を確定させることが必要である。前述の通り、本稿の目的は非正規労働者の増加が所得分布に与える影響の把握である。したがって、

個人が就業しているかどうか、またその就業状態が正規か非正規かということが決定されなければならない。人口と同様に、就業状態についても遷移確率を与えることで確定させることができる。

なお、個人は每期遷移確率にしたがって状態を変化させる。すなわち、次期にも生存していれば、1歳加齢するとともに、就学・就業状態や婚姻状態、健康状態などが更新される。

本稿においては非正規労働者の増加がもたらす影響を分析することを主眼においているため、就業状態については就業しているかしていないかということを決めた上で、さらに正規か非正規かということについて、学歴別に確率を付与してシミュレーションを行っている。以下では、個人の属性を確定させるための変数と、その変数を決定するための遷移確率の設定について説明を行う。

本稿のマイクロシミュレーションモデルは、Sato and Inagaki(2012)をもとに拡張を行っている。マイクロシミュレーションモデルにおいては個人が識別されるが、その個人は毎年さまざまなライフイベントを確率的に発生させながら加齢を続け、每期ある確率で死亡する可能性をもつことになる。特に初期時点においては、婚姻の状態や各種の識別番号について、既存のデータをもとに割り当てる必要がある。

本稿のシミュレーションにおいて、個人は每期1歳ずつ加齢するとともに、与えられた確率をもとに、結婚・出生・離婚・死亡といったライフイベントが発生すると想定している。すなわち、1年間の間には、既に存在している個人であれば、死亡・結婚・離婚がそれぞれ与えられた確率で発生する。また每期ある確率で出生する個人が存在する。これらの個人について、每期新たなパラメータを付与する。もちろん個人の識別番号については生涯にわたり不変で

あるが、加齢により年齢は必ず変化し、また場合によっては結婚や離婚などにより配偶者や世帯の識別番号が変化する。世帯の識別番号も定義されるため、世帯の識別番号を用いることにより、人口の将来予測と同時に世帯の将来予測を行うことも可能となっている。以下ではこれらの経済に存在する個人が経験する各種のライフイベントについて、どのようなデータを用いているのかということについて説明を行う。また、各ライフイベントは、毎年1回発生するものとする。

**初期値人口** 初期値人口は国立社会保障・人口問題研究所(2012)『日本の将来人口推計(平成24年1月推計)』を用いた。これによれば、2010年における日本の総人口は128,057,352人となっている。なお、すべての個人を分析対象とすることは現実的ではないため、本稿においては、実際の人口の1000分の1のモデルを構築している。なお『日本の将来人口推計(平成24年1月推計)』においては、105歳以上の個人については集計された値しか存在しない。したがって、シミュレーションにあたっては、経済に存在する個人は最大でも105歳までしか生存しないものとする。したがって経済には0歳から105歳までの個人が男女合計で128,057人存在していると想定する。

**出生** 出生は、18歳から50歳までの既婚女性について発生するイベントと想定する。また出生が発生する確率として、『人口統計資料集』および『日本の将来人口推計(平成24年1月推計)』をもとに、18歳から50歳までの女性の年齢階級別出生率を求めた。なお、2010年における年齢階級別の出生率と、2010年から2060年にかけてのコホート合計特殊出生率のデータについては存在するものの、2011年からの各年における年齢階級別の出生率については、5年おきのデータしか存在しない。したがって、



2011年から2060年の間においては各年齢における出生率の分布には変化がないと想定し、2011年から2060年にかけてのコーホート合計特殊出生率と2010年における年齢別の出生率の分布を用いて、将来の年齢階級別出生率を計算した。また男女の出生性比については、『日本の将来人口推計(平成24年1月推計)』同様に、直近5年間の平均値である105.5を想定し、期間中この値が不変であると仮定している。なお、日本においてはほとんどの個人が嫡出生児であるため、出生は配偶者のある女性にのみ起こりうるライフイベントと仮定している。その期に新たに生まれた個人に対しては、新たな識別番号(ID)を付与する。識別番号は、個人としてのIDだけでなく、母のID、世帯のID、配偶者のID、婚姻の状態、学歴、就労の状態、年齢、性、健康状態が与えられる。もちろん出生時点においては、配偶者IDや婚姻の状態は決定していない。一方で学歴についてはこの時点で決定され、その決定された値にしたがって、一定年齢に達すると就労、あるいは失業の状態が発生する。

**死亡** 死亡は全ての年齢の個人について発生するイベントである。また、既に指摘した通り、人口推計においては、105歳以上の個人については集計された値しか存在しない。したがって、このデータの制約上、すべての個人は最長でも105歳までしか生存しないと想定している。この制約のもと、死亡については『日本の将来人口推計(平成24年1月推計)』における男女年齢別将来生命表をパラメータとして用いている。なお、ある個人が死亡した場合には、その個人の識別番号はモデルから削除され、再利用はされない。また、婚姻状態にある者が死亡すれば、その者の配偶者については婚姻状態が解消される。

**結婚** 結婚については、18歳以上90歳以下の、当該時点において配偶者の存在しない個人について発生する。日本においては、男性は18歳、女性は16歳から結婚が可能となるが、本稿のシミュレーションでは、結婚は男女ともに18歳以上でしか発生しないと想定している。結婚の発生確率については、『人口動態調査』の「結婚生活に入ったときの年齢別にみた夫妻の初婚—再婚別件数」をもとに、当該年齢階層の人口に占める結婚した個人の割合を計算している。なお、『人口動態調査』においては、当該個人が初婚であるか再婚であるかという情報は得られるものの、再婚した個人について、離別ののちの再婚であるか、あるいは死別ののちの再婚であるかについての情報が得られない。したがって本稿では便宜的に、離別・死別にかかわらず、再婚は同一の確率で発生するものと想定している。結婚の確率についてはモデル内でマッチング関数を用いて発生させている。結婚が発生した場合には、その男女は新たな家計を形成すると想定し、新たな家計の識別番号を付与する。

**離婚** 離婚については、当然のことながら、当該時点において有配偶の者にのみ発生する。データは『人口動態調査』の「同居をやめたときの年齢別にみた年次別離婚件数」をもとに計算を行っている。離婚により家計が分離されるため、新たな家計の識別番号が必要になる。なお、このとき、元の家計の識別番号、すなわち婚姻状態にあったときの識別番号は女性が保持し、分離した新たな世帯の識別番号は男性に付与されるものとする。

**進学** 各個人はある年齢になるまでの期間、学生として扱われる。本稿においては、16歳、19歳、23歳という年齢を、学生として扱われる年齢の区切りとしている。すなわち、16歳あるいは19歳になると、各個人

は進学するか労働するかを選択に迫られることになる。また23歳になると、すべての個人は学生としては扱われなくなる。もちろん、学生でなくなったとしても、必ず労働するとは限らない。すなわち、職に就くことができず、失業する可能性もある。各個人の進学率については、表1の通り、『文部科学統計要覧(平成27年版)』をもとに確率を与えている。ただし、モデル内においては中卒・高卒・大卒のみを扱っているため、短大・高専卒などの可能性については考慮していない。またそれに伴い、中卒・高卒・大卒の三者で100%となるように設定している。また、この値は進学率であり、卒業したかどうかは明らかではないため、将来的にはその部分の補正も必要とされるであろう。

**就業** 前項で述べたように、個人はある年齢までは学生として扱われるが、その年齢を超えると就業することになる。ただし、必ずしも職を得られるとは限らず、ある確率で失業状態になる。また得る職は正規と非正規の2種類に区別される。就業状態になる確率は、年・年齢階級・性別に与えられる。さらに就業状態にある個人についてのみ、正規か非正規かの区別を行う。本稿においては、『平成27年賃金構造基本統計調査』のデータを用いて、表2のように正規・非正規の比率を求めている。

**健康状態** 将来的に、健康状態や居住の状況を考慮したシミュレーションを実行予定であり、その準備段階として、健康状態についても遷移確率を与えている。ただし、現在のところ、健康状態が他の何らかの変数に対して影響を与えるという構造にはなっていない。

(倫理面への配慮)

用いるデータはすべて公表されているものであり、倫理上の問題は発生しない。

## C 研究結果と D 考察

「就業」の項において示した正規・非正規の比率について、非正規の割合が増加したケース、逆に正規の割合が増加したケースについて、どのような影響が見られるのかを分析する。本稿においては、非正規の労働者の割合が1.2倍になったケースと0.8倍になったケースを想定する。労働者の数についてはどのケースも変化しないと想定しているため、非正規労働者の割合が増加した分は、正規労働者の割合が減少することにより対応される。各ケースにおける正規・非正規の割合は、学歴別に表3のように与えられる。

本稿のシミュレーションにおいては、上に示したケース分けにしたがって、正規労働者と非正規労働者の割合が変化したケースの分析を行っている。特に、この変化に伴い、所得の分布がどのように変化するかを見てみよう。ただし、所得の分布については、「賃金構造基本統計調査」をもとに仮想的に設定した値を用いて計算したものである。

本稿において、所得は労働によって得られる賃金のみであると想定している。「賃金構造基本統計調査」の「雇用形態別 第1表 年齢階級別きまって支給する現金給与額 所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」では、男女別・年齢階級別・学歴別に、「きまって支給する現金給与額」、「年間賞与その他特別給与額」などのデータが得られる。「きまって支給する現金給与額」を12倍したものに「年間賞与その他特別給与額」を加えることにより、男女別・年齢階級別・学歴別の仮想的な年間の賃金を計算し、それを100万円単位で区分した。この操作により、ある性・年齢階級・学歴が与えられれば、それに対応する所得が決定されることになる。ここにマイクロシミュレーションの結果得られた人数をカウントすることにより、仮想的に所得の分布を計算し

ている。なお、将来の賃金については推計されたデータなどもないことから、現在の賃金の水準が将来にわたって維持されると想定している。

まずは初期時点である 2015 年におけるマイクロシミュレーションと「賃金構造基本統計調査」の結果を比較してみよう。全体の人数を 1 に基準化し、各労働所得の階層に属する個人の割合を表示したものが図 1~2 である。なお所得階層は、200 万円未満から 100 万円ごとに区切っている。

本稿のシミュレーションでは、学歴は中卒、高卒、大卒の 3 区分であり、高専・短大卒については区分がなされていない。高専・短大卒に区分される個人が比較的多い女性については、この区分が抜けていることの影響か、比較的大きなずれが見られる。また本稿におけるシミュレーションでは、学歴のデータとして進学率を用いている。したがって、進学したものの中退したようなケースを反映できていない。たとえば大学を中退した場合には高卒として扱われるというように考えれば、比較的高い所得階層において、マイクロシミュレーションの結果のほうが賃金構造基本統計調査の値よりも大きくなっていることは、学歴がより高く表現されている結果ではないかと考えられる。しかし、全体の傾向としてはある程度賃金構造基本統計調査の分布に近くっており、パラメータの精緻化により、さらに現実をよくトレースするものになると考えられる。

次に、将来のシミュレーションを行った結果を見てみよう。シミュレーションの結果得られたケース A~ケース C における年齢階級・学歴別の正規・非正規労働者の人数をもとにして、2020 年、2025 年、2030 年の労働所得の分布を見てみよう。図 3~5 が男性、図 6~8 が女性について、労働所得の分布を示したものである。なお、分布の表示を 2030 年までに限定しているのは、賃金

の水準がそれ以上長期にわたって変化しないと想定することはかなり強い仮定であると考えられるためである。将来的には、賃金の推移についても考慮すべきであろう。

図を見ると、いずれにおいても、正規・非正規の割合が変化したことの影響を強く受けるのは、主に所得が 400 万円を下回るような個人であるということがわかる。また、男性より女性のほうが、より割合の変化の影響を受けることもわかる。これらは次のような理由によるものと考えられる。比較的所得の低い層が影響を受けるのは、非正規の賃金水準が低く、正規から非正規に変化することにより、400 万円以下の所得になる可能性が高いことによる。また女性のほうがより影響を強く受ける点については、元々女性のほうが非正規の割合が高く、割合の 20% の変化が、男性以上に非正規の人数を変化させやすいことによる。

## E 結論

本稿は、Liam2 を用いたマイクロシミュレーションにより、性・年齢階級・学歴別に、正規・非正規の労働者数の将来の値を計算するとともに、賃金構造基本統計調査と突合することで、労働所得の分布についても将来の値を計算した。この結果、正規・非正規の割合が変化したことの影響を強く受けるのは、主に労働所得が 400 万円を下回るような個人であることが、男性より女性のほうが、より割合の変化の影響を受けることが明らかになった。平均的に非正規労働者のほうが労働所得が低く、また高い労働所得の非正規労働者の絶対数が少ないため、高い労働所得水準ではほとんど変化が見られない一方で、低い賃金水準のもとでは、非正規労働者の増加で労働所得の分布が低い方向へと変化すると考えられる。

最後に今後の課題について記そう。第 1 に、本稿のシミュレーションで用いられているパラメータの再検討である。各歳の人

口など、基本となるデータについては整備しているものの、就業状態や健康状態などについては、まだ仮想的に設定しているだけの状態である。したがって、今後「国民生活基礎調査」などを用いてデータを置き換えることが必要であろう<sup>1</sup>。

第2に、正規・非正規の状態の変動に関する想定精緻化が必要である。現在のモデルでは、過去、あるいは現在の状態とは無関係に、每期正規か非正規かが決定されることになる。しかし実際には、正規労働者が正規労働者であり続ける確率と正規労働者が非正規労働者になる確率、非正規労働者が正規労働者になる確率、非正規労働者が非正規労働者であり続ける確率は、それぞれ異なるものとなるだろう。したがって、正規・非正規の状態の変動については、設定の変更が不可欠である。

第3に、所得と学歴との関係を明らかにすることが必要である。マイクロシミュレーションモデルにおいては各個人の母親や、属する世帯についての情報も得ることができる。したがって、親の所得が子の学歴に与える影響も考慮することで、より現実的な世帯の構成や個人の状態を再現することができるだろう。ただし、現在のモデルにおいては、各個人の母親の情報しか得られないため、「親の所得」を考慮するのであれば、父親の情報も必要となるだろう。

第4に、所得・健康状態・居住の状態の関係を明らかにすることが必要である。モデルには仮想的に健康状態をパラメータとして導入しており、さらに居住の状態についても今後導入予定である。これら三者の間にはある程度関係があるものと予測されるが、実際にどの程度関係があるのかということについてはさらなる分析が不可欠である。

最後に、貧困に陥った個人をどのように救済するのかという問題を考える上で、個人の属性を把握することが重要である。たとえばある一定期間非正規労働者であった個人は、退職後も無年金や低年金に陥る可能性が高くなる。したがって、そのような状況に陥る前に、正規労働者への移行を図るなどの対策が必要であろう。そのためにも、非正規労働者であり続ける確率がどの程度あるのかといったことをシミュレーションで示すことが不可欠である。

これらの点については、今後の課題として取り組んでいきたい。

## F 健康危険情報

なし

## G 研究発表

### 1. 論文発表

なし

### 2. 学会発表

なし

## H 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

### 1. 特許取得

なし

### 2. 実用新案登録

なし

### 3. その他

なし

<sup>1</sup>Sato and Inagaki(2012) においてもほぼ同様のデータを用いているが、将来人口推計についてはほぼ再現が可能であった。したがって、シミュレーションにおいて最低限必要な情報の整備はなされていると理解されたい。

# スウェーデンの居住保障政策

Stockholm School of Economics ストックホルム商科大学

European Institute of Japanese Studies 欧州日本研究所

Yoshihiro Sato 佐藤 吉宗



## Outline

1. スウェーデンの居住事情
2. スウェーデンの住宅政策と歴史的変遷  
居住保障政策の基本的な考え方
3. 現在の居住保障政策
4. 近年の変化
5. 現在の課題

## スウェーデンの居住事情

### 一般的な居住形態

- 持ち家(一戸建て)
- 分譲住宅(Bostadsrätt)
- 賃貸住宅
  - 民間
  - 自治体公社
  - 協同組合

## 所有形態別住宅数

	一戸建て		集合住宅		
中央・地方政府	5,218	0.3%	5,168	0.2%	
自治体公社(賃貸)	37,280	1.8%	685,282	28.7%	
協同組合(賃貸)	43	0.0%	8,045	0.3%	
分譲住宅(bostadsrätt) 組合	82,107	4.1%	967,953	40.5%	
個人所有	1,848,484	91.6%	151,085	6.3%	
株式会社	33,648	1.7%	461,797	19.3%	
その他の法人	10,987	0.5%	109,141	4.6%	
不明	297	0.0%	100	0.0%	
合計	2,018,064		2,388,571		4,406,635

	一戸建て		集合住宅		
賃貸住宅	87,176	4.3%	1,419,730	59.4%	
分譲住宅(bostadsrätt)	82,107	4.1%	967,938	40.5%	
個人所有	1,848,484	91.6%	803	0.0%	
不明	297	0.0%	100	0.0%	
合計	2,018,064		2,388,571		4,406,635

## 住宅の建築年代・広さの分布

	一戸建て		集合住宅		
1930年以前	407,003	20.2%	202,782	8.5%	609,785
1931-1940年	140,740	7.0%	153,585	6.4%	294,325
1941-1950年	137,448	6.8%	240,162	10.1%	377,610
1951-1960年	163,859	8.1%	394,528	16.5%	558,387
1961-1970年	288,806	14.3%	580,275	24.3%	869,081
1971-1980年	426,900	21.2%	297,128	12.4%	724,028
1981-1990年	212,370	10.5%	194,074	8.1%	406,444
1991-2000年	97,782	4.8%	125,980	5.3%	223,762
2001-2010年	107,754	5.3%	110,264	4.6%	218,018
2011年以降	29,636	1.5%	75,176	3.1%	104,812
不明	5,766	0.3%	14,617	0.6%	20,383
	2,018,064		2,388,571		4,406,635

賃貸住宅(2014年)	m	
1DK	42	23畳
2DK	60	33畳
3DK	78	43畳
4DK	98	54畳
5DK以上	125	69畳以上

## スウェーデンの住宅政策と 歴史的変遷

### 住宅政策の背景にある基本的な考え方

- 市場原理による需給調整・住宅配分メカニズムは不完全
- 建築技能を維持することの重要性
- 住宅は人々の生活における基本財
- 経済発展の恩恵を国民が広く享受し、質の高い住宅を誰でも手頃な価格で手に入れられるようにすべき
- どの子供も良質の住環境で育てるようにすべき



- 住宅建設促進による住宅不足の解消
  - 戦後復興ブームの中で、限られた資本と労働力を国が配分
- 住宅ストック全体の近代化
  - 既存住宅の改築
  - 設備の最低水準の設定(上下水道、中央暖房、トイレ、浴室、部屋の大きさなど)

- 国による低利ローン
- 利率保証(変動分を国が補助)
- 返済の均等化のための特別ローン
- 持ち家世帯に対する利払い控除
- 国が定めた設備の最低水準を満たしていることが条件
- 自治体
  - 土地利用計画・認可権の独占
  - 住宅供給計画の策定と履行の責任
  - 住宅公社

### ➤ 100万件の新規建設計画



写真: Holger Ellgaard/Wikipedia

- (同一労働同一賃金、社会保障政策による購買力の底上げ)
- 子育て世帯に対する家賃補助
- 賃貸住宅の家賃規制
  - 1968年から現在の家賃規制システムに移行
  - 需給関係によって決まる市場価値ではなく、アパートの広さや性能に基づいた使用価値に基づいて、それぞれの住宅所有者と賃貸住宅居住人組合(全国組織・地方支部)が家賃を決定。
- 障がい者・年金生活者・少数民族への重点支援

- 1946年基準
  - キッチンを除いた各部屋に最大二人までの住人が住むこと
- 1964年基準
  - キッチンとリビングルームを除いた各部屋に最大二人までの住人が住むこと
  - ただし、一人暮らしの世帯がキッチン付き(コンロ付き)ワンルームに住むことは許容範囲内。
- 1987年基準
  - キッチンとリビングルームに加え、親(両親)が寝室を一つ、そして各子どもが自分の部屋を持っていること

- 質の高い住居に対する需要の維持
- 家賃規制
- 資本コストの平等化のための「平等化ローンシステム」(1968年)
- 既存物件の改築の促進
- ソーシャル・エンジニアリング

- 人々が様々な所有形態の住宅をより自由に選べるように。
- 集合住宅に住む子育て世帯が一戸建てを求めることも可能になるように。
- 「一つの住宅地には様々な社会経済的背景を持つ世帯がバランス良く混じり合って住むべき」

- 70年代のオイルショック後の不況 → 金融自由化にともなうバブル経済へ
- 「資本コスト平等化」の達成が困難に
- 高い限界税率＋利払い控除 → 持ち家世帯の実質的な優遇
- 継ぎ接ぎだらけの公的ローン・補助金・税制システム

- バブル崩壊にともなう深刻な不況(1991-1993年)
- 1991年税制改革
- 不況にともなう財政赤字の拡大
- 歳出キャップ制度(1996年)
- EU加盟(1995年)
- 金融市場の自由化
- 住宅政策の解体
  - サプライサイド政策の撤廃
- 家賃補助制度の縮小

- 包括的社会保障政策 + 貧困層への重点的支援  
という社会保障政策・福祉国家政策の考え方
  - 住宅政策も福祉国家政策の一部
  - 貧困対策は一義的にはまず「同一労働同一賃金」と失業者への就労支援によって行う。
  - 家賃手当による貧困世帯支援(子持ち世帯・若者・障害者・高齢者)
  - 家賃規制
- 公共住宅制度(social housing)はない
  - 自治体住宅公社は賃貸住宅ストックを増やすための重要な手段。

## 現在の居住保障政策

## 子持ち世帯向け家賃補助

### ➤ 条件

- 18歳未満の子供、もしくは基礎教育あるいは高校教育を受けている18歳以上の子供と同居している成人
- 課税年度1年間の世帯所得が一定以下(課税年度1~12月)
- 月々の家賃が1,400 kr(16,800円)以上
- 以下に示す計算で求められた受給額が100 kr以上
- 住宅は、賃貸住宅に限らず、分譲住宅でも一戸建てを自ら所有している場合でも良い。

### ➤ 基礎額

- 子1人: 1,500 kr (18,000円)、子2人: 2,000 kr (24,000円)、子3人以上: 2,650 kr (31,800円)

### ➤ 補助対象家賃の上限

- 子1人: 5,300 kr (63,600円)、子2人: 5,900 kr (70,800円)、子3人以上: 6,600 kr (79,200円)
- 賃貸住宅の場合、補助対象家賃には暖房費を含むが、電気代は含まない。
- 分譲住宅の場合、補助対象家賃は月々の共益費(暖房費を含む)に、利払い費用の一部を加えたもの。
- 一戸建ての場合、利払い費用の一部(同上)に住宅税、そして、自治体地代の7割、さらに暖房費その他の費用(あらかじめ決められた標準額)を加えたもの

- 家賃補助額 = 基礎額 + 補助対象家賃の上限までの家賃のうち1,400 kr (16,800円)を上回る部分の50%。

### ➤ 面積上限

- 子1人: 80㎡、子2人: 100㎡、子3人: 120㎡、子4人: 140㎡、子5人: 160㎡

### ➤ ただし、補助対象家賃の最低保障額

- 子1人: 3,000 kr (36,000円)、子2人: 3,300 kr (39,600円)、子3人: 3,600 kr (43,200円)、子4人: 3,900 kr (46,800円)、子5人: 4,200 kr (50,400円)

### ➤ 家賃補助の最大給付額

- 子1人: 3,400 kr (40,800円)、子2人: 4,200 kr (50,400円)、子3人以上: 5,200 kr (62,400円)

### ➤ 世帯所得に応じた減額

- 課税年度一年間(課税年度1~12月)の所得。
- 所得には、勤労所得の他、課税対象となる福利厚生および、社会保険給付(年金を含む)が含まれる。生活保護や児童手当は含まれない。
- 大学生手当のうち、補助金部分の8割が算入される。
- 自営業の所得も含まれる。
- 資本所得(利子収入やキャピタルゲイン)も含む。(損失と相殺)
- 資産(家賃補助の対象の住宅は除く)のうち100,000 kr (1,200,000円)を上回る部分の15%を所得に算入。

- シングルペアレントの場合、所得のうち117,000 kr (1,404,000円)を超えた部分の20%が給付額から減額。
- 夫婦の場合、それぞれの所得のうち58,500 kr (702,000円)を超えた部分の20%が給付額から減額。
  - 例1 夫の年収が100,000 kr (1,200,000円)、妻の年収が0 krの世帯の場合：
$$(100,000 - 58,500) \times 0.2 = 8,300 \text{ kr (99,600円) の減額}$$
  - 例2 夫の年収が50,000 kr (600,000円)、妻の年収が50,000 kr (600,000円)の世帯の場合：

減額なし



- 所得を考慮しなければ最大給付額が受給できたと仮定した場合、給付額がゼロになる世帯所得水準
  - シングルペアレント、およびそれぞれの所得が58,500 kr (702,000円)以上の夫婦の場合
    - 子1人: 328,000 kr (3,936,000円)、子2人: 376,000 kr (4,512,000円)、子3人以上: 436,000 kr (5,232,000円)
  - 少なくとも一人の所得が58,500 kr (702,000円)を下回る夫婦の場合
    - 子1人: 264,500 kr (3,174,000円)、子2人: 312,500 kr (3,750,000円)、子3人以上: 372,500 kr (4,470,000円)

- 子持ち世帯合計
  - 生活保護: 5.7%
  - 家賃補助: 11.4%
- シングルペアレント
  - 生活保護: 16.0%
  - 家賃補助: 35.1%
- 子持ち夫婦
  - 生活保護: 2.8%
  - 家賃補助: 5.0%

### ➤ 条件

- 18～29歳の単身世帯、もしくは二人とも18～29歳の夫婦・同棲世帯
- 課税年度1年間の世帯所得が一定以下
- 月々の家賃が1,800 kr(21,600円)以上
- 以下に示す計算で求められた受給額が100 kr以上

### ➤ 基礎額はなし

### ➤ 家賃補助額

- 家賃が2,600 kr(31,200円)未満の場合  
家賃のうち1,800 kr(21,600円)を上回る部分の90%。
- 家賃が2,600 kr(31,200円)以上の場合  
720kr(8,640円) + 3,600 kr(43,200円)までの家賃のうち2,600 kr(31,200円)を上回る部分の65%。

### ➤ 面積上限

- 60 m<sup>2</sup>

### ➤ 家賃補助の最大給付額

- 1,300 kr(15,600円)

- 世帯所得に応じた減額
  - 単身者の場合、所得のうち41,000 kr(492,000円)を超えた部分の33%が給付額から減額。
  - 夫婦・同棲者の場合、世帯所得のうち58,500 kr(702,000円)を超えた部分の33%が給付額から減額。
- 所得を考慮しなければ最大給付額が受給できたと仮定した場合、給付額がゼロになる世帯所得水準
  - 単身者の場合：86,720 kr(1,040,640円)
  - 夫婦・同棲者の場合：103,720 kr(1,244,640円)

- 条件
  - 自立に向けて努力していること(公共職業安定所に登録した上で求職活動をしている)
  - 社会保険給付や手当への申請資格があれば、それらの受給を申請し、受け取る。
  - スウェーデンに1年以上居住する18～64歳が対象。
- 「妥当な生活水準」の保障
  - 家賃補助だけでは補えない家賃の他、電気代や通勤費、火災保険・失業保険の保険料、労働組合費などが上乗せされる。
- 生活保護は一時的、家賃補助はより長期の保障。

- 所得比例型年金と積立年金
- 最低保障年金
  - 単身: 7,863 kr (94,356円)、夫婦・同棲: 7,061 kr (84,732円)
  - 16～64歳までの間に40年間スウェーデンに居住していた人に満額支給(1976年生まれ以降は25～64歳までの40年間)
  - 主に家賃を除いた生活費を保障することを目的。
- 高齢者向け家賃補助
  - 家賃支払いの余裕がない低所得者の生活を支援
- 高齢者向け生活保護

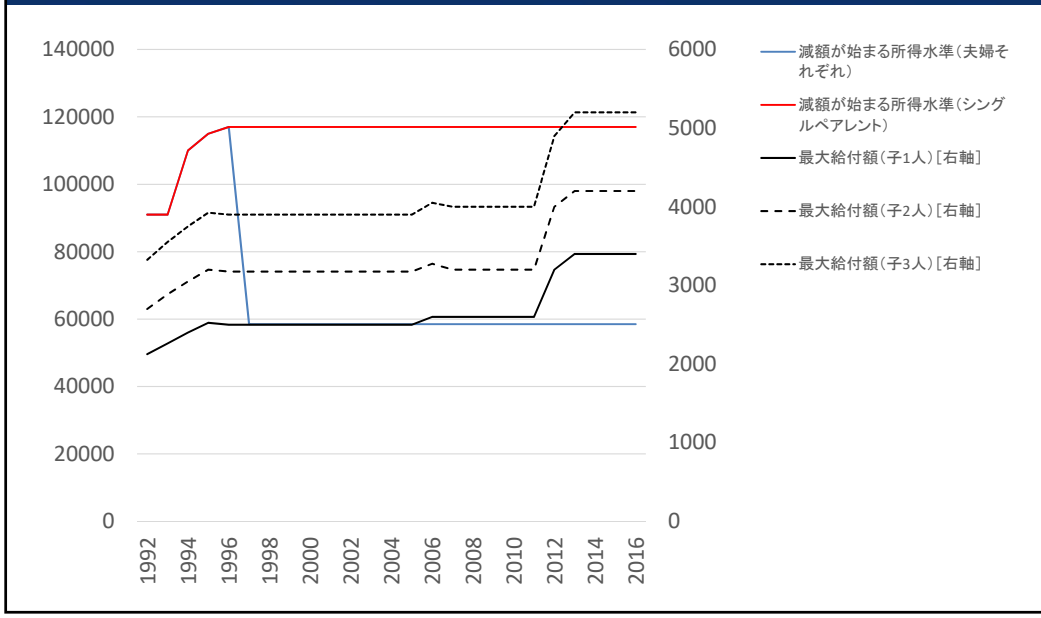
- 高齢者向け家賃補助
  - 年金を含めた総所得のうち最低保障年金の給付水準を上回る部分を、家賃(5,000 kr・60,000円が上限)から差し引き、その額に93%を掛けた額。
- 高齢者向け生活保護
  - 妥当な生活水準
    - » 単身者: 月4,786 kr (57,432円)
    - » 夫婦: 一人あたり4,044 kr (48,528円)
  - 住居費を支払ったあとに手元に残る額がこの水準を下回った場合には、その不足分が支払われる。

## 近年の変化

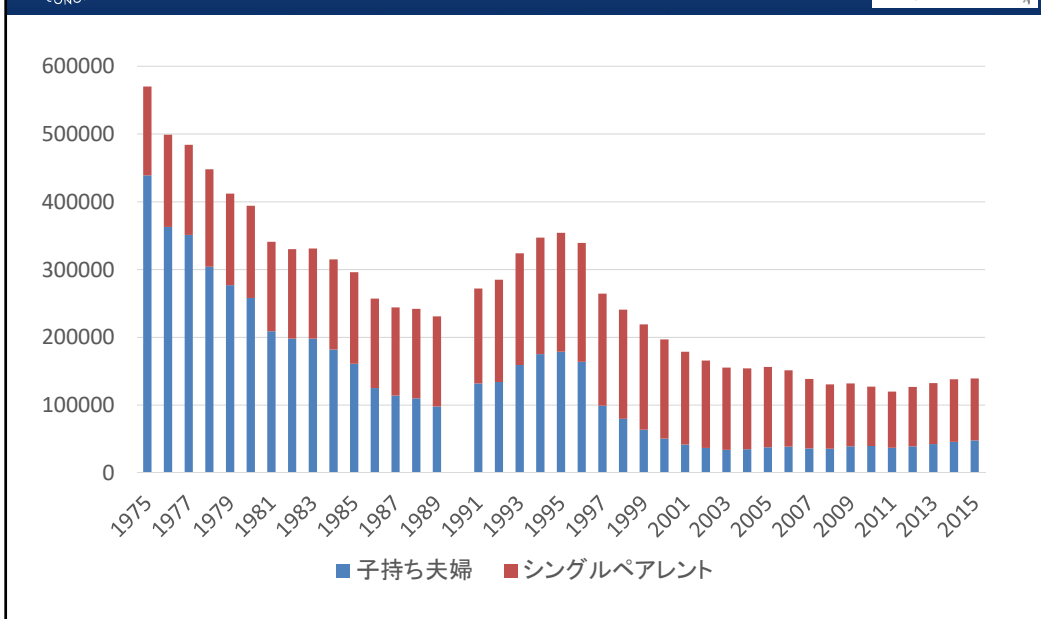
## 家賃補助の支給条件・水準の見直し

- 1997年に歳出抑制のための抜本的な改革
- 夫婦合計の所得からそれぞれの所得へ
  - 1996年までは夫婦合計所得が117,000 kr(1,404,000円)を超えた場合に減額が始まる。
  - 1997年からはそれぞれの所得が58,500 kr(702,000円)を超えた場合に減額が始まる。
- 給付の対象となる住宅面積の上限
- 分譲住宅、一戸建てへの給付条件の引き上げ
- 物価スライド・所得スライドの停止

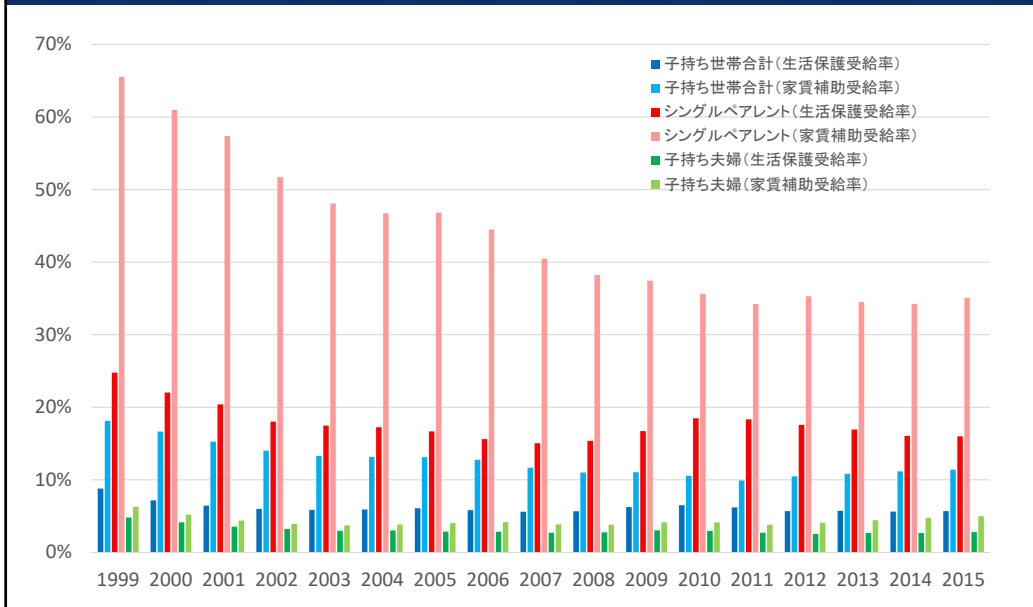
## 物価スライド・所得スライドの停止



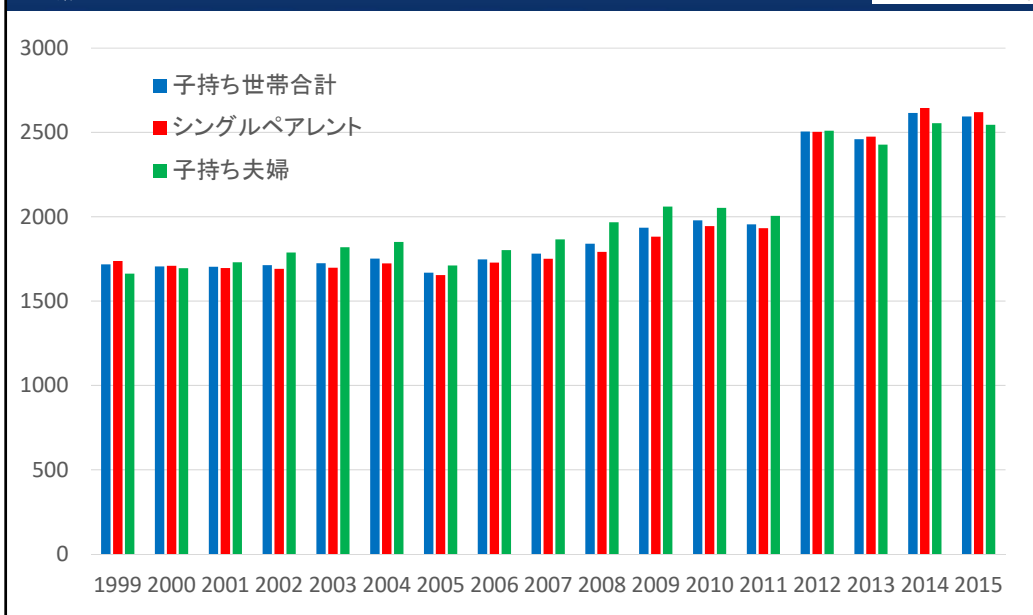
## 家賃補助受給率の変化



# 受給率の変化



# 家賃補助の平均給付額の変化



## 現在の課題

## 都市部の住宅不足(特に賃貸)

- 賃貸住宅の極端な不足
  - 待ち日数による受給調整
  - ストックホルムの平均待ち年数
  - 地方から大きな街に移住しようとする人(特に若者・大学生)や外国からスウェーデンにやって来る人に不利。
  - 分譲住宅と賃貸住宅の月々の費用の格差拡大
  - 民間住宅会社も、収益性の低い賃貸住宅を建てようとしなない。
  - 賃貸住宅の分譲住宅化
  - 賃貸住宅建設に対する利子補助金の廃止(2008年)



- 分譲住宅の価格高騰
- 自治体の認可プロセスが遅い。
- 住宅市場の流動化を阻害する不動産税制
- 住宅建設ブームがスウェーデンの都市部の郊外で続く。
- 家賃規制をどうするか。

- 2015年の難民申請者は17万人で過去最高。
- そのうち、約半分が難民認定を受ける。
- 認可プロセスの簡略化と住宅基準引き下げによる住宅建設の促進。
- 住宅地の分断 (segregation)。

研究成果の刊行に関する一覧

該当なし